

1 1 月 教育長 教育行政報告

令和 3 年

- 1 0 月 2 8 日（木） 人事評価制度に伴う校長前期面談
（油日小、雲井小、大野小、伴谷小、貴生川小、甲賀中）
- 2 9 日（金） 人事評価制度に伴う校長前期面談
（朝宮小、甲南第一小、小原小）
- 1 1 月 1 日（月） 新規採用職員 辞令交付式
人事評価制度に伴う校長前期面談
（柏木小、土山小、希望ヶ丘小、信楽中、城山中、土山中）
第 4 回行政改革推進本部会議
- 2 日（火） 部長会議
人事評価制度に伴う校長前期面談
（大原小、甲南中、水口中）
滋賀県小中学校教育研究会国際理解教育部会 第 1 0 回研究
発表大会（甲賀・湖南大会）
- 4 日（木） 「岡本太郎と信楽展」
「櫟野寺×^{アール}ART・^{ブリュット}BLUT」展
令和 4 年度教職員人事異動方針説明会
- 6 日（土） 第 1 3 回甲賀流忍者検定 記念講演会
- 9 日（火） 第 6 回甲賀市議会臨時会
- 1 0 日（水） 第 2 4 回水口町秋季ゲートボール大会開会式
第 1 0 回教育委員会委員協議会
- 1 2 日（金） 朝宮小「グランドピアノお披露目式」
- 1 5 日（月） 部長会議
第 2 回甲賀市男女共同参画推進本部本部会
- 1 7 日（水） 第 6 回校務運営等協議会
第 1 3 回甲賀市教育委員会定例会

令和 4 年（2022 年）甲賀市成人式の開催について

1. 趣旨 新成人を招き、新しい人生の門出を祝福し、将来を激励するとともに、一人ひとりが次代の地域社会を担う新成人としての自覚を新たにさせていただく機会として開催する。
2. 主催 甲賀市、甲賀市教育委員会、甲賀市成人式実行委員会
3. 日時 令和 4 年 1 月 9 日（日）

開 場	1 3 : 0 0 ~
第一部 記念式典	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
第二部 記念イベント～新成人のつどい～	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 3 0
4. 会場 社会的距離の確保など 3 密回避のため、以下の 3 会場で分散開催とする
 - (1) あいこうか市民ホール（ホール）
 - (2) 碧水ホール（ホール）
 - (3) 甲南情報交流センター（ホール）

※出身中学校別に会場を指定する
※各会場想定利用人数は別紙のとおり
5. 対象 平成 1 3 年 4 月 2 日から平成 1 4 年 4 月 1 日に生まれた方で、下記のいずれかに該当する方
 1. 甲賀市に住民登録がある方
 2. 現在、甲賀市に住民登録はしていないが、甲賀市内の学校に通ったことがある方、甲賀市内にお勤めの方で、甲賀市成人式への参加を希望する方

※参考：甲賀市住民登録数（令和 3 年 8 月 1 日現在）

男性 4 7 6 名 女性 4 4 3 名 合計 9 1 9 名
6. 日程 第一部 記念式典

開 式	
	国歌斉唱
	市民憲章唱和
	市長式辞
	来賓祝辞
	来賓紹介

主催者紹介
新成人誓いのことば
閉 式

第二部 記念イベント～新成人のつどい～

お楽しみ抽選会【各会場で実施】

(新成人による、新成人のための運試し企画)

7. 運営
- ・メイン会場とするあいこうか市民ホールにて主催者・来賓出席のもと記念式典を開催し、記念式典の様子を他会場にライブ配信する
 - ・各会場の運営は甲賀市・甲賀市教育委員会事務局職員及び成人式実行委員（新成人の各会場サポートメンバー含む）、会場施設管理者にて担うこととし、ライブ配信等は専門業者に委託する
 - ・来賓案内は例年どおりとするが、登壇者は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り少人数で配置する
 - ・第二部については各会場で実施する
8. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策
- ・3会場での分散開催（3密防止）
 - ・当日発熱や風邪の症状がある場合は参加を認めない
 - ・マスク着用の徹底（飛沫感染防止）
 - ・入場前の検温、手指の消毒
 - ・受付での入場者氏名および住所、連絡先の確認
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ利用の啓発
 - ・座席の間隔を空ける（身体的距離の確保）

※対象者には事前に案内通知を発送し、当日持参することで受付時の密集を防ぐ

※防止対策については、事前に広報やホームページにおいて広く周知するとともに、成人式実行委員のSNSを活用して周知を行う

※新型コロナウイルス感染者の発生状況やイベントの開催自粛、施設の使用制限等の状況に応じた開催方法の変更や中止の判断基準を別途定めるものとする

【別紙】

令和4年（2022年）甲賀市成人式〈各会場想定人数〉

会場名	集客可能人数(※1)	対象校	参加想定人数(※2)
あいこうか市民ホール	377席	水口中学校 水口東中学校 土山中学校 その他(※3)	358人
碧水ホール	216席	城山中学校 信楽中学校	211人
甲南情報交流センター	228席	甲賀中学校 甲南中学校	232人
			801人

※1：集客可能人数は、事業等の実施および市施設の貸館等に係るガイドライン、施設再開ガイドラインまたは利用基準による

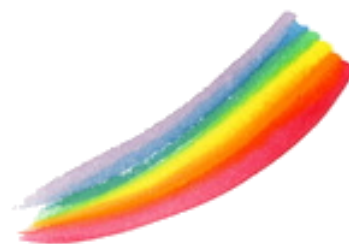
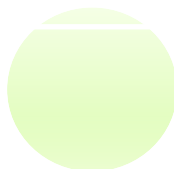
※2：参加想定人数は、令和3年8月1日現在の住民登録数と生徒数（水口東中）を基に算出した参加対象者の8割（近年の参加率参考）に想定

※3：その他は、市立以外の中学校卒業生及び中学卒業後に甲賀市へ移住された方



甲賀市 人権に関する総合計画

改訂版



平成29年(2017年) 7月策定
令和 3年(2021年)10月改訂

甲 賀 市

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

応える安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を

目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	人権をめぐる主な動向	2
〔1〕	国際的な動き	2
〔2〕	国・滋賀県の動き	4
3.	計画の位置づけ	5
4.	計画の期間	5
第2章	人権に関する現状	6
1.	人口の推移	6
2.	人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識	7
〔1〕	調査の概要	7
〔2〕	調査結果の概要	8
〔3〕	平成29年度以降の調査と調査結果の概要	20
〔4〕	調査結果の分析	25
3.	人権に関する計画の取組状況	27
〔1〕	甲賀市人権総合計画	27
〔2〕	甲賀市同和対策基本計画	28
〔3〕	甲賀市人権教育基本計画	29
〔4〕	人権に関する施策の取組状況	30
	策定後4年間 分野別課題ごとの施策と教育・啓発取組状況	36
第3章	今後の人権施策の課題	37
	女性の人権	37
	子どもの人権	42
	高齢者の人権	45
	障がいのある人の人権	49
	同和問題	52
	外国人の人権	55
	インターネットによる人権侵害	58
	感染症に起因する人権問題	61
	その他さまざまな人権問題	62

第4章	人権施策の展開方向	65
1.	基本理念	65
2.	計画の視点	66
3.	各主体の役割と連携・協働	67
4.	具体的な取組	69
	〔1〕人権教育・啓発の推進	69
	〔2〕相談と支援体制	73
	〔3〕分野別の取組	74
	女性の人権	74
	子どもの人権	75
	高齢者の人権	76
	障がいのある人の人権	77
	同和問題	78
	外国人の人権	79
	インターネットによる人権侵害	80
	感染症に起因する人権問題	80
	その他さまざまな人権問題	81
第5章	計画の推進	82
1.	推進体制	82
2.	計画の進行管理	83
3.	目標指標	83

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

近年では、多発する孤独死や自殺、さらには、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、学校や職場等でのいじめ、人権を無視した雇用状況など私たちの周りには、いまだ解決されないさまざまな人権問題が存在しています。

また、経済情勢の悪化による子どもの貧困問題やスマートフォンの急速な普及に伴うインターネットによる人権侵害、性同一性障がいのある人に対する人権侵害、東日本大震災における被災者への人権侵害など、新たな問題も顕在化しています。

人権に関する問題は、複雑に絡みあい、より深刻化する傾向にあります。人権に関する問題を解決するためには、各分野が連携を保ちながら人権という視点から総合的な取組を展開し、市民一人ひとりの意識の向上を図ることが不可欠です。

甲賀市（以下「本市」という。）では、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成17年（2005年）1月に施行し、平成17年（2005年）11月には「甲賀市市民憲章」を制定しました。また、同年12月に「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を発し、平成19年（2007年）2月には、「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を決定し、平成20年（2008年）4月には、「甲賀市人権総合計画」を、平成20年（2008年）5月には「甲賀市同和対策基本計画」を、平成21年（2009年）3月には「甲賀市人権教育基本計画」をそれぞれ策定しました。

その後、これら2つの方針と3つの計画を基に、「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」「外国人」などに関する人権課題の達成に向けた施策を推進してきました。

本来、人権尊重のまちを実現するためには、行政のみで達成できるものではなく、市民、企業・事業所等がそれぞれの責任において行動することが必要です。

平成28年度（2016年度）で「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」の計画期間が終了することから、昨今の人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことをめざし、これら3つの計画と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した、「甲賀市人権に関する総合計画」（以下「本計画」という。）を策定したものです。

今回の中間見直しは、「人権に関する総合計画」は継続的に取り組んでいくものであるため、抜本的な見直しは行わず、社会情勢の変化の中で、とりわけ新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題を中心に行いました。

2. 人権をめぐる主な動向

〔1〕国際的な動き

国連では、昭和23年(1948年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を採択し、その後、世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」を制定しました。

昭和40年(1965年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元年(1989年)には、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など、諸条約を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

また、重要な人権課題についての集中的な取組として、「人権教育のための国連10年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、12月10日の「人権デー」をはじめとする人権に関わる活動を展開しています。

しかしながら、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争をはじめ、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年(1994年)の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年(2004年)12月末で終了を迎えましたが、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくため、「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17年(2005年)1月から平成21年(2009年)12月末までの第1フェーズ¹では「初等・中等教育制度」に、平成22年(2010年)1月から平成26年(2014年)12月までの第2フェーズでは、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に、平成27年(2015年)1月から令和元年(2019年)12月までの第3フェーズでは、「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修」に重点を置いて取り組まれてきました。そして、令和2年(2020年)1月から令和6年(2024年)12月までの第4フェーズでは、「青少年のための人権教育」に重点を置いています。

平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しています。

¹ フェーズ：変化する過程の一区切り。局面、段階のこと。

また、平成27年（2015年）9月の国連総会にて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画であり、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものです。この中で、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が定められました。SDGsは17の世界的目標と169の達成基準から構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓い、すべての人々の人権を尊重することを掲げています。

このように、現在の国際社会は、人権確立をめざす潮流の中にあります。

〔２〕国・滋賀県の動き

国においては、平成９年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じた人権教育の推進や重要課題への取組が示されました。また、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

平成12年(2000年)12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務として定められるとともに、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定し、平成14年(2002年)３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

同和問題については、昭和40年(1965年)８月に出された国の同和対策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

また、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」等の各種法律が制定され、取組が進められてきましたが、社会情勢の変化に伴い、さらに新たな人権問題に対応するため、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

滋賀県においては、平成13年(2001年)４月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成15年(2003年)３月に人権が尊重される社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。

平成23年(2011年)３月には、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため「滋賀県人権施策推進計画」を策定し、計画の期限を迎える平成28年(2016年)３月に改定しました。さらに、令和元年(2019年)４月には、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、甲賀市総合計画と整合させ、平成29年度(2017年度)から令和10年度(2028年度)までの12年間とします。

また、社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて4年ごとに見直しするものとします。

5. 調査結果の表示方法

○アンケート調査結果の表示について、比率はすべて、各設問の不明・無回答を含む集計対象者に対する百分率(%)を表しています。1人の対象者に2つ以上の回答を求める設問(複数回答設問)では、百分率(%)の合計は、100.0%を超える場合があります。

○百分率(%)は小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しました。1つだけ回答を求める設問(単数回答設問)では、四捨五入の関係上各選択肢の百分率(%)の合計が100.0%にならない場合があります。

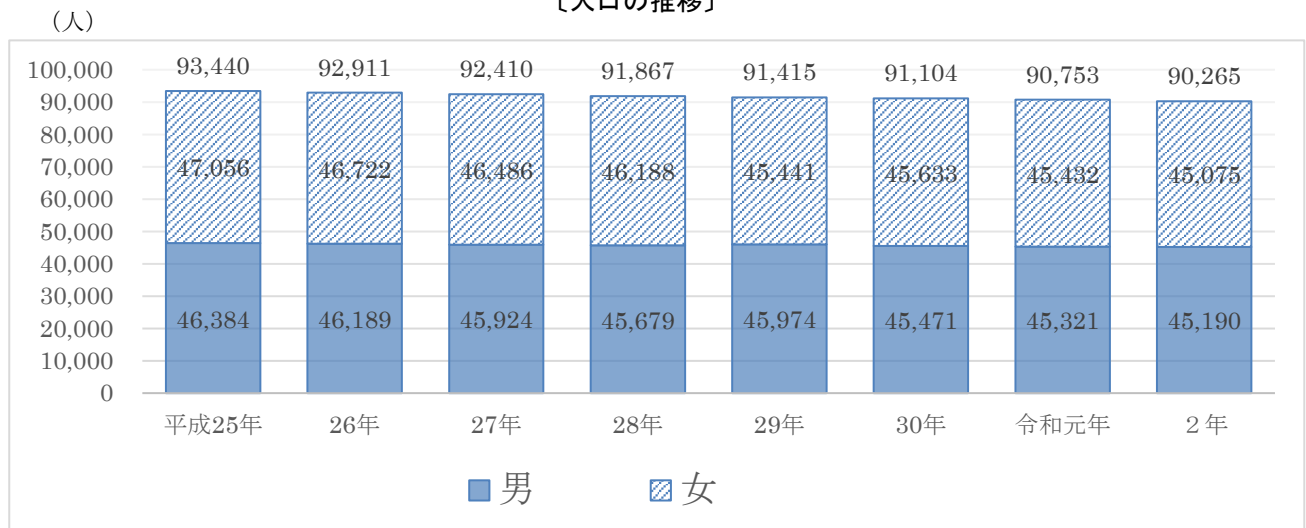
第2章 人権に関する現状

1. 人口の推移

本市の人口は、年々減少しており、令和2年(2020年)9月末日現在で90,265人となっています。

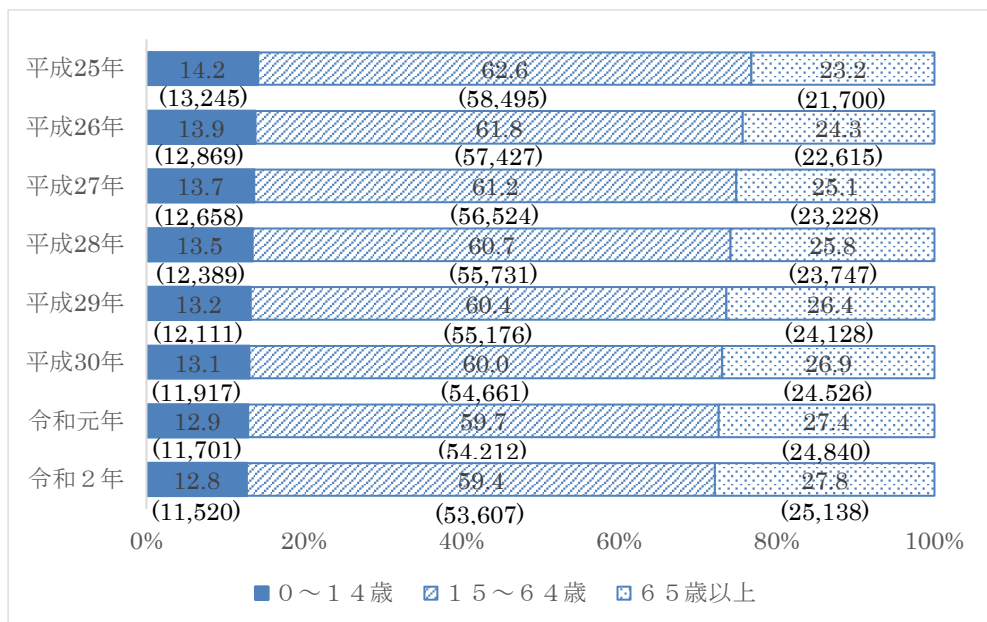
年齢3区分別でみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、令和2年(2020年)では27.8%と高齢者が人口の4分の1以上を占め、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

〔人口の推移〕



〔年齢3区分別人口の割合〕

カッコ内は人口数(人)



〔人口の推移〕〔年齢3区分別人口の割合〕の人口については、各年の9月末日現在の人口で集計しています。

2. 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識

〔 1 〕 調査の概要

（１）調査の目的

人権尊重のまちづくりを推進するための「甲賀市人権に関する総合計画」の策定にあたり、市民の人権についての考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「甲賀市人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

（２）調査方法

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成27年(2015年)10月1日
調査期間	平成27年(2015年)11月14日～平成27年(2015年)11月30日

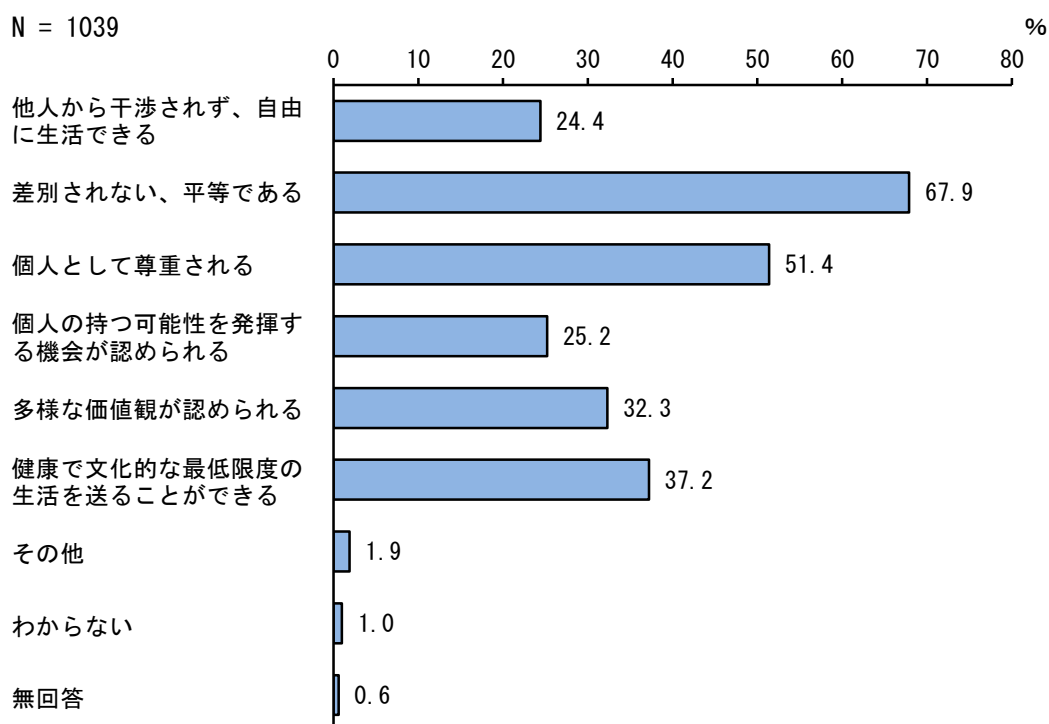
（３）回収結果

配 布 数	有効回答数	有効回答率
2, 5 0 0	1, 0 3 9	4 1. 6 %

〔２〕調査結果の概要

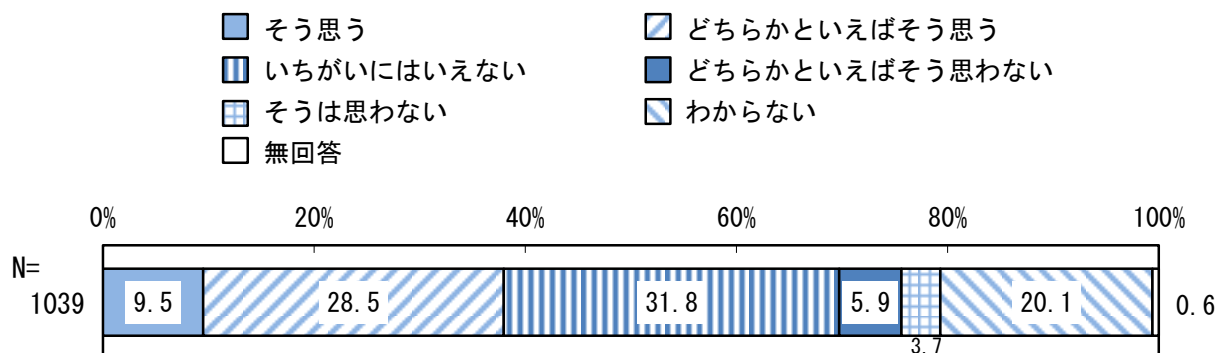
（１）「人権尊重」のとらえ方

「差別されない、平等である」が67.9%と最も高く、次いで「個人として尊重される」が51.4%と続いています。



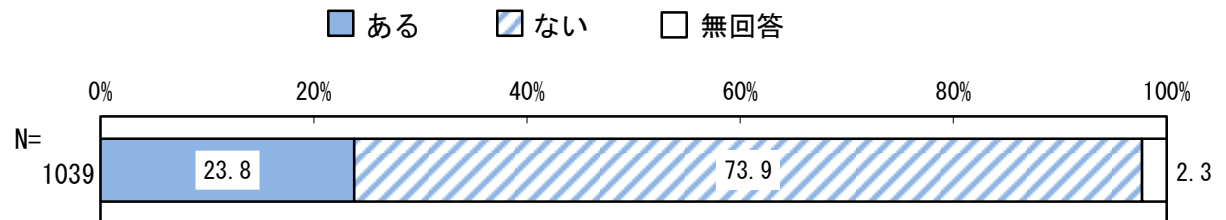
（２）本市における「人権尊重」の状況

本市は「人権が尊重されるまち」になっているかという問には、「いちがいにはいいえない」が31.8%、「思わない」割合（「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた割合）が9.6%となっています。また、20.1%の人が「わからない」と答えています。



(3) 人から嫌なことを言われたりされたりした経験状況

最近5年以内に人権に関して、人から嫌なことを言われたりされたりしたことが「ある」が23.8%に対し、「ない」は73.9%となっており、およそ4人に1人が、ここ5年以内に人から嫌なことを言われたりされた経験があると答えています。



(4) 人権を侵害された内容

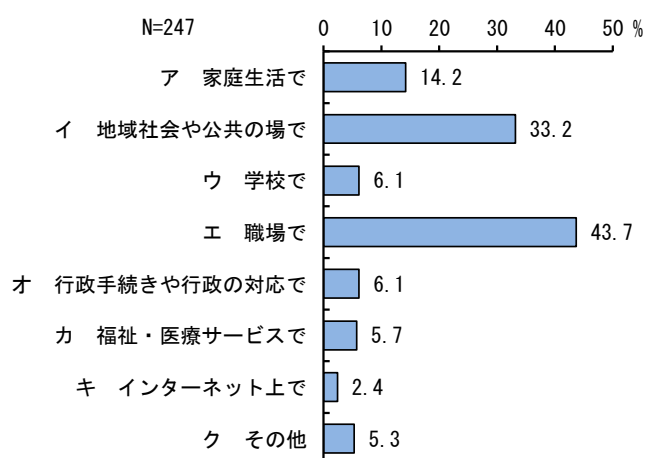
職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きており、「イ 地域社会や公共の場で」では、「あらぬうわさ、悪口を言われた」が15.8%と最も高く、「エ 職場で」では、「ハラスメントを受けた」が22.7%と最も高くなっています。

また、「イ 地域社会や公共の場で」、「エ 職場で」共に「差別待遇」、「仲間外れ、いじめ」、「プライバシーを侵害」の項目は他より割合が高くなっています。

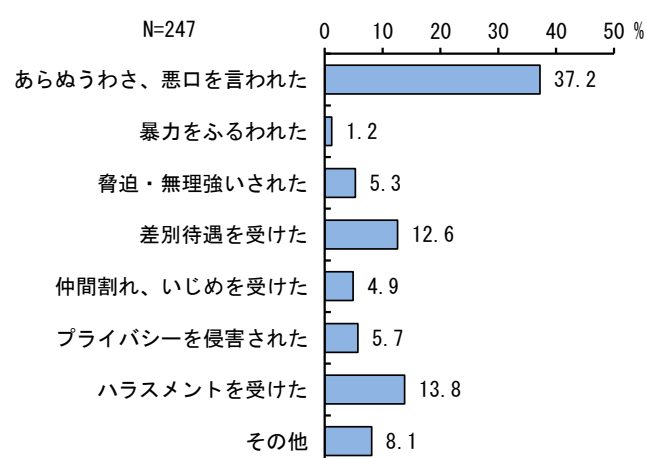
単位：％

区分	有効回答数(件)	あらぬうわさ、悪口を言われた	暴力をふるわれた	脅迫・無理強いされた	差別待遇を受けた	仲間外れ、いじめを受けた	プライバシーを侵害された	ハラスメントを受けた	左記以外のことを受けた	受けていない	無回答
ア 家庭生活上で	247	4.0	1.2	1.6	2.8	2.4	2.8	2.4	1.2	18.2	67.6
イ 地域社会や公共の場で	247	15.8	0.4	3.6	7.3	6.5	6.9	2.8	5.7	15.0	51.8
ウ 学校で	247	2.8	-	0.4	1.6	2.4	0.4	1.2	0.4	14.2	79.8
エ 職場で	247	15.8	0.4	3.2	8.5	4.9	6.1	22.7	3.6	10.1	46.2
オ 行政手続きや行政の対応で	247	0.8	-	0.8	4.0	0.4	1.2	0.8	0.4	19.0	74.9
カ 福祉・医療サービスで	247	0.8	-	0.8	3.2	-	0.8	0.4	0.8	18.6	75.7
キ インターネット上で	247	0.8	-	0.8	-	-	-	-	0.8	20.2	77.3
ク その他	247	1.6	-	0.8	0.4	0.8	1.6	0.4	0.8	10.9	83.8

【人権侵害を受けた場面】

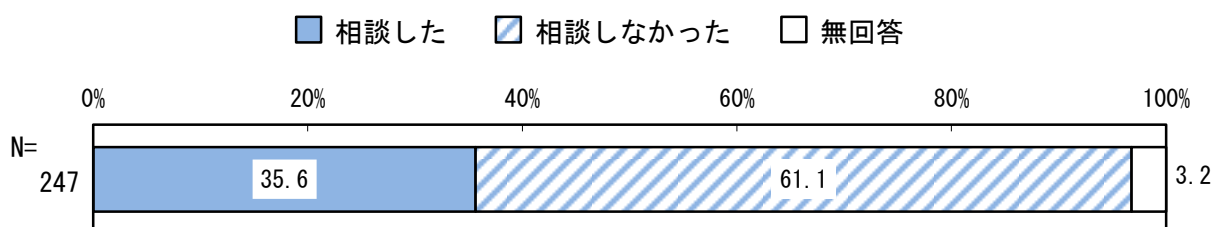


【人権侵害を受けた内容】



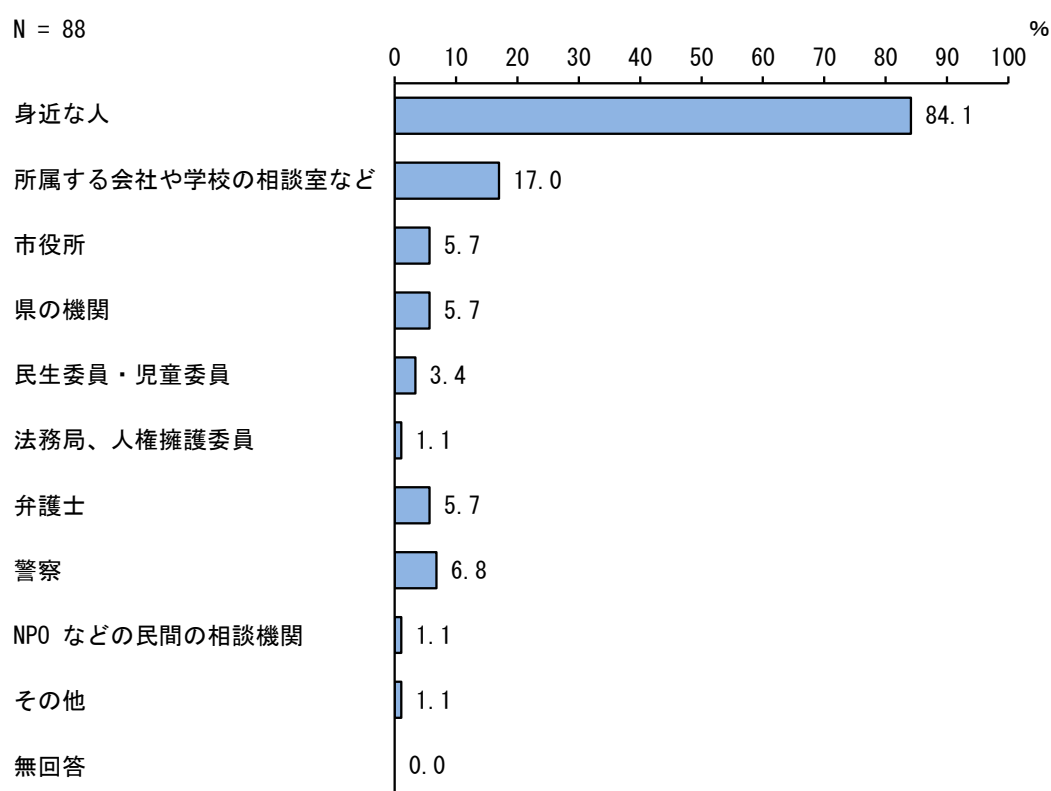
(5) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談の有無

人から嫌なことを言われたりされたりした際、誰かに「相談した」が35.6%に対し、「相談しなかった」の割合が61.1%となっています。



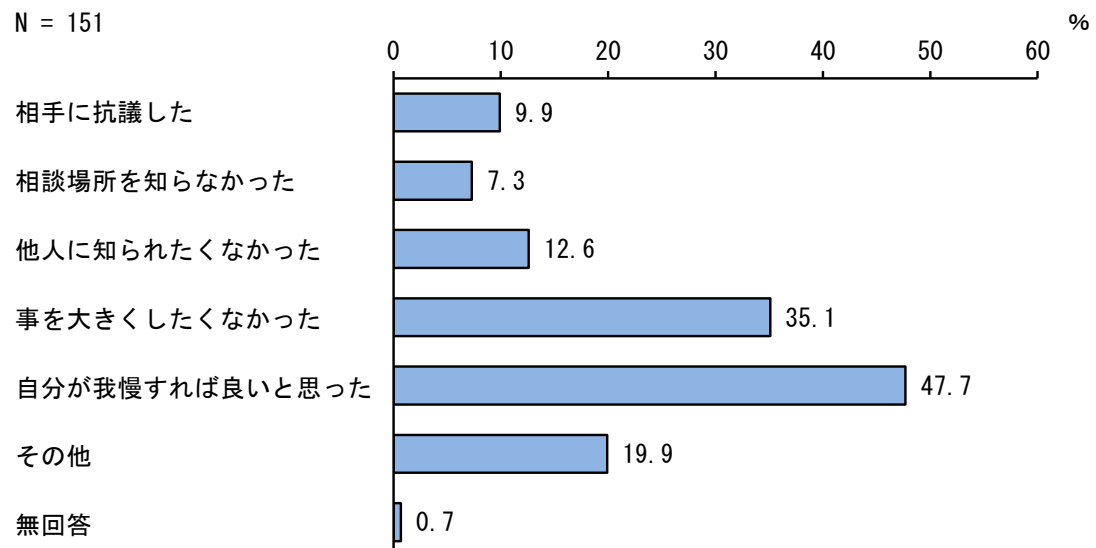
(6) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先

その相談先は、「身近な人」が84.1%と最も高くなっています。「市役所」、「県の機関」、「弁護士」、「警察」への相談は5～6%台となっています。



(7) 相談しなかった理由

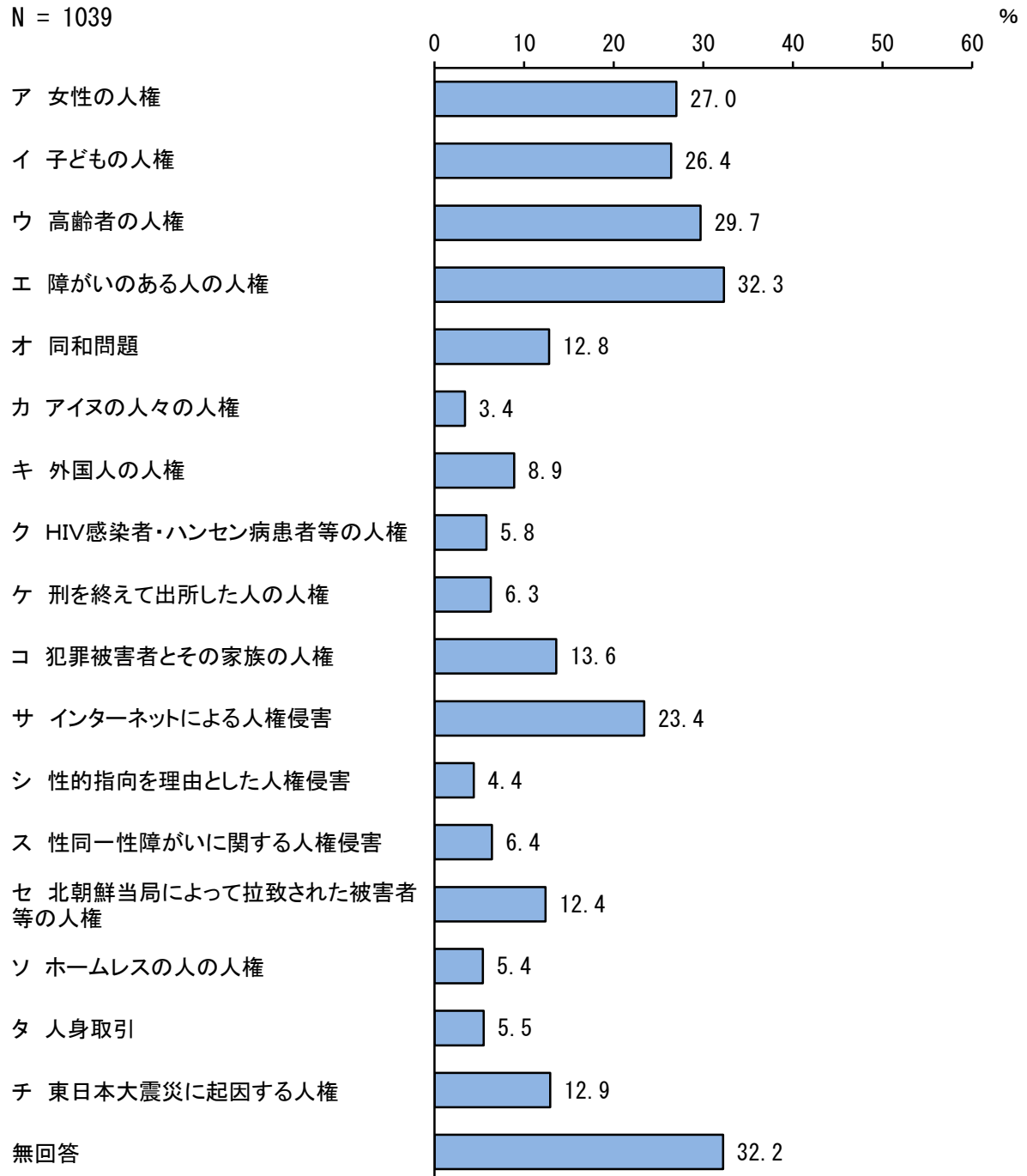
相談しなかった理由は、「自分が我慢すれば良いと思った」が47.7%と最も高く、次いで「事を大きくしたくなかった」が35.1%となっています。また、「相談場所を知らなかった」は7.3%となっています。



（８）関心のある人権課題

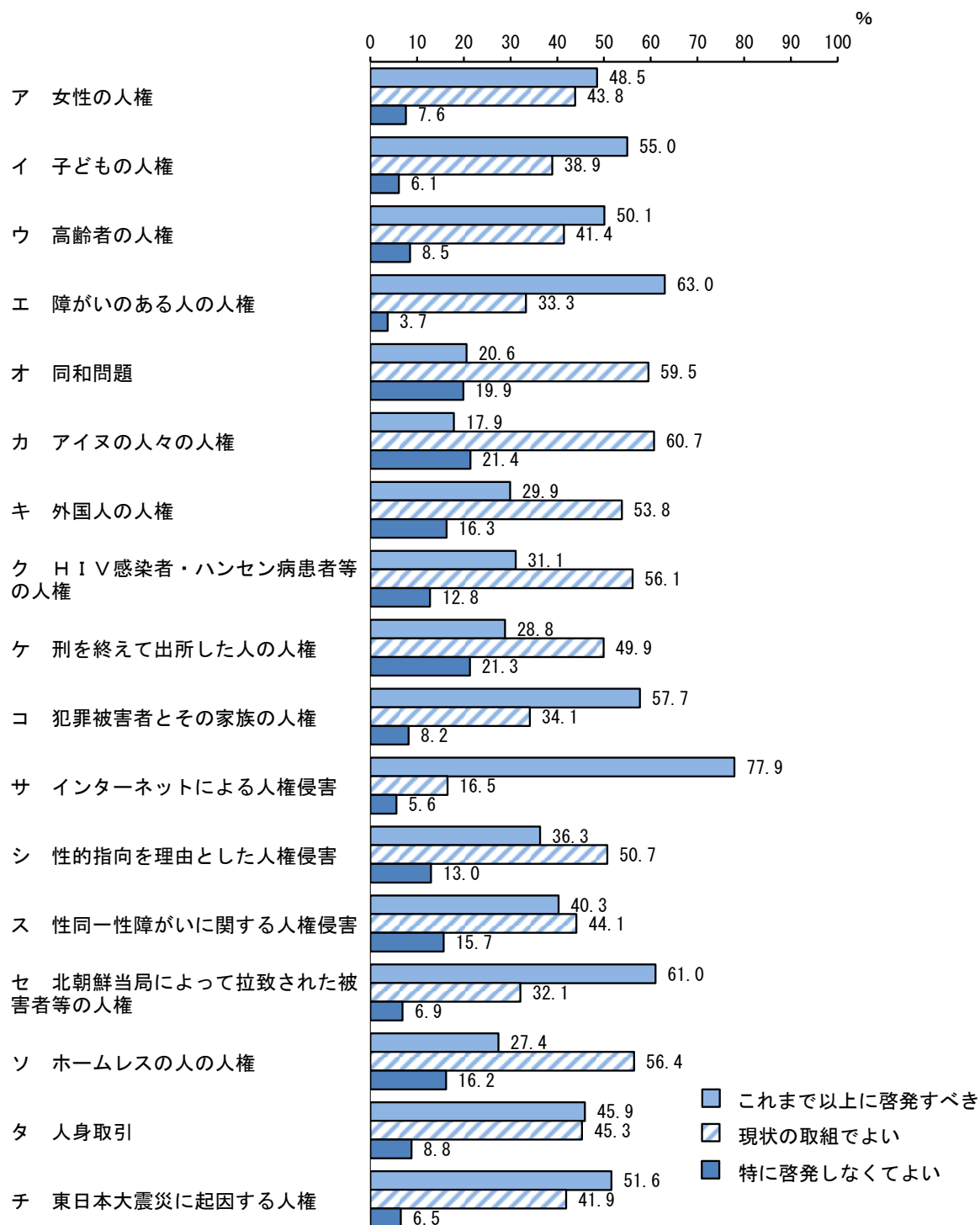
関心のある人権課題では、「エ 障がいのある人の人権」が32.3%と最も高く、次いで「ウ 高齢者の人権」が29.7%となっています。

N = 1039



(9) 今後、一層啓発すべき人権課題

「これまで以上に啓発すべき」の割合が最も高い項目は、「インターネットによる人権侵害」、「障害がいのある人の人権」、「セ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」で 60.0%を超えています。



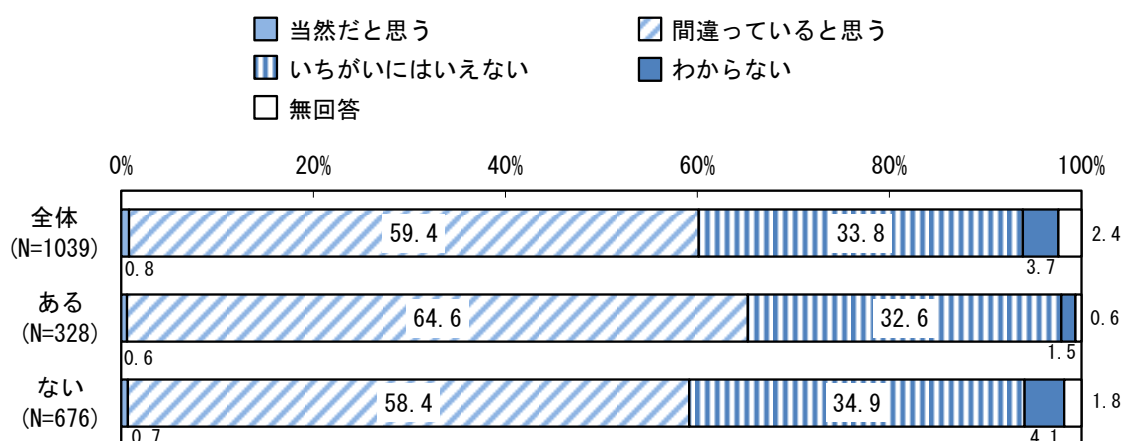
(10) 人権尊重や人権侵害に対する見方、とらえ方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

- ① 会社の管理職登用の選考で、女性であるAさんの管理能力の方が高いのに、女性であることを理由に、別の男性を管理職に登用したことについて

「間違っていると思う」が59.4%と最も高くなっています。

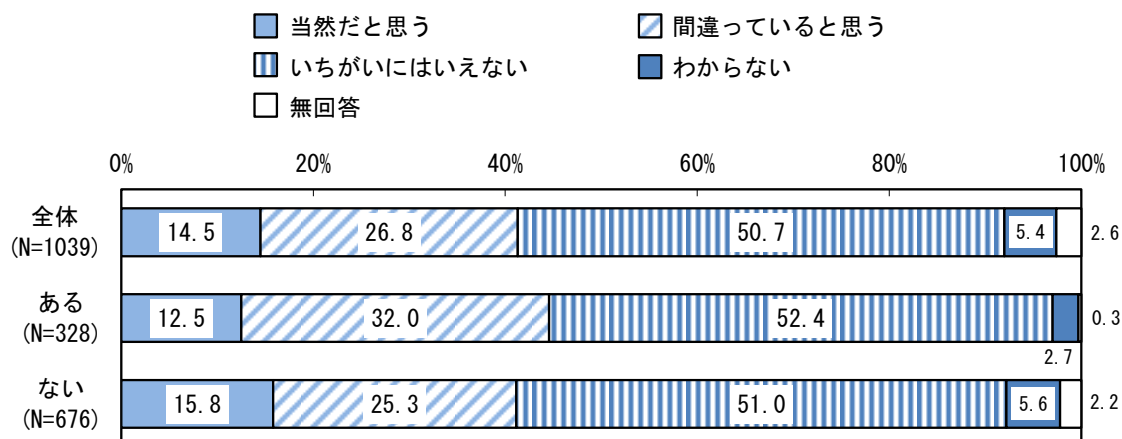
人権に関する学習会への参加の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ② 高校生の子どもにスマートフォンを持たせている親が、子どものことを心配して、無断でメールを見たことについて

「いちがいにはいえない」が50.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が26.8%と高くなっていますが、「当然だと思う」も14.5%と低くありません。

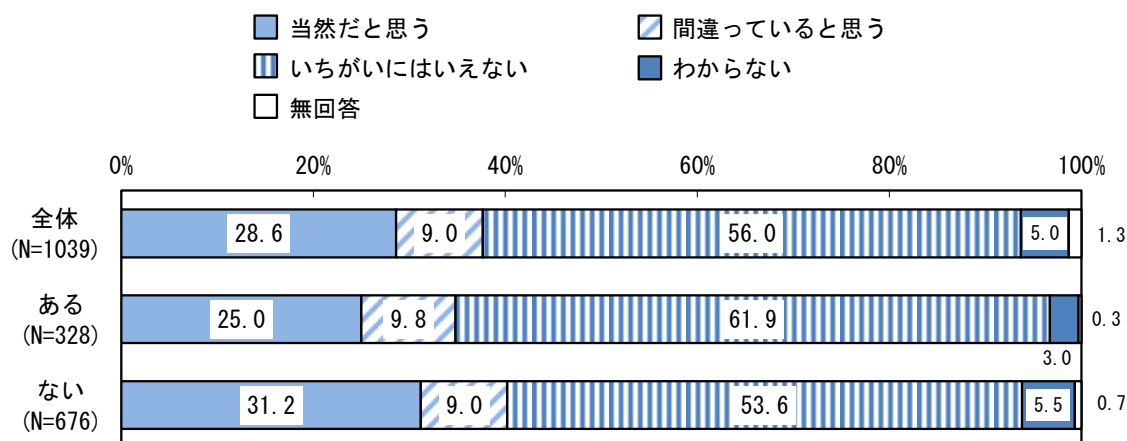
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ③ 認知症が進行して町中を徘徊することがあるBさんを介護している家族は、介護する人がいないときに、Bさんが家から出られないように鍵をかけていることについて

「いちがいにはいえない」が56.0%と最も高くなっており、「間違っていると思う」は9%にとどまっています。

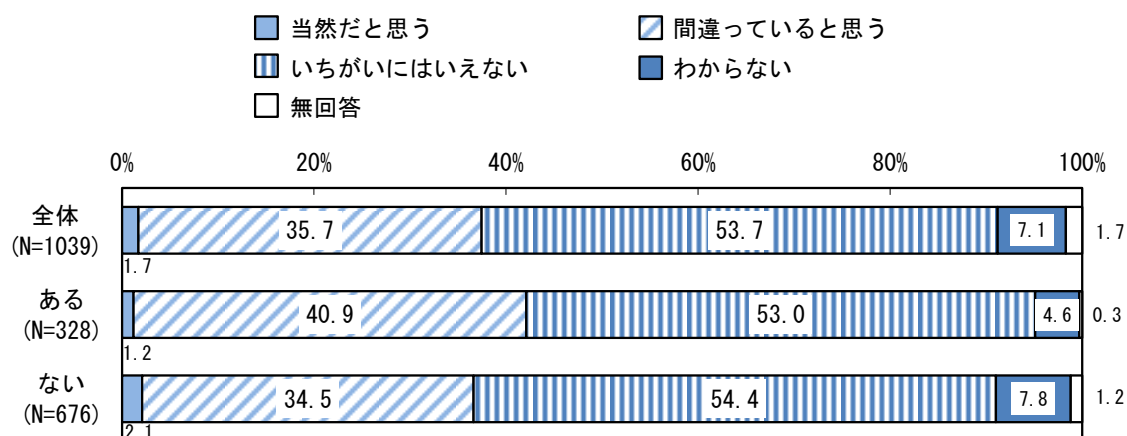
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「当然だと思う」の割合が低くなっています。



- ④ 借家を探していた外国人が適当なアパートを見つけたので申し込んだところ外国人であることを理由に、貸すことを断った家主の態度について

「いちがいにはいえない」が53.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が35.7%となっています。

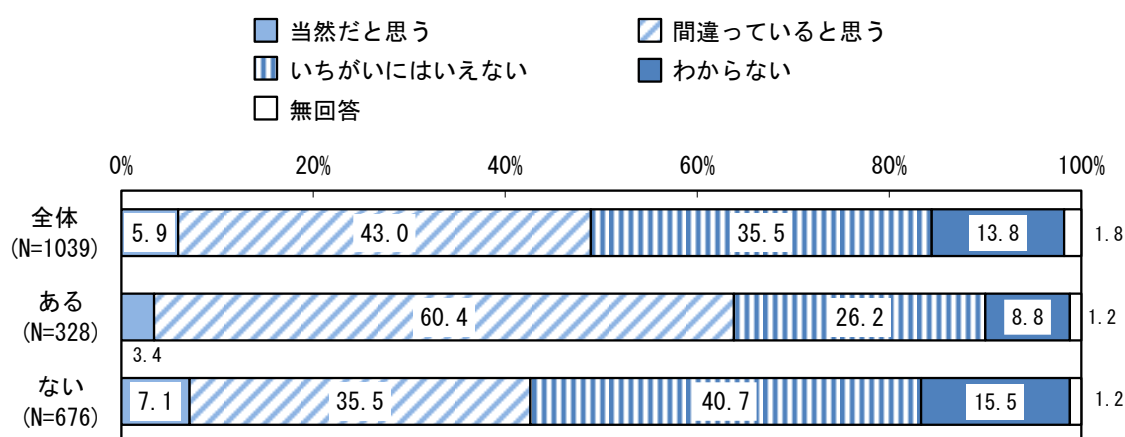
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ⑤ Cさんは、手頃な家を見つけて買おうとしたが、その場所が同和地区かどうか、市役所に問い合わせた行動について

「間違っていると思う」が 43.0%と最も高くなっています。「わからない」が 13.8%となっており、他ケースの回答よりも高くなっています。

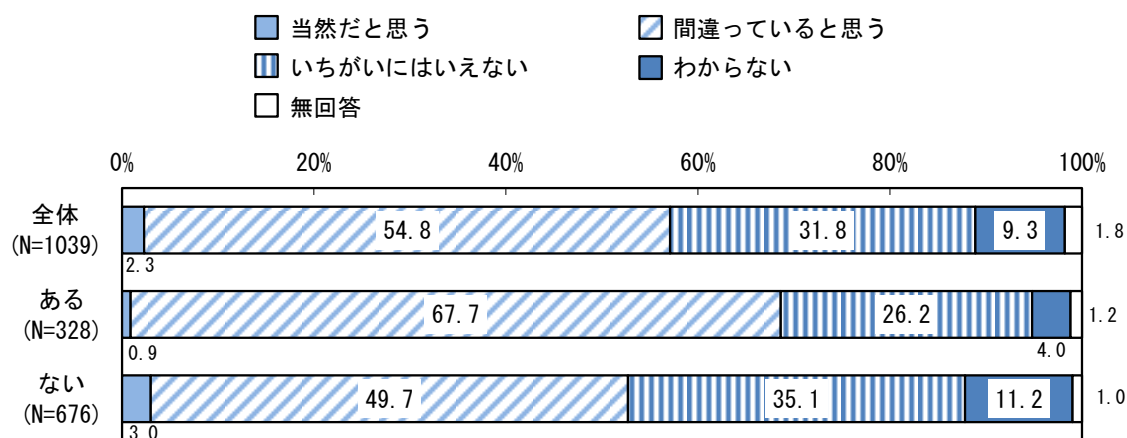
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ⑥ 障がいのある人のための施設が住宅街に建設されることになり、地元の住民が建設に反対したことについて

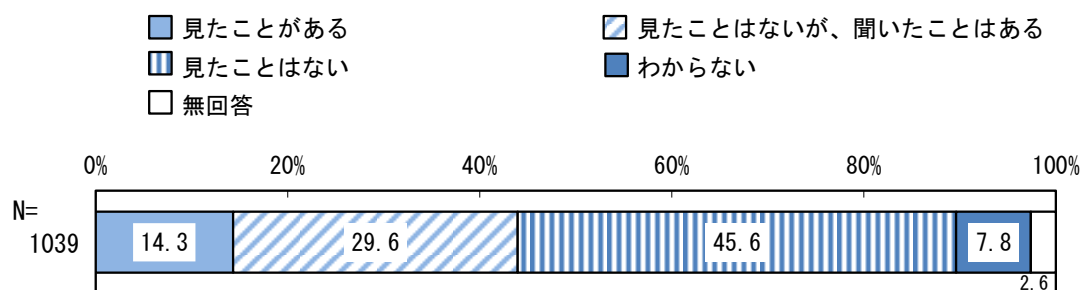
「間違っていると思う」が 54.8%と最も高く、次いで「いちがいにはいえない」が 31.8%となっています。

人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



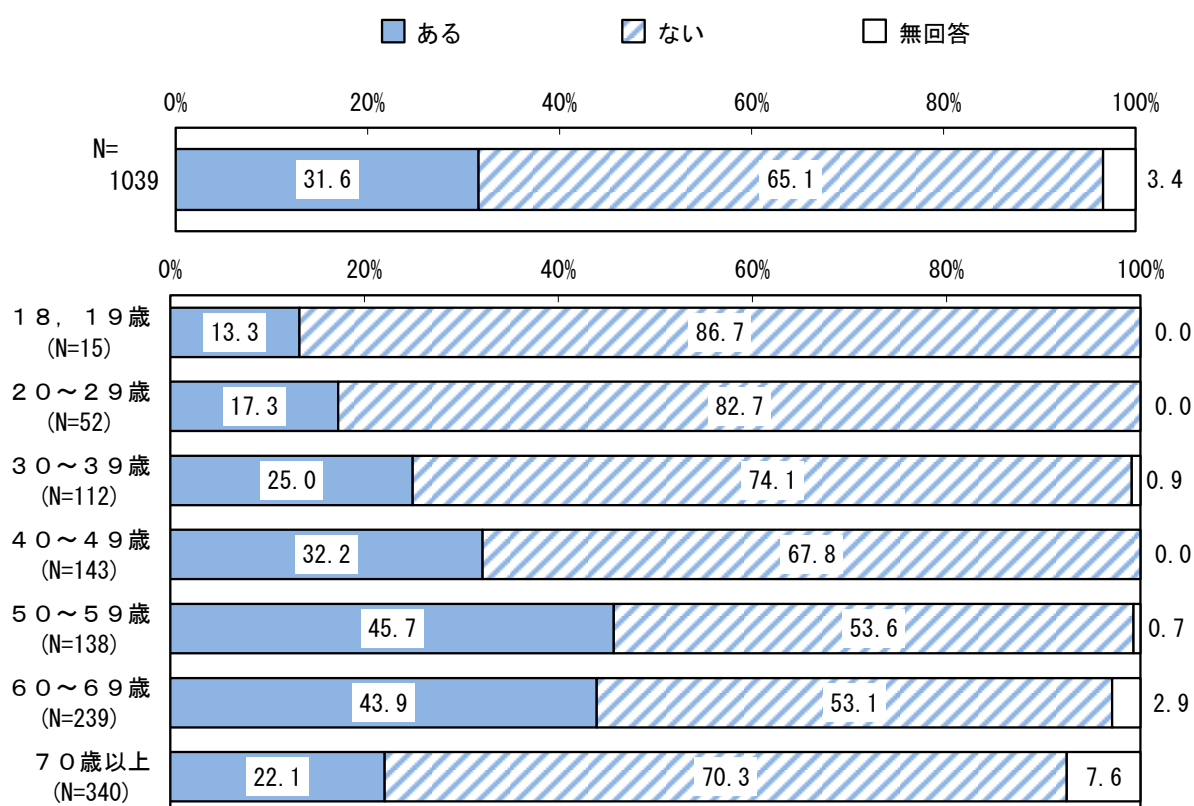
(11) インターネットによる差別的な書き込みを見た経験

「見たことがある」が14.3%、「見たことはないが、聞いたことはある」が29.6%、となっています。



(12) ここ3年以内での人権に関する学習会への参加経験

「ない」が65.1%となっており、多くの方が人権に関する学習会に参加していない状況です。学習会に参加したことがある人の年齢層は、50歳代、60歳代が多く、若年層で低くなっています。

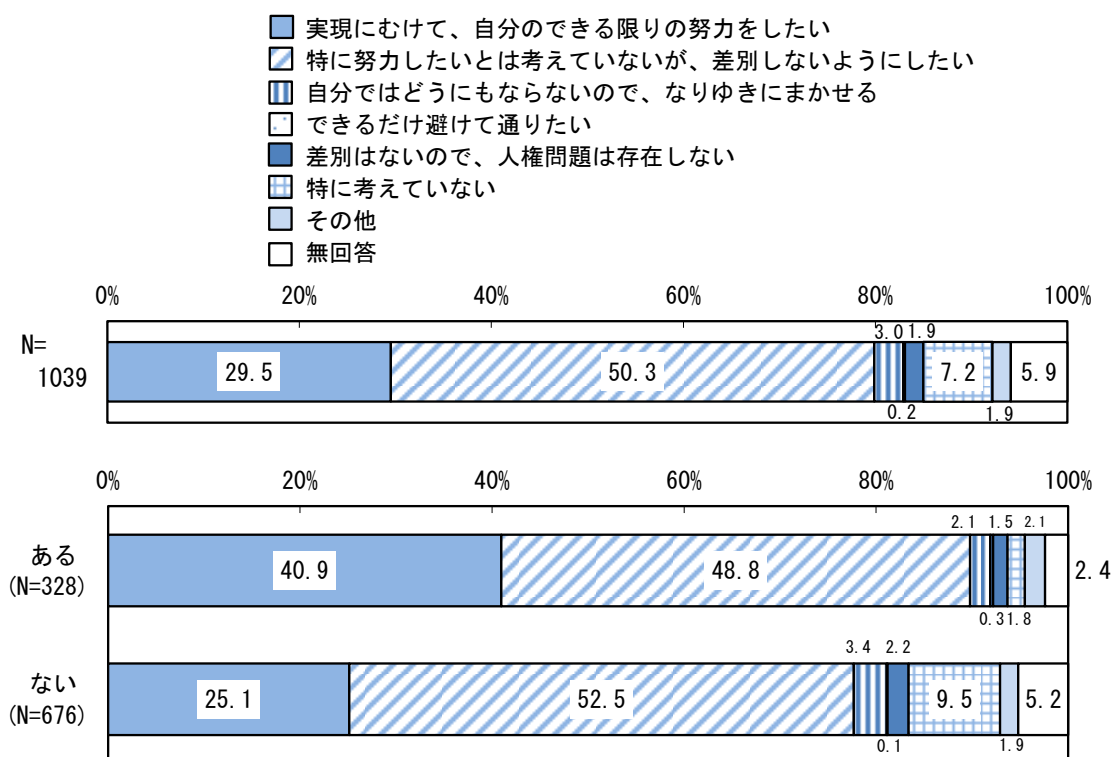


(13) 人権の尊重されるまちの実現に向けての考え方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」が50.3%と最も高く、次いで「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」が29.5%となっています。

人権に関する学習会への参加の有無別でみると、参加経験のある人で「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」の割合が高くなっています。



〔 3 〕 平成 29 年度以降の調査と調査結果の概要

人権に関する総合計画策定時には、「甲賀市人権に関する市民意識調査」を実施しましたが、それ以降は人権のみでの意識調査を実施しておりませんので、目的や質問項目に違いはありますが、「甲賀市市政に関する意識調査」の人権に関する部分を参考に、人権に対する市民意識の現状を検討しました。

〔 1 〕 調査の概要

（ 1 ） 調査の目的

市民の人権や地域福祉、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉などの福祉領域についての意見や評価を、意識調査により統計的に把握し、今後の市政を推進するための基礎資料とすることを目的に、「甲賀市市政に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

（ 2 ） 調査方法

調査対象者	市内にお住まいの 18 歳以上の人			
抽出方法	無作為抽出			
調査方法	郵送配布・郵送回収またはインターネット回答（平成30年度より）			
調査時期	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	平成 29 年 6 月 19 日（月） ～ 平成 29 年 7 月 5 日（水）	平成 30 年 7 月 11 日（水） ～ 平成 30 年 7 月 25 日（水）	令和元年 7 月 17 日（水） ～ 令和元年 7 月 31 日（水）	令和 2 年 9 月 1 日（火） ～ 令和 2 年 9 月 15 日（火）
調査内容	○人権が尊重されるまちになっていると感じるか		○人権が尊重されるまちになっていると感じるか ○人権に関する研修会等への参加 ○人権の尊重されるまちの実現に向けて	

（ 3 ） 回収結果

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
配 布 数	3, 000			
有効回答数	1, 241	1, 127	1, 186	1, 220
有効回答率	41. 4%	37. 6%	39. 5%	40. 7%

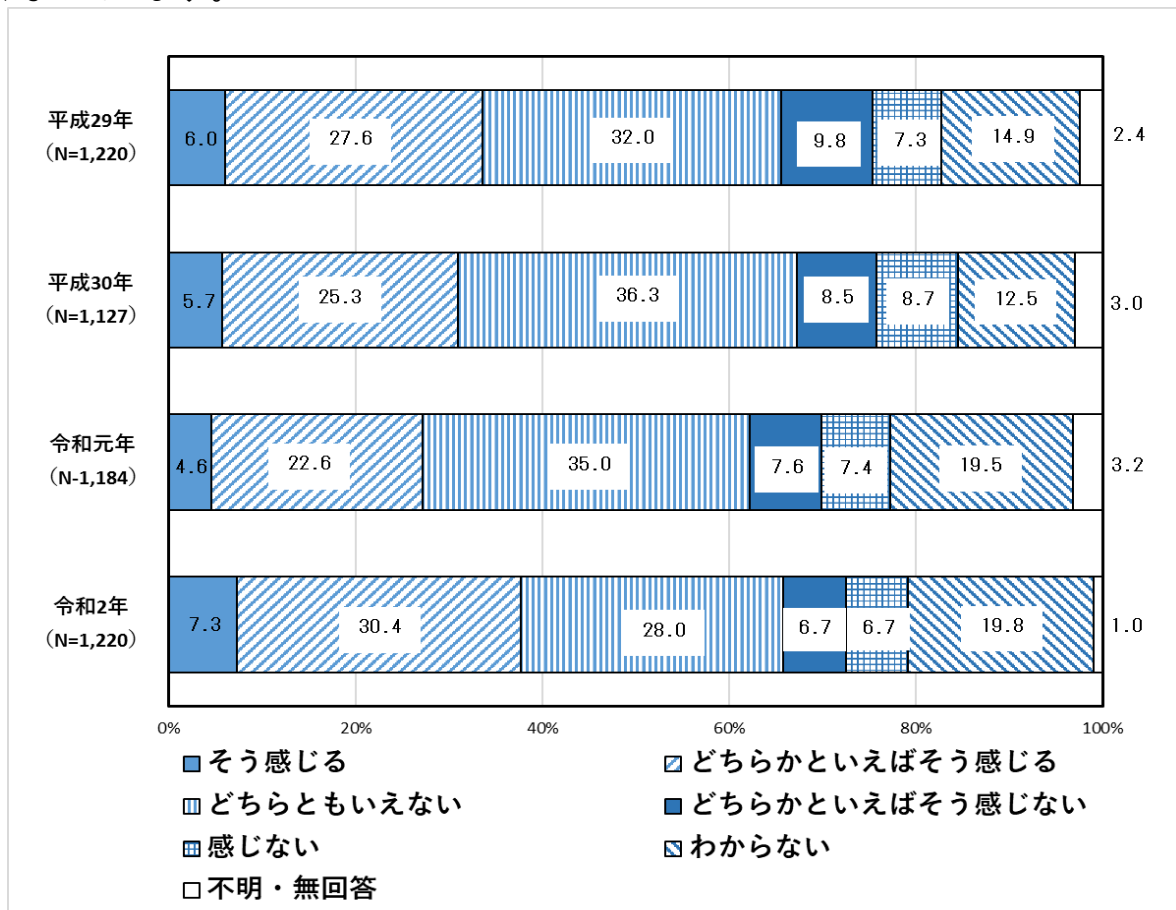
〔2〕調査結果の概要

（１）人権が尊重されるまちになっているか（平成29年～令和2年）

あなたは、甲賀市が「人権が尊重されるまちになっている」と感じられますか。

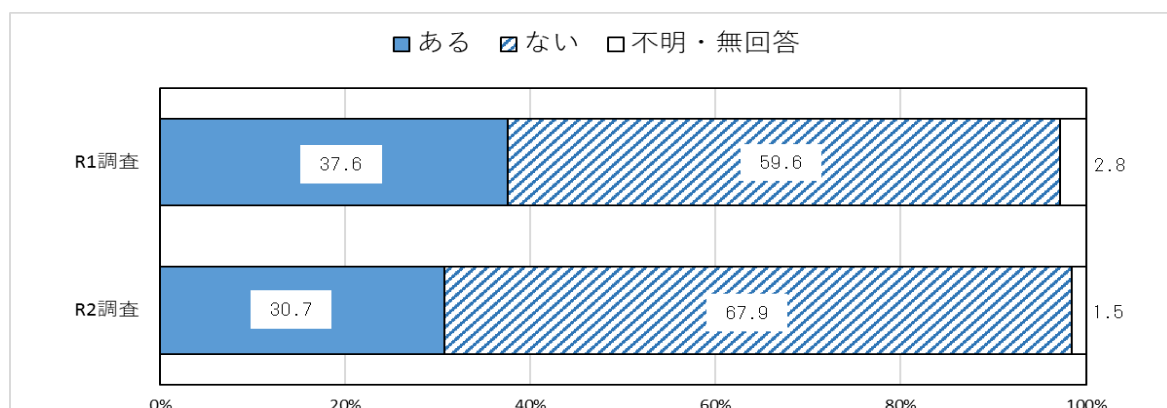
（○は1つだけ）

本市は「人権が尊重されるまち」になっているかという問いには、「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」を合わせた『感じる』の割合は、平成29年33.6%、平成30年31.0%、令和元年27.2%と減少していましたが、令和2年は37.7%と策定後4年間で最も高くなっています。

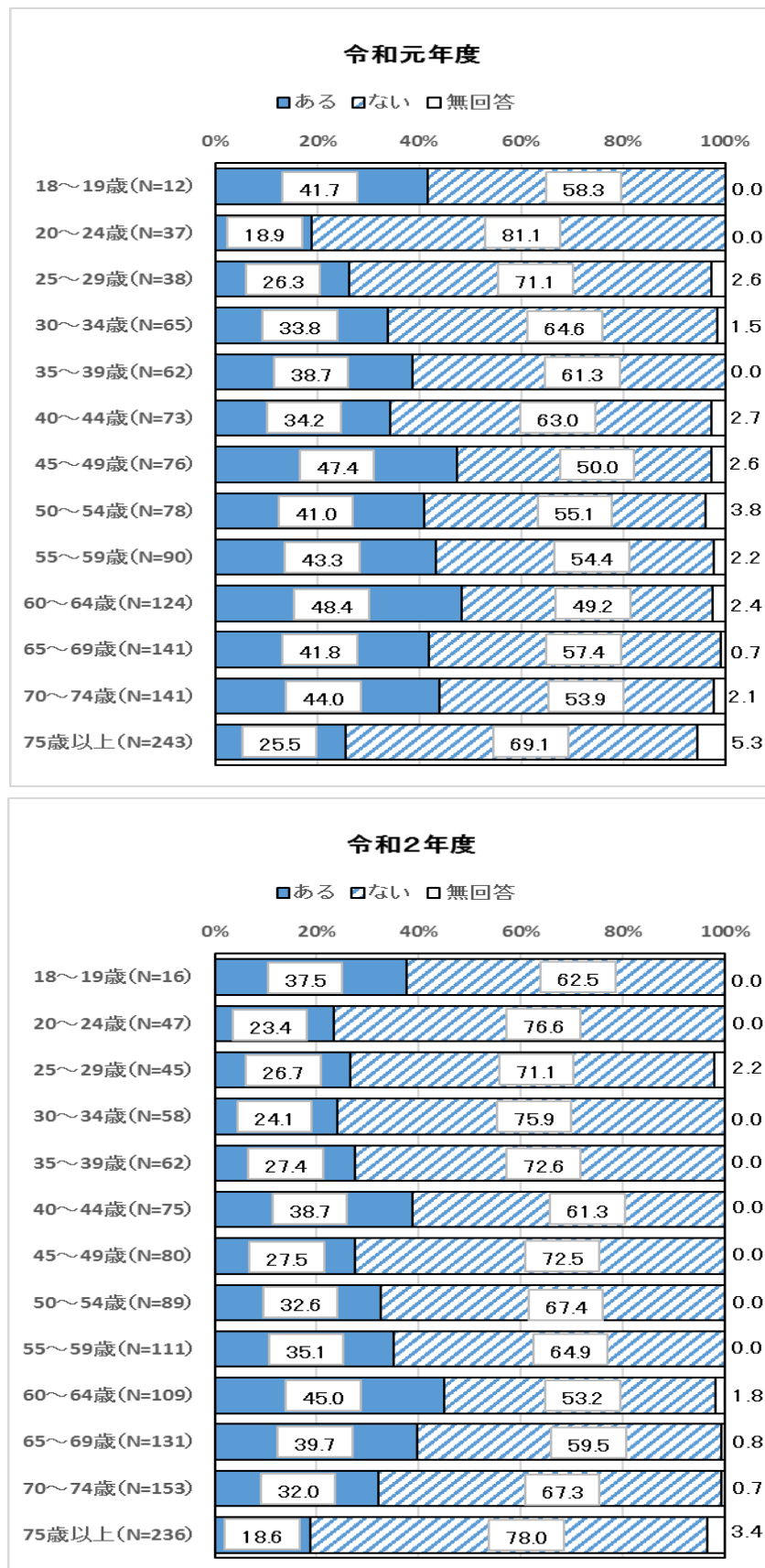


（２）人権に関する研修会等への参加（令和元年～令和2年）

あなたはここ3年以内で、人権に関する研修会等（職場、学校、地域、市主催のセミナー等）に参加されたことがありますか。（○は1つだけ）



「ない」が令和元年 59.6%、令和2年 67.9%となっており、多くの方が人権に関する学習会に参加していない状況です。また、令和2年は、前年と比べてその割合が増加しました。



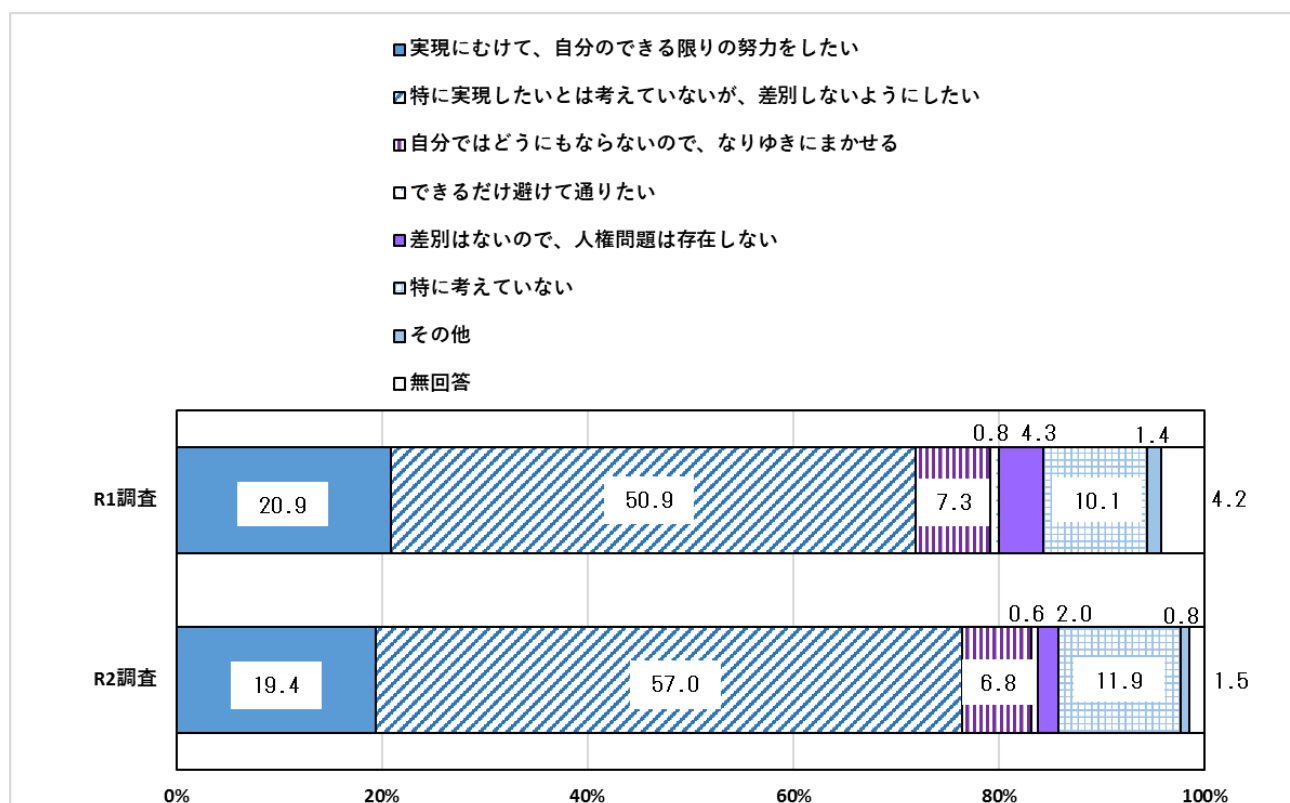
学習会に参加したことがある人の年齢層は、50 歳代、60 歳代が多く、若年層で低い傾向がみられますが、計画策定前に比べて、10 歳代、20 歳代の割合が増えており、年齢層による差は縮まってきています。

（３）人権の尊重されるまちの実現に向けて（令和元年～令和２年）

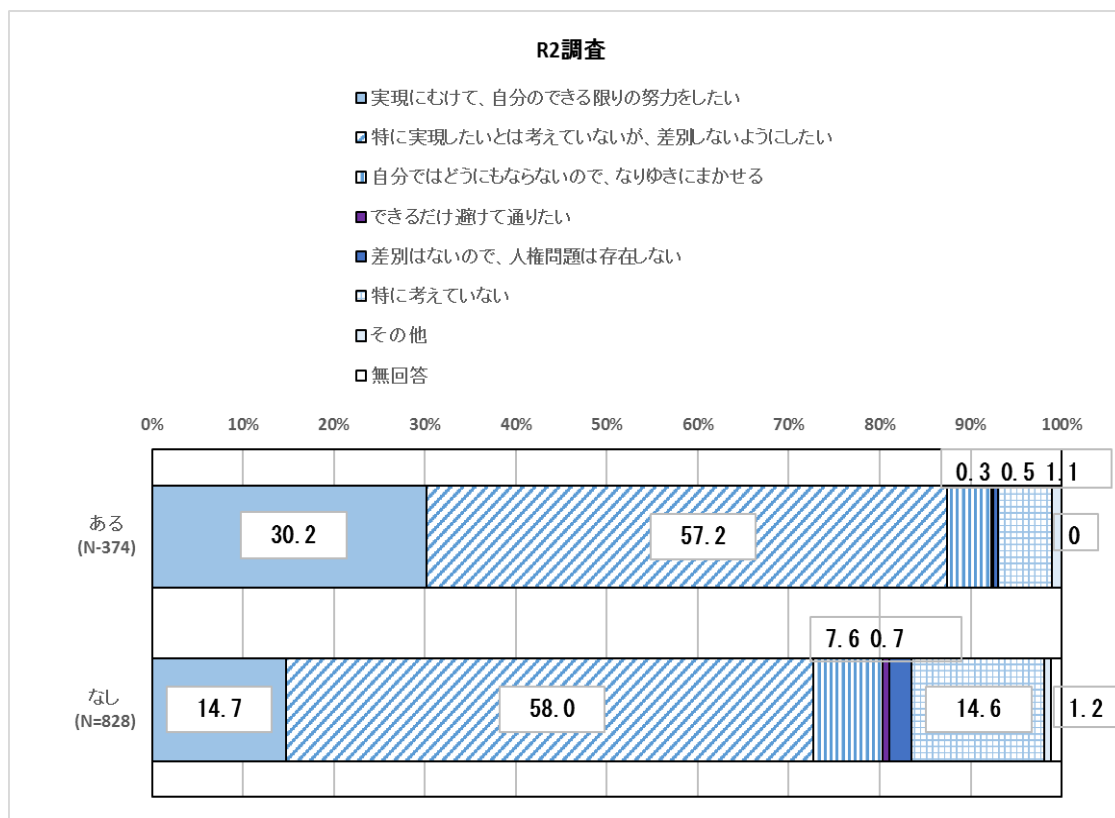
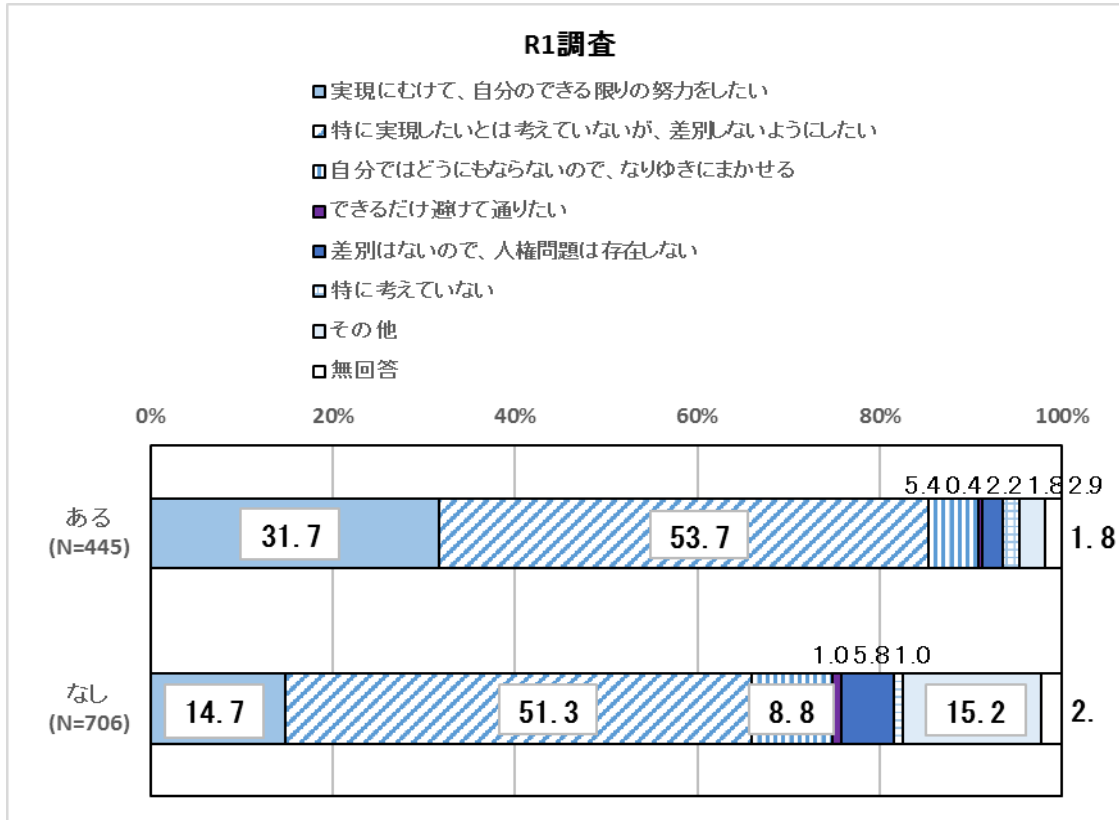
あなたは、人権の尊重されるまちの実現に向けて、どのようにお考えですか。

（○は１つだけ）

（回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較しました。）



「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」が２年続いて最も多く、「自分ではどうにもならないので、なりゆきにまかせる」「できるだけ避けて通りたい」「差別はないので、人権問題は存在しない」はいずれも減少しています。



人権に関する学習会への参加の有無別でみると、参加経験のある人で「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」と回答した人の割合は、令和元年、令和2年ともに参加経験のない人と比べて2倍以上高くなっています。

〔４〕調査結果の分析

【全体の傾向】

- 意識調査全体を通して、性別では、人権侵害を受けた経験、それに対する相談の有無で差異があるものの、考え方では、大きな差異はみられません。
- 年齢別では、年齢層の高い人と若年層で、考え方に差異がみられます。

【人権尊重のまちの実現】

- 人権が尊重されるまちになっているとは言えない状況にあります。しかし、計画策定後の３年間で人権が尊重されるまちになっていると回答した人の割合は減少していましたが、令和２年はその割合が増加したことから、新型コロナウイルスの感染拡大状況の中で、あらためて人権尊重への意識が高まっていることが考えられます。人権が尊重されるまちの実現に向けて、今後一層人権教育・啓発等のさまざまな施策を推進していく必要があります。
- 「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」と回答した人の割合は、策定前と比べて令和元年、令和２年と減少していますが、「なりゆきにまかせる」「避けて通りたい」「存在しない」と回答した人の割合も減少しており、その分、「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」と回答する人が増えています。このことは、差別は解消されるべきことであるが、そのための具体的な取組がわからないことや、その効果に自信が持てないなどの理由が考えられます。今後、差別解消に向けた具体的な取組を学ぶことができる学習会やその取組を推し進める人材を育成する研修会をより一層推進していく必要があると考えられます。

【人権を侵害された内容】

- 職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きていることから、職場や地域が主体となって、身近な生活の場面で人権侵害が起らないよう、予防や啓発に取り組む必要があります。また、学習会などで学んだことを、自分のこととして実践することが大切です。

【人権学習と人権意識】

- 人権に関する学習会への参加状況では、令和元年は計画策定前よりも参加したと回答した割合が増えましたが、令和２年はその割合が策定前よりも減少しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、学習会自体の開催が難しくなり、参加する機会が減ったことが関係していると考えられます。
しかし、人権に関する学習会への参加経験がある人は、人権意識が高い傾向にあり、これまでの人権教育・啓発の効果が表れています。生涯にわたって、あらゆる機会において学びを提供できるよう、より一層人権教育・啓発のあり方について多様な学習機会の検討が必要です。

- 学習会に参加したことがある人の年齢層は、計画策定後も 50 歳代や 60 歳代が多く、若年層で低くなる傾向は依然としてありますが、若年層の参加経験のある人の割合は多くなってきており、引き続き幅広い層を対象にした、人権に関する学習機会の充実を図る必要があります。

【新たな人権課題】

- インターネットによる人権侵害について、29歳以下でインターネットによる差別書き込みを見たことがある人が多く、また、これまで以上に啓発すべきと考える人が多いことから、今後、人権教育や啓発の課題として、インターネットによる人権侵害を更に取り入れていく必要があります。

【相談】

- 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先は身近な人が多く、相談を受けた人が適切な対応ができるよう、人権意識や感覚を高めるための人権教育・啓発が必要です。また、相談しなかった人が多いことから、相談に行きやすい環境の整備も必要です。

3. 人権に関する計画の取組状況

本市では、これまで、さまざまな人権課題の解決をめざし、「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」に基づき、取組を推進してきました。

各計画の概要と取組状況は次のとおりです。

〔 1 〕 甲賀市人権総合計画

■ 計画の概要

【趣旨】

甲賀市総合計画に沿って、甲賀市人権尊重のまちづくり条例がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具体化していくことを目的とする計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【重点項目】

まちづくり条例は、その第1条で、「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

このまちづくり条例の理念を具体化するため、次の5つの重点項目を掲げています。

- ①「市民と行政との協働」
- ②「人権を基礎とした施策の推進」
- ③「人権教育、啓発活動の充実」
- ④「人権に関する推進体制の充実」
- ⑤「相談・支援体制の充実」

【個別課題】

主要な人権課題を着実に解決するため、次にあげる分野ごとの取組方針を掲げています。

- ◇同和問題
- ◇女 性
- ◇子ども
- ◇高齢者
- ◇障がいのある人
- ◇外国人
- ◇その他さまざまな人権問題等

〔 2 〕 甲賀市同和対策基本計画

■ 計画の概要

【趣旨】

部落差別をはじめとするあらゆる差別の無い社会を一日も早く築き、すべての市民が幸せに安心して生活できることをめざす計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【基本目標】

1. 差別意識の解消と人権意識の高揚
2. 地域住民の自立と自己実現
3. 住民交流と協働のまちづくり

【基本計画】

次にあげる3つの基本目標を掲げ、同和問題の解決に向け、さまざまな施策を展開してきました。

1. 差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組
 - ◇教育啓発の推進
 - ◇人権尊重のまちづくり
2. 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組
 - （1）地域福祉
 - ◇総合的な相談・情報提供、権利保障・擁護
 - ◇人権尊重・健康福祉のまちづくり
 - （2）保健・医療
 - ◇健康づくりの推進
 - （3）住宅・まちづくり
 - ◇住環境の推進
 - ◇住民主体のまちづくり
 - （4）就労
 - ◇就労支援
 - ◇企業啓発
 - （5）教育
 - ◇進路保障の実現
 - ◇指導・相談体制の充実
3. 住民交流を促進するための取組
 - ◇住民交流の推進
 - ◇協働の人権まちづくり

〔 3 〕 甲賀市人権教育基本計画

■ 計画の概要

【趣旨】

人権教育や人権啓発を通して、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を具現化し、あらゆる差別のない互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【人権教育・啓発の推進】

次にあげる人権教育・啓発に関する3つの推進方針を掲げ、市民のあらゆる世代、あらゆる場などにおいて人権尊重の視点で、さまざまな施策を展開してきました。

1. 人権教育・啓発の重点

- （1）リーダーのパワーアップから組織的な推進へ
- （2）主体的な学びの推進
- （3）交流や協働による地域づくり

2. 課題別施策の推進

- （1）普遍的課題にかかる人権教育・啓発の推進
- （2）個別的課題にかかる人権教育・啓発の推進

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①同和問題 | ②女性 |
| ③子ども | ④高齢者 |
| ⑤障がいのある人 | ⑥外国人 |
| ⑦患者等 | ⑧インターネットによる人権侵害 |
| ⑨その他のさまざまな人権問題 | |

3. あらゆる場における施策の推進

- （1）家庭
- （2）保育園・幼稚園
- （3）学校
- （4）地域
- （5）企業
- （6）人権に関わりの深い特定職業従事者

〔４〕人権に関する施策の取組状況

（１）重点項目

① 市民と行政との協働（甲賀市人権総合計画）

市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、甲賀市人権教育推進協議会と連携し、人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の研修会を開催するほか、甲賀市同和・人権事業促進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、PTA、甲賀人権擁護委員協議会等と市が連携を図りながら、人権に関する課題の達成に向けて自主的な取組を進めています。

② 人権を基礎とした施策の推進（甲賀市人権総合計画）

甲賀市総合計画において「ともに認めあう人権文化のまちづくり」を施策の柱の一つに位置づけ、すべての人の人権が尊重されることをまちづくりの基本としています。

本市においては、誰もが利用しやすい公共施設の整備や情報を得られるよう広報誌や情報発信の方法を工夫するなど、人権尊重を基本に据えて行政サービスに取り組んでいます。

③ 人権教育・啓発活動の充実（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

人権教育・啓発では、三つの重点を掲げ関係する取組を推進しています。

まず、一点目の「リーダーのパワーアップから組織的な推進へ」では、地域での人権教育・啓発活動を担う人権教育啓発講師を養成し、本市の啓発講師団として、市内の区・自治会での地区別懇談会等で活躍いただいています。

また、保育園・幼稚園、小・中学校の教職員、市の職員等に対しては、全ての業務は人権に関わるとの自覚をもって業務を行うため、人権の普遍的な課題や個別的課題をテーマとした研修を行っています。

次に、二点目の「主体的な学びの推進」では、「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、保育園・幼稚園、小・中学校で一貫した人権教育に取り組んでいます。また、市民の学習では、人権を身近に感じられる啓発教材として、「一人ひとりが輝くために～人権尊重をしているからしているへ～」を毎年作成し、地区別懇談会等で活用しています。

身近な場所で人権を主体的に学ぶ機会として、人権をテーマとした公民館講座や人権教育連続セミナーを市内各所で開催するとともに、区・自治会や人権教育推進協議会の協力を得て、区・自治会単位での地区別懇談会の開催を推進しています。地区別懇談会は、市内のほぼ全ての区・自治会で開催されるとともに、年々、参加者数が増加しています。一方、人権教育連続セミナーでは、参加者が減少しています。

三点目の「交流や協働による地域づくり」では、人権教育推進協議会をはじめ

とする人権に関係する団体と連携し、人権教育研究大会を開催するなど、市民との協働による人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、市民との協働により人権尊重のまちづくりを推進するため、地域の組織や市民活動団体等との連携及びネットワークの構築や、これらの団体等が実施する事業の支援等を行う「こうか市民共生ネットワーク」を設立しました。

④ 人権に関する推進体制の充実（甲賀市人権総合計画）

市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が連携して人権施策を効果的に推進するための人権教育・学習の場の充実に取り組むとともに、市の組織において、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、人権尊重の推進に係る関係部局間の連絡調整や人権尊重に係る教育及び啓発に関することなど必要な事項について協議を行っています。

また、各課に人権リーダーを配置し、人権の視点に立った業務を行えるよう、職員の資質向上のためさまざまな課題を取り上げ、研修を行っています。

⑤ 相談・支援体制の充実（甲賀市人権総合計画）

就労、生活困窮、健康、教育、家族の問題、消費生活等の相談窓口を設置するとともに、これらの相談窓口の周知を行っています。相談の中には、さまざまな課題が複雑に絡み合った相談もあることから、適切な相談窓口につなげるとともに、自立支援に向けたワンストップ²の窓口を設置し対応しています。

また、大津地方法務局甲賀支局、甲賀市社会福祉協議会など人権擁護に関係する機関や団体、市民の身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し相談に対応しています。

重大な人権侵害である、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス³（以下「DV」という。）は、早期に発見することが必要であることから、市民の通報義務を周知し、相談があった場合には、適切な支援につなげています。

（２）分野別課題ごとの施策と教育・啓発

① 同和問題（甲賀市人権総合計画・甲賀市同和对策基本計画・甲賀市人権教育基本計画）

（ア）差別意識の解消・人権意識の高揚を図る取組

不動産差別、土地差別の解消に向けて、平成23年（2011年）から福祉と人権のまちづくり事業に取り組んできました。福祉と人権のまちづくり事業では、市民対象の研修会、保育園・幼稚園の保護者対象研修会、公民館一般教養講座・人権研修会の開催、不動産会社を訪問し啓発を行うなどのほか、甲賀市魅力ある地域

² ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

³ ドメスティック・バイオレンス（DV）：Domestic Violence。法令等で明確に定義された言葉ではないが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

づくり推進協議会へ交付金を交付し、関係団体が行う研修会や交流事業を支援しました。

(イ) 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組

平成14年（2002年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効したことを受けて、一般施策の中で自立と自己実現を促し地域の活力を高めていく取組を行っています。

就労については、就労相談員を地域総合センターに配置し、就労相談を行っています。平成27年度（2015年度）からは商工政策課の就労相談員が地域総合センターに出向き就労相談を行うほか、生活支援課に就労コーディネータを配置し、生活困窮者に対して、就労相談を含めた相談を実施しており、地域総合センターに相談があった場合も連携により、より専門的な支援につなげています。

小集落改良住宅⁴については、入居者の意思を尊重しつつ、生活状況や経済状況等を考慮しながら、自立に向けて住宅を譲渡しました。

子どもたちの自己実現に向けた取組では、地域総合センターで、小・中学生を対象に自主活動学習に取り組んでいます。学習にあたっては、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣を身につけ、自らの生きる力を高めていけるよう、学校、家庭、地域、地域総合センターが連携し、実施しています。

また、地域総合センターについては、福祉の向上や人権教育・啓発、文化の振興を図り、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営していますが、地域から要望があった場合は、市民の自由な意思を尊重し、閉館した地域総合センター等もあります。子どもの教育環境や就労などの残された課題は、一般施策の中で必要な取組を継続しています。

(ウ) 住民交流を促進する取組

地域総合センターでは、各種教室や文化祭・スポーツ大会の開催を通じて、地域の住民交流を活性化するなど、人と人のつながりを拡大させる環境づくりを行っています。また、広報等により各地域総合センターの取組や活動状況を紹介しています。

② 女性の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「甲賀市男女共同参画計画」に基づき取組を進めています。

「男性は仕事」「女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識⁵の解消に向けた講演会や講座の開催、啓発紙の発行等により啓発を行うとともに、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるよう保育園や放課後児童

⁴ 小集落改良住宅：旧地域改善対策特別措置法施行令1条1号に基づき、生活環境施設整備事業のなかの住宅地区改良事業の一つとして、小集落地区で建設された住宅のこと。

⁵ 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識のこと。

クラブの充実など、環境の整備を行っています。

また、女性の活躍を広げるために、起業や再就職に向けた支援を行っています。

DVについては、「甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、DVについての正しい理解を啓発するとともに、DVの予防、被害者の早期発見、DV被害者に配慮した相談、安全・安心の確保をはじめとした支援を関係機関と連携し進めています。

③ 子どもの人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等の多様な主体と行政が協働・連携しながら地域全体で子育てを応援する「子ども・子育て応援団」の取組を進めています。

子どもの健全な成長を阻害する児童虐待が全国的にも深刻かつ重大な社会問題となるなか、児童虐待の未然防止と早期発見、通報があった場合には、速やかに子どもの安全確認を行い、その家庭に対する適切な支援を関係機関と連携して行っています。

児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるいじめに対しては、「甲賀市子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめを許さない風土と文化を社会全体でつくりあげ、子どもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができる、いじめのないまちの実現に取り組んでいます。

また、子どもの将来が家庭の事情によって左右されないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯に、生活保護や各種手当などの経済的支援を行うとともに、学習支援や居場所づくりに取り組んでいます。

④ 高齢者の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市の人口が減少傾向に転じるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴い要介護認定者等も増加を続けています。

高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍でき、介護が必要になったときも、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、市内5か所に地域包括支援センター⁶を設置し、高齢者の介護や生活に関する相談、家族や関係者から寄せられる虐待や虐待へとつながるおそれのある事例の相談を受け、支援につなげる体制を整えています。

高齢者虐待の予防や早期発見、早期対応を行うため、甲賀市地域ケア会議⁷を設

⁶ 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

⁷ 地域ケア会議：多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握 などを行う。また、地域づくりや資源開発、政策形成など、地域の実情に応じた検討を行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

置し、個別事例の検討や関係機関と連携した虐待防止に向けた対応や啓発、高齢者及び養護者の支援に努めています。

また、認知症等により判断能力が低下しても、高齢者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度⁸等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

⑤ 障がいのある人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう「甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、取組を進めています。医療を受ける機会を確保するための福祉医療の充実や、公共施設等においては、誰もが利用しやすい環境整備のため思いやり駐車区画や多目的トイレ、スロープやエレベーターの設置等を順次行っています。

また、発達の遅れや障がいなどがある子どもたちが、適切な時期に必要な支援が受けられる体制や環境の整備を図るとともに、ライフステージ⁹の変わり目において、相談支援が途切れることがないように、「ここあいパスポート¹⁰」の利用を促進し、子どもの育ちの記録を支援につなげるとともに、保護者、保育園・幼稚園、学校、関係各課、企業・事業所、支援機関が連携し、支援の継続に取り組んでいます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活や就労ができるよう、障がい者支援施設や相談支援事業所、甲賀地域働き・暮らし応援センター¹¹などと連携し、支援を行っています。また、多様な障がいに関する情報の周知、障がいへの理解を促す啓発を行っています。

障がい者虐待に関する総合窓口として、甲賀市障害者虐待防止センター¹²を設置し、個々の状況に合わせた支援につなげるとともに、障がいのある人の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談への対応や成年後見制度等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

⑥ 外国人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市には、多くの国々から来られた外国人が生活していますが、文化や生活習慣、価値観の違いや、言語の違いなどからコミュニケーションの障壁があり、理

⁸ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その人を保護し、支援してくれる人を付けてもらう制度のこと。

⁹ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

¹⁰ ここあいパスポート：甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより特別な支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。

¹¹ 働き・暮らし応援センター：障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関のこと。本人・家族・企業からの相談に、雇用支援ワーカー・生活支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等が無料で応じている。

¹² 障害者虐待防止センター：本市の障がい者虐待に関する総合窓口のこと。平成 24 年 10 月 1 日から施行された「障害者虐待防止法」では、虐待を受けている可能性がある障がい者を発見した場合の市町村等への通報義務が規定されている。

解し合える関係が築きにくい状況があります。「甲賀市多文化共生¹³推進計画」に基づき、多様な機会を通じて文化や生活習慣等の違いを学び合い、お互いにコミュニケーションを深めながら相互理解のきっかけづくりを行うため、甲賀市国際交流協会等と連携し国際交流事業や国際理解教室などの取組を実施しています。

また、外国人が生活に必要な知識や情報を得られるように、広報やパンフレット等の多言語表記や、やさしい日本語の使用に努めるとともに、各種手続・申請や生活上の相談に対応できるように、市の窓口に通訳を配置しています。保育園では、必要に応じて母語支援員¹⁴を配置し、また、小・中学校においては、日本語指導のための教員の配置や、母語支援員の派遣等、学力保障のための取組を行っています。

⑦ その他さまざまな人権問題

近年のインターネットの普及により、インターネットによる人権侵害を新たな課題として位置づけ、研修会や学習会に取り組んでいます。

普遍的な学びとして、平和の尊さについて考える機会となる広島平和記念式典への派遣を小学生を対象に実施しています。

また、甲賀市地域安全安心ネットワーク会議¹⁵の取組の1つに自殺対策をあげ、ゲートキーパー¹⁶養成講座を企業・事業所や各種団体で実施し、さまざまな立場や環境の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげられるよう、自殺予防に向けて取り組んでいます。

¹³ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）。

¹⁴ 母語支援員：日本語が理解できない児童生徒が学校に入ってきた時、児童生徒、その保護者、教員などの学校関係者の間に入って「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供などを行い、主にコミュニケーション上のやりとりを円滑にする支援員のこと。

¹⁵ 甲賀市地域安全安心ネットワーク会議：セーフコミュニティに代わる、行政及び地域住民等の協働による取り組みを通じて、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進するための組織。

¹⁶ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）つなげる人のこと。「命の門番」とも言われる。

計画策定後4年間の分野別課題ごとの施策と教育・啓発取組状況

	進捗状況・今後の課題	関係事業名	担当課
①同和問題	・部落差別解消推進法の周知を図った。正しい知識の啓発活動を継続する。 ・生活支援や就労に関する相談に対して、相談員による的確な対応と、各種機関と連携した支援が必要である。	人権教育啓発事業 人権文化醸成事業 各地域総合センター運営事業 授業や学習会等による学習・啓発 就労相談事業	人権推進課 人権推進課 人権推進課 学校教育課 商工労政課
②女性の 人権	・イクボス宣言の実施等によるワーク・ライフ・バランスの推進や、父親の育児参加を呼びかける子育て支援事業により保育環境の充実を図った。 ・DVやデートDV¹⁷の認知度を高めるための研修・啓発を行った。 ・DV被害等の相談窓口について、相談員の人数等相談体制についてはさらなる改善が必要である。	人権文化醸成事業 放課後児童クラブ支援事業 各子育て支援センター運営事業 DV防止支援事業 ワーク・ライフ・バランス推進事業 男女共同参画推進事業	人権推進課 子育て政策課 子育て政策課 子育て政策課 商工労政課 商工労政課
③子どもの 人権	・セミナー等を通じて保護者対象への啓発を進めた。 ・支援が必要な子どもに対する学習支援を進めた。 ・児童虐待に関する相談では、専門職員対応が必要な案件が増えている。	人権教育啓発事業 子どものいじめ問題対策事業 学習支援事業 子ども家庭支援ネットワーク事業	人権推進課 学校教育課 生活支援課 子育て政策課
④高齢者の 人権	・介護予防や、自立した生活を支えるための支援、高齢者の権利擁護についての事業・啓発を進めた。 ・住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの在り方の検討が必要である。	健康寿命を延ばそう事業 権利擁護事業 在宅福祉支援事業	すこやか支援課 すこやか支援課 長寿福祉課
⑤障がいの ある人の 人権	・障害者差別解消法について、障がいの特性の理解や合理的配慮のための更なる啓発を進めることができた。今後もさらに進めていく必要がある。	就労サポーター設置事業 障害者（児）活動支援事業 障害者虐待防止ネットワーク事業 相談支援事業	障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 発達支援課
⑥外国人の 人権	・交流事業等により、外国人に対する偏見や差別解消のための啓発を進めた。 ・ICT等の活用や相談員のスキルアップ等により、多言語対応の行政情報の提供や相談機能の充実を一層進めていく。	災害対策事業 外国人相談事業 国際交流協会運営補助事業 人権教育啓発事業	危機管理課 生活環境課 政策推進課 人権推進課
⑦その他 さまざまな 人権問題	・性的マイノリティ¹⁸の人々に対する偏見・差別をなくすための啓発を更に進める必要がある。 ・その他の人権問題についても、正しい知識と理解を深めるための啓発を続ける必要がある。	人権教育啓発事業 子どものいじめ問題対策事業	人権推進課 学校教育課

¹⁷ デートDV：交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するなどの社会的暴力、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

¹⁸ 性的マイノリティ：身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることにに対して、そうでない人々への呼び方。性的少数者とも呼ばれる。LGBTQ+ L=レズビアン（女性同士性愛者）、G=ゲイ（男性同士性愛者）、B=バイセクシャル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）、Q=クィア（規範的な性のあり方以外を包括する言葉）クエスチョニング（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等）、+=プラス（その他様々な性の形）の総称として使用される。

第3章 今後の人権施策の課題



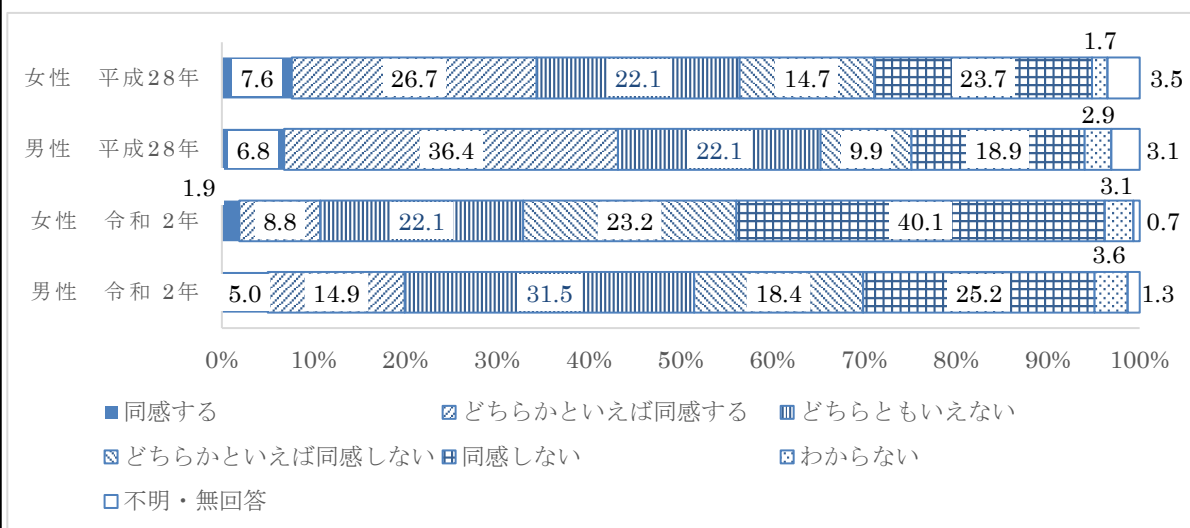
女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが制定されました。平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、令和元年に改正されました。令和2年（2020年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、甲賀市内外で男女平等の原則が確立されつつあります。

しかし、今なお社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）の意識に基づく、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、働く場や政策方針を決定する場での女性の参画が進まないなど、さまざまな場で男女格差を生む原因となっています。

〔「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という考え方について〕

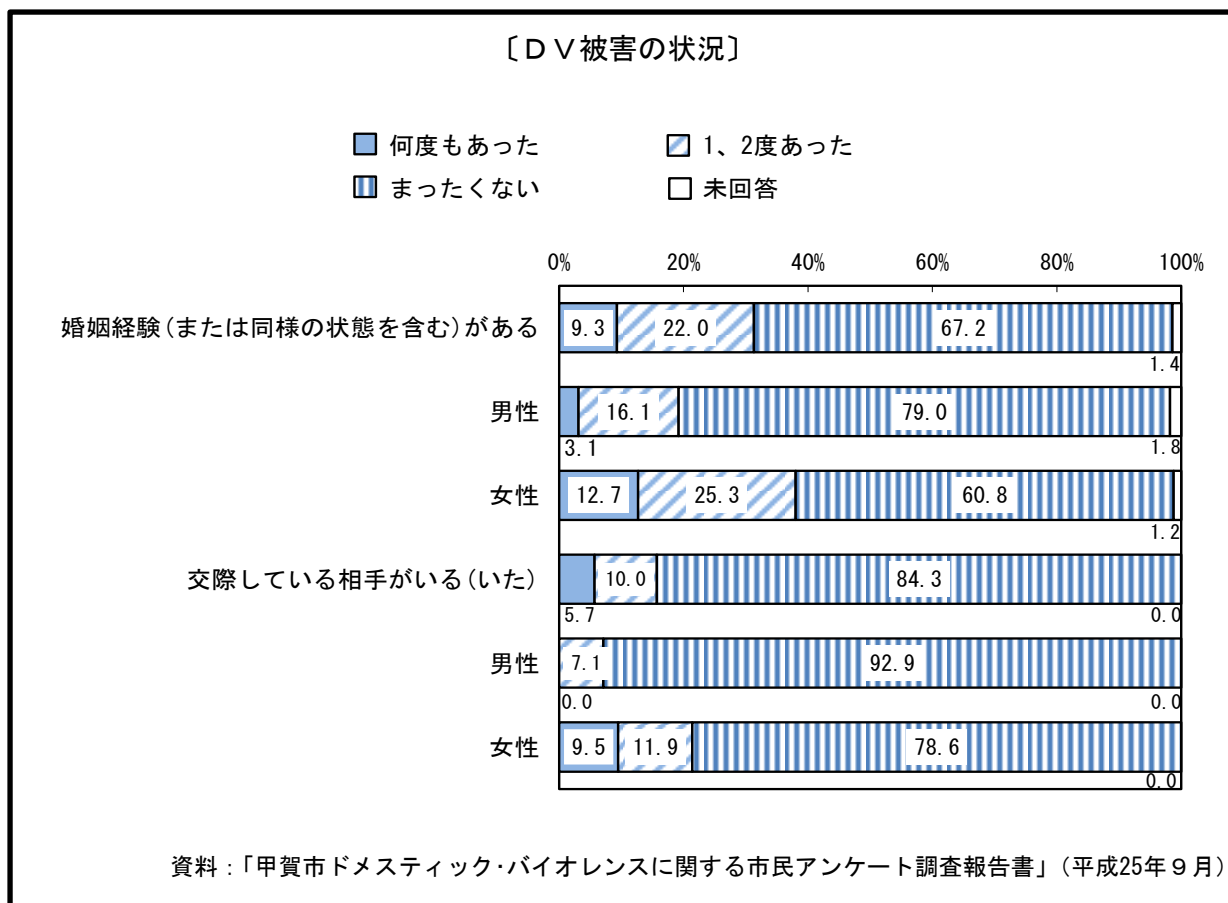
令和2年では、女性は、「同感する」と「どちらかといえば同感する」をあわせた“同感する”の割合が10.7%、「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」をあわせた“同感しない”の割合が36.8%、男性では、“同感する”の割合が19.9%、“同感しない”の割合が50.0%となっています。平成28年度では、女性の“同感する”の割合が34.3%、男性の“同感する”の割合が43.2%であったことから、ジェンダー平等の意識が浸透しつつあることが伺えます。



資料：「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査報告書」（平成28年3月）

甲賀市政に関する意識調査（令和2年12月）

男女間における暴力では、平成25年(2013年)に、「ストーカー¹⁹行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されています。被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)²⁰、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)²¹、ストーカー行為などが深刻な問題となっています。

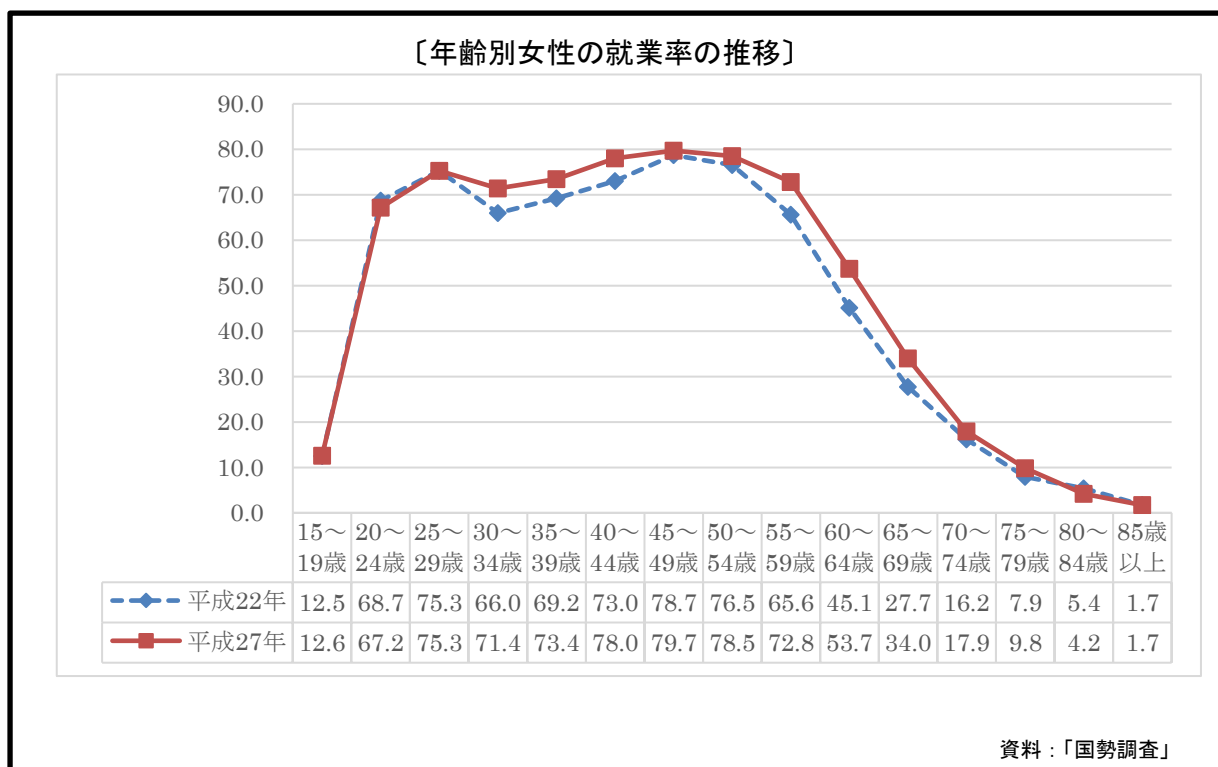


¹⁹ ストーカー：自分が一方的に関心を抱いた相手に、待ち伏せや尾行、メール、手紙、ファックス・電話などの行為を執拗に繰り返し、しつこくつきまとい行為を行う人物のこと。ストーカーの行う行為をストーキングという。

²⁰ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)：相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまなものが含まれる。特に、働く場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

²¹ マタニティ・ハラスメント(マタハラ)：働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格などの不利益な取扱いのこと。

本市では、平成29年（2017年）7月に「第2次甲賀市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

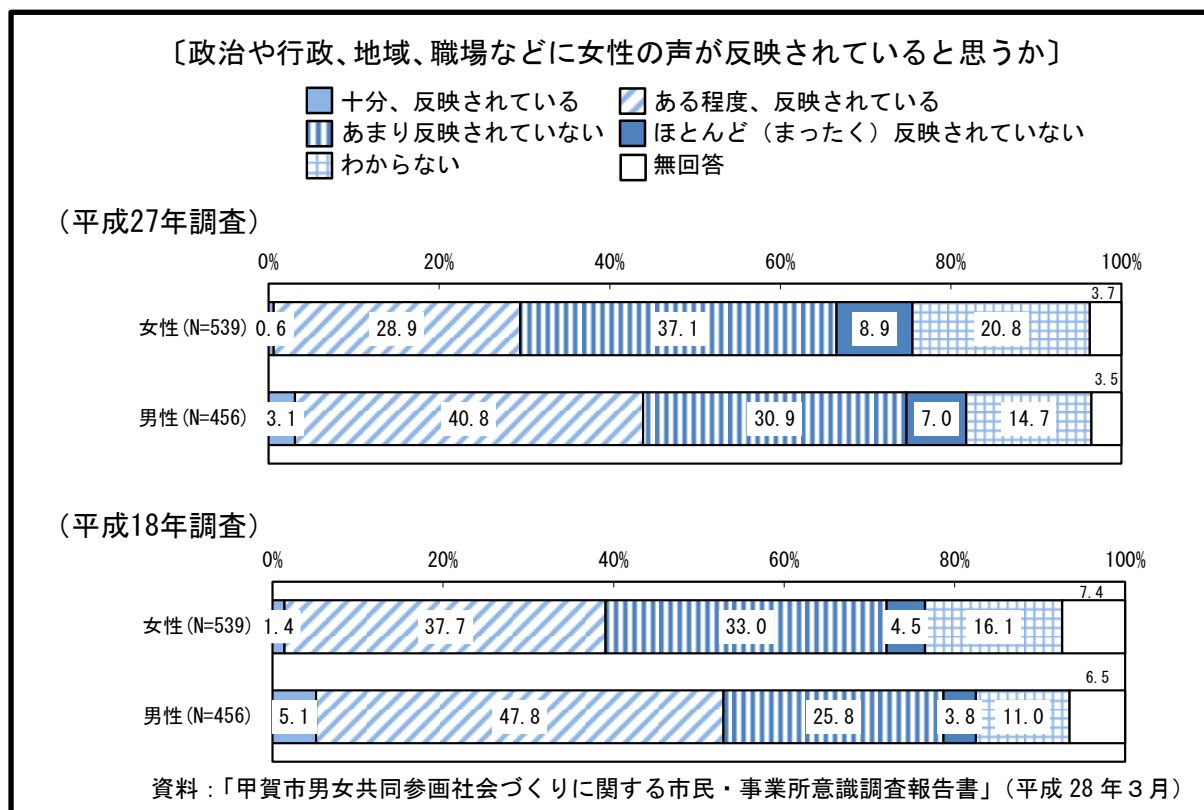


少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少、個人のライフスタイルの多様化など、地域や家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が求められていることから、第1子出産を期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ²²は解消傾向にあります。しかし、全国的には正規雇用率は20歳代後半から低くなるL字カーブ²³の傾向があり、働き続けたい人が、出産や育児で離職することがないように、引き続き男女ともに育児休業制度の取得の促進や、女性に向けてのキャリアアップ支援、起業支援、就業支援などが必要です。

平成27年度(2015年度)に実施した「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査」では、政治や行政、地域、職場などに女性の声が反映されていないと答えた割合が、平成18年(2006年)調査と比べ高くなっており、特に女性で反映されていないと答えた人の割合が高くなっています。

²² M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

²³ L字カーブ：日本の女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半をピークに右肩下がりで低下していく現象のことをアルファベットのLを寝かせたように見えるような形になることからそう呼ばれる。

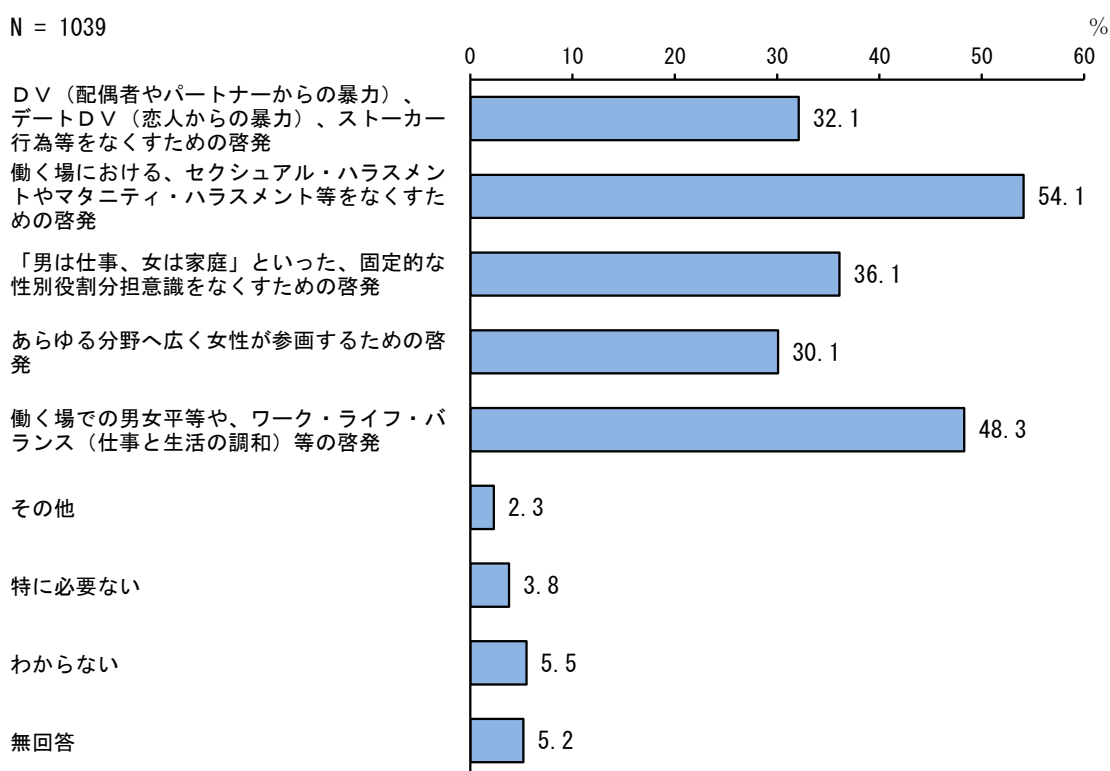


また、女性の人権が尊重されるまちづくりのために必要な啓発として、「働く場における、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等をなくすための啓発」が最も高く、次いで「働く場での男女平等や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）²⁴等の啓発」となっており、働く場での女性に対する人権侵害についての取組やワーク・ライフ・バランスの実現、固定的な性的役割分担意識の解消を求める声が高くなっています。

²⁴ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

〔女性の人権が尊重されるまちづくりのため、どのような啓発が必要か〕

N = 1039



資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年 3 月）

このようなことから、職場における各種ハラスメントの周知・啓発による問題の排除、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備や家事・育児や介護などにおける男女が対等に参画できる社会整備を、家庭、職場、地域が連携し、推進することが求められています。

【主な課題】

- ・さまざまな場での男女格差を生む固定的な性別役割分担意識の解消が必要である。
- ・DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど男女間における暴力への対応が必要である。
- ・女性を含めた多様な人材が活躍できる社会の実現が必要である。



子どもの人権

子どもの人権については、昭和22年(1947年)に「児童福祉法」、昭和26年(1951年)には「児童憲章」が制定されるとともに、平成6年(1994年)には国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。

近年の少子化、核家族化の進行やひとり親家庭の増加等の家族形態の多様化、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

これにあわせて、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、子どもの貧困、薬物乱用、深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の性的搾取、デートDV、連れ去り事件など、子どもの権利に関わる深刻な問題が顕著化しています。

本市における児童虐待件数は、年々増加しており、特に令和2年度は、新規が399件と、前年度の1.5倍以上の増加となっています。令和2年度の児童虐待の種別では、心理的虐待が282件と最も多く、次いで身体的虐待が215件、ネグレクト²⁵(育児放棄等)が159件となっており、心理的虐待が増加傾向にあります。

言葉による脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの心理的虐待が「虐待」として認知され、件数として増えていますが、同時に、殴る蹴るなどの身体的虐待や食事を与えないなどのネグレクトの件数も増加しています。特に身体的虐待は、平成30年度と比べると、85件の増加が見られます。

〔児童虐待相談件数の推移〕

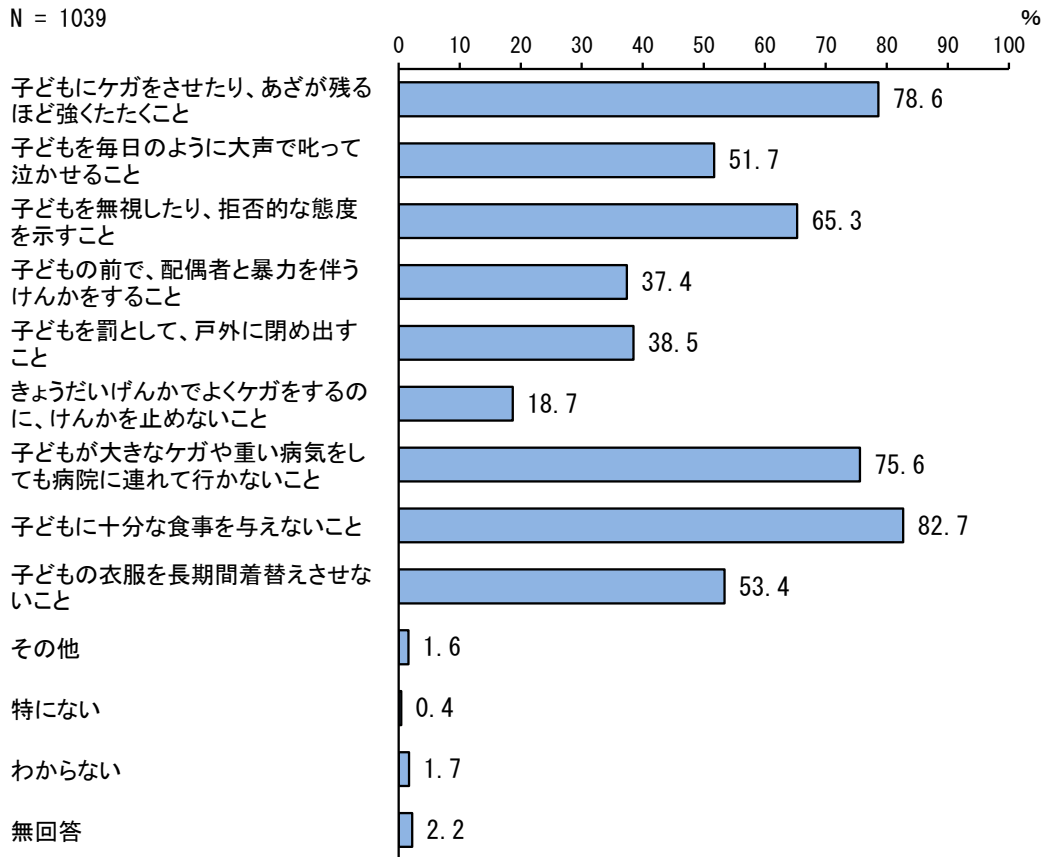
児童虐待相談件数									単位：件
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規・継続の別	新規	58	182	181	193	178	214	256	399
	継続	249	283	220	237	272	256	301	260
虐待種別	身体的虐待	75	127	129	122	134	130	189	215
	ネグレクト	154	189	139	115	121	129	125	159
	心理的虐待	69	138	122	188	189	205	236	282
	性的虐待	9	11	11	5	6	6	7	3
合計		307	465	401	430	450	470	557	659

資料：甲賀市家庭児童相談室

²⁵ ネグレクト：虐待の種別のひとつ。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

〔次の中で、児童虐待だと思うことはどれですか。〕

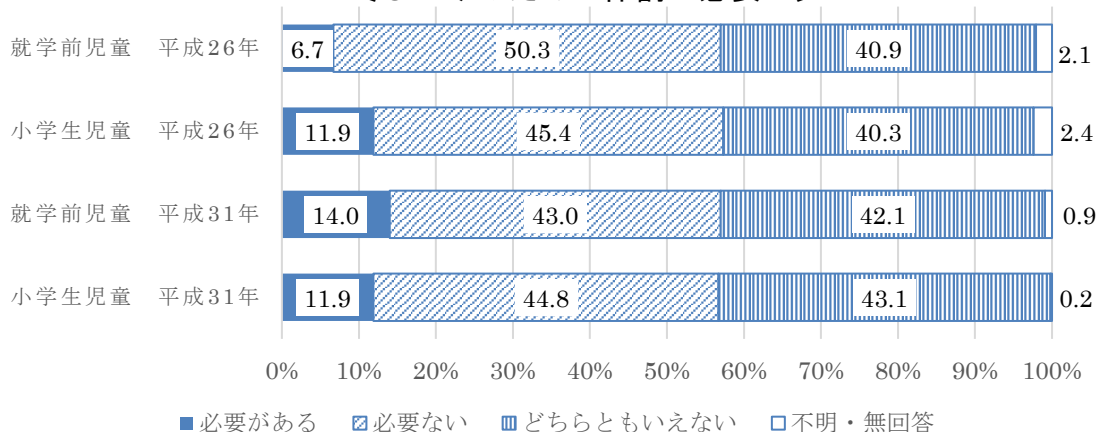
N = 1039



資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年 3 月）

また、しつけのために体罰が必要だと思うかという問いには、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「必要ない」がそれぞれ最も高く、次いで、「どちらともいえない」となっています。ただ、「必要がある」と答えた保護者が、小学生保護者では5年前と同数だったものの、就学前の保護者では6.7%が14%となり、倍増しています。

〔しつけのために体罰が必要か〕



資料：甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告書（平成26年3月・平成31年3月）

いじめについては、文部科学省が定めるいじめの定義の見直しや、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、いじめの認知力が向上し、いじめ認知件数は、特に小学校で増加傾向となっています。

〔いじめ認知件数の推移〕

単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	76	85	102	116	124	147	149	142
中学校	14	54	106	63	31	42	43	37

資料：甲賀市教育委員会事務局

意識調査では、子どもの人権問題に関心がある人の割合は子育て世代で高く、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合が55.0%となっています（P14参照）。

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを第一に願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が協働・連携しながら地域全体で子ども・子育てを応援するまちづくりが必要です。

また、児童虐待やいじめ等の子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校等の連携により、早期発見、早期対応を図り、適切に対応することが求められています。

【主な課題】

- ・児童虐待、いじめ、不登校、体罰、子どもの貧困、デートDVなど、子どもの権利に関わる問題の解消が必要である。
- ・子どもへの心理的虐待を含む児童虐待への認識を高める必要がある。
- ・子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校、企業・事業所等と行政の協働・連携による取組が必要である。

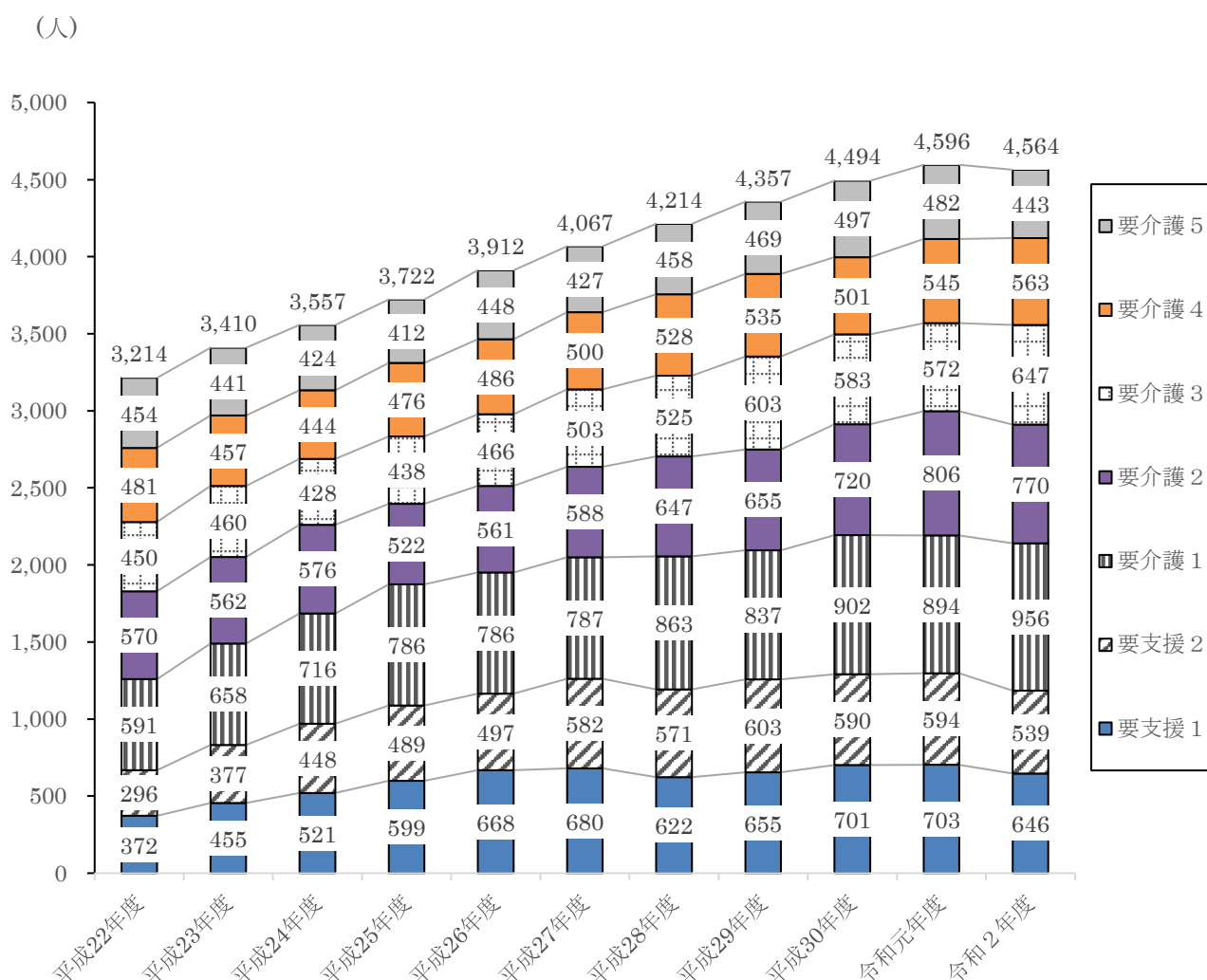


高齢者の人権

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本市においても、平成28年(2016年)9月末現在で、高齢化率は25.8%となっており、県平均より高くなっています。

要介護認定者等についても、高齢化の進行に伴い年々増加傾向にあり、令和2年(2020年)で4,564人と平成25年(2013年)の3,722人と比べ1.23倍となっています。要支援・要介護度別では、要介護の伸び率が大きくなっています。団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

〔要介護認定者数等の推移〕



資料：甲賀市長寿福祉課（各年9月末現在）

国では、高齢化に対応するため「高齢社会対策基本法」・「介護保険法」・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）の一部改正」・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などの法整備が進められ、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らすことができる社会の実現に向けた施策を講じています。

本市では、令和3年(2021年)3月に「甲賀市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、計画の基本理念である「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀」の実現をめざした取組を進めています。この計画では、高齢者一人ひとりが、どのような心身状態であっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営むことができるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」²⁶の構築が求められています。

近年、高齢者への身体的、心理的、性的、経済的虐待や高齢者の孤独死・孤立死、などが社会問題となっています。本市における、高齢者虐待相談・通報件数は、一時は減少傾向にありましたが、近年では再び増加の傾向にあります。

〔高齢者虐待相談・通報件数の推移〕

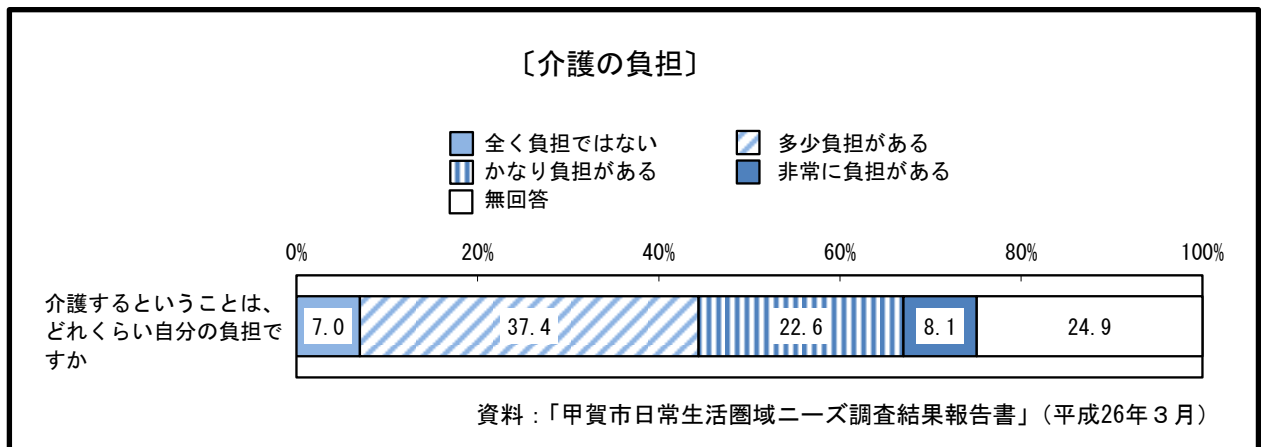
単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規	55	55	43	54	57	50	79	60
継続	2	0	7	34	45	45	53	62
合計	57	55	50	88	102	95	132	122

資料：甲賀市長寿福祉課

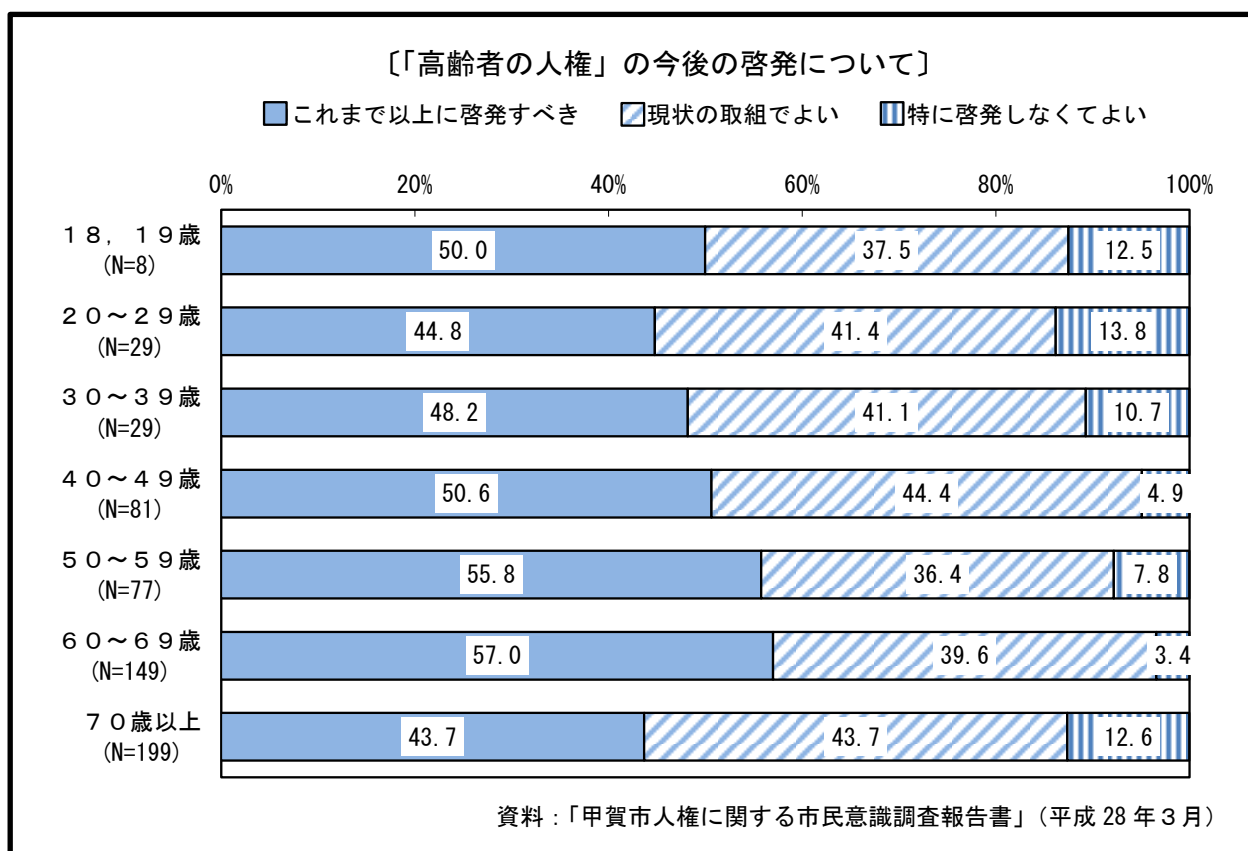
²⁶ 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

日常生活圏域²⁷ニーズ調査では、要介護認定者を介護している人への、介護をするということが、どれくらい自分の負担であるかの間に、68.1%が負担がある（「多少負担がある」と「かなり負担がある」、「非常に負担がある」をあわせた割合）と感じています。介護している人の離職も問題となっており、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、家庭・地域等と行政が連携し、高齢者のニーズにあったサービスを受けられるシステムの充実が必要です。



²⁷ 日常生活圏域：住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして設定している圏域のこと。

意識調査では、高齢者の人権問題に関心がある人の割合は29.7%と高く（P13参照）、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は50歳代で55.8%、60歳代で57.0%と高くなっています。



高齢者が、能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍し、いつまでも安心して暮らすことができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりや、介護が必要になっても個人として尊重され、自らの意思に基づき、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができる社会づくりが求められています。

また、高齢者への虐待防止や権利擁護の利用支援を図ることが必要です。

【主な課題】

- ・ 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるシステムの充実が必要である。
- ・ 能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍できるよう、生きがいづくりや居場所づくりが必要である。
- ・ 高齢者への虐待や孤独死・孤立死などを防止する必要がある。



障がいのある人の人権

「障害者権利条約」では、障がいの有無に関わらず、誰もが社会的に孤立せず、社会の一員として社会参加できることが定められています。

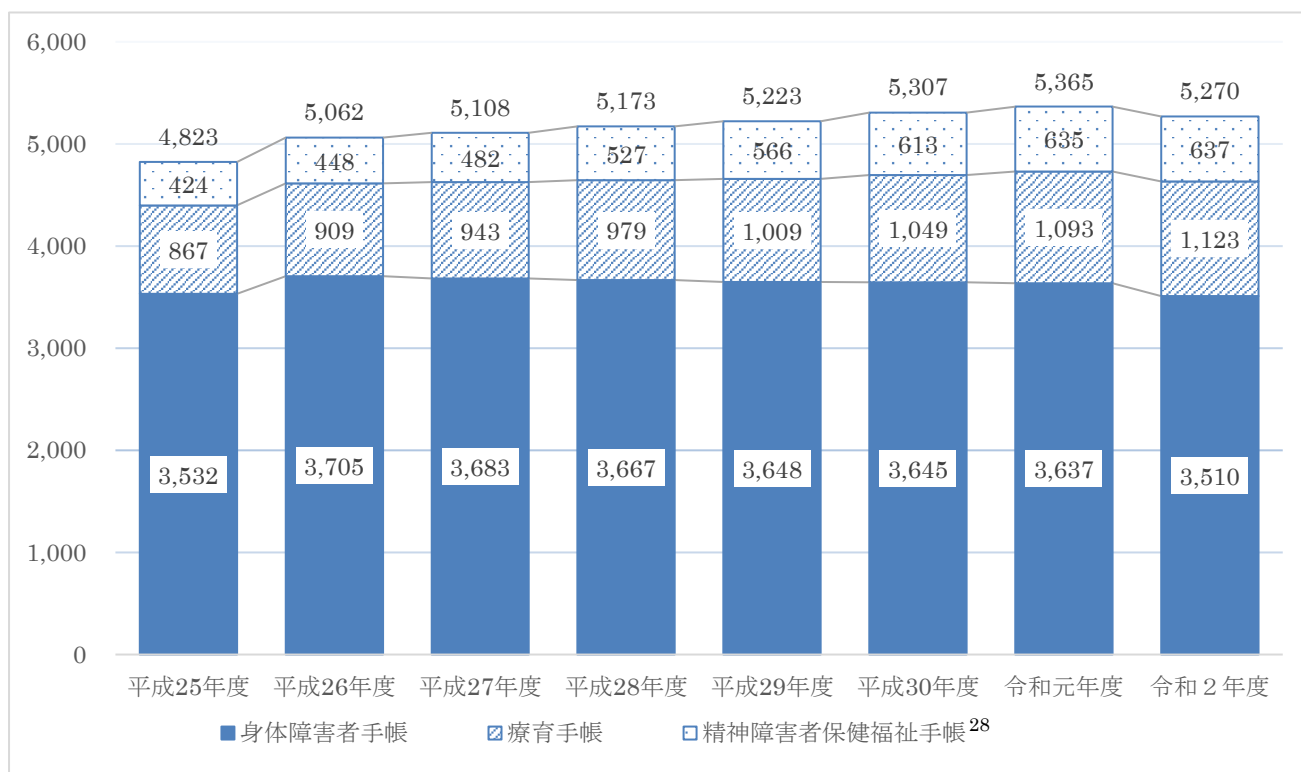
国では、昭和45年(1970年)に「障害者基本法」、平成14年(2002年)に「身体障害者補助犬法」、平成24年(2012年)に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。さらに、平成16年(2004年)に「発達障害者支援法」、平成25年(2013年)に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました。

障がいのある人の人権については、「ノーマライゼーション(制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにする)」の理念のもと、障がい者施策を進めてきましたが、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分ではありません。その結果として、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が十分に実現されていない状態にあります。

本市では、令和3年(2021年)3月に「甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、「みんなでつながり 支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」の基本理念のもと、障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるまちづくりを推進しています。

障害者手帳の所持者数については、5千人台で推移しており身体障害者手帳所持者が3分の2を占めています。

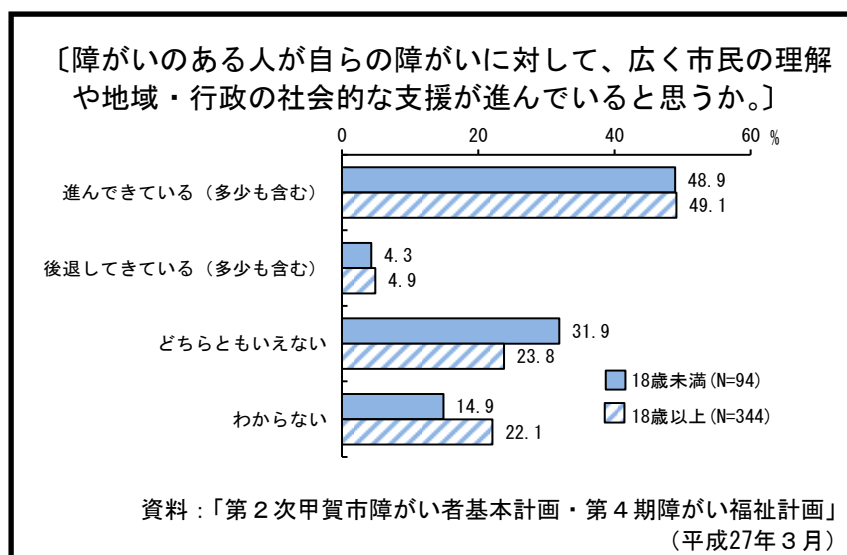
〔障害者手帳所持者数の推移〕



資料：「第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」
(令和3年3月)

第2次甲賀市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の策定に係る調査では、障がいのある人が自らの障がいに対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思うかの問に、「進んでいる（多少も含む）」が18歳未満、18歳以上とも約半数を占めています。

また、意識調査では、障がいのある人の人権問題に関心がある人の割合が他の人権問題に比べ最も高く32.3%となっています。また、これまで以上に啓発すべきと答え



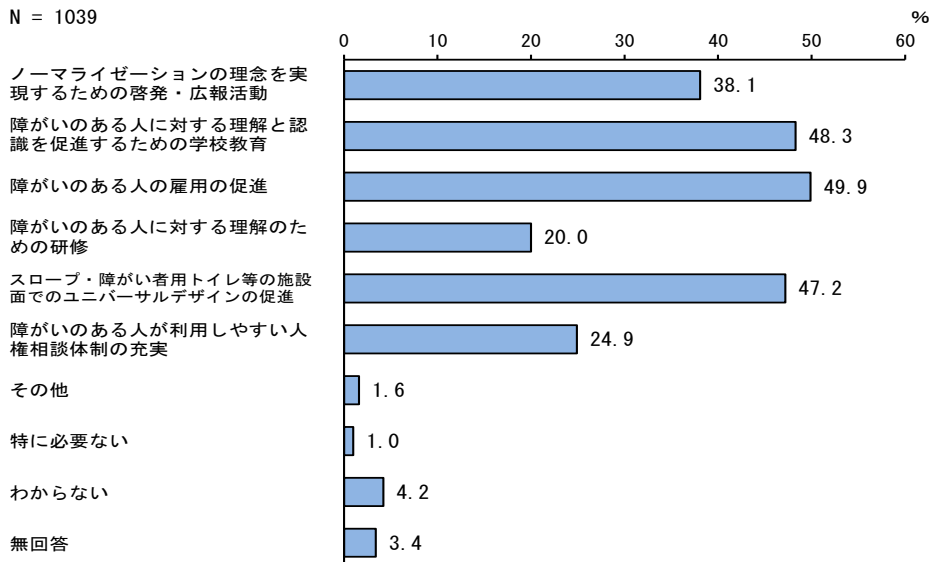
²⁸ 精神障害者保健福祉手帳：平成7年に改正された精神保健及び精神障害福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳のこと。障がいの程度による等級区分に応じた各種福祉サービスを受けられる。

た人の割合は63.0%と高くなっています（P13.14参照）。

障がいのある人が暮らしやすい社会にするために必要なこととして、「障がいのある人の雇用の促進」が最も高く、次いで「障がいのある人に対する理解と認識を促進するための学校教育」となっており、障がいのある人の雇用促進や、障がいのある人への理解、暮らしやすい環境づくりが求められています。

〔障がいのある人が暮らしやすい社会にするために、どのようなことが必要だと思うか。〕

N = 1039



資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成28年3月）

障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるよう、一人ひとりに合わせたサービスが途切れないよう支援を進めるとともに、地域、学校、職場等においては、何らかの支援が必要な障がいのある人が身近にいれば、常に見守り、支援し、お互い支えあえる環境づくりが必要です。障がいのある人が、安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。また、障がいのある人への虐待防止や権利の擁護を図ることが求められています。

【主な課題】

- ・ 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいへの理解を深めることが必要である。
- ・ 障がいのある人一人ひとりに合わせたサービス等が、ライフステージの変わり目で途切れない仕組みが必要である。
- ・ 障がいのある人が安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境の整備が必要である。
- ・ 障がいのある人への虐待防止、権利擁護を図る必要がある。



同和問題

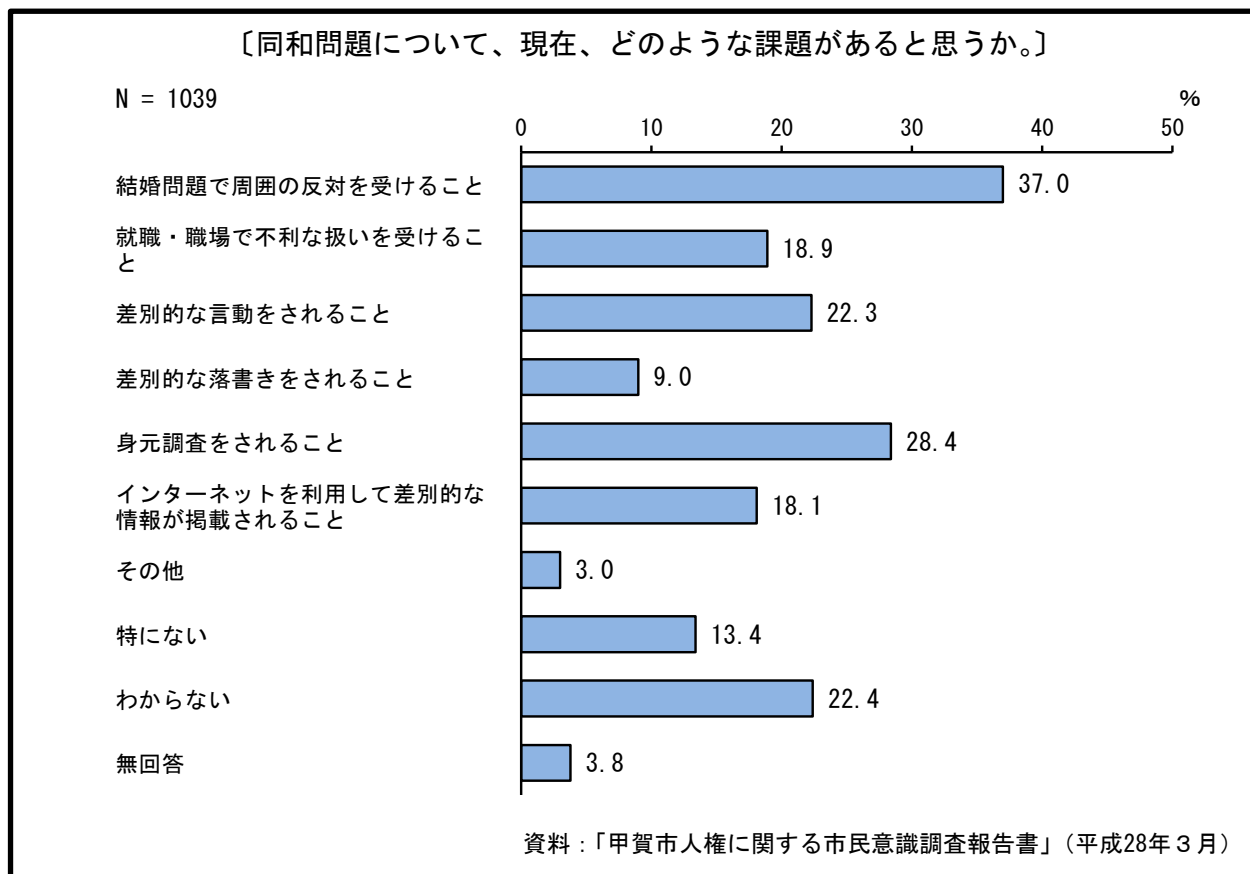
昭和40年(1965年)の国の同和対策審議会答申で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識により、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」として位置づけられました。この答申を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策として、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進と職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進などに関する事業が総合的に推進されてきました。

本市では、同和問題の解決を図るため、特別措置法の失効後においても地域の実状を踏まえて各事業を実施してきました。その結果、生活環境の面で、他の地域との格差は大きく改善されました。また、平成20年(2008年)5月に策定した、「甲賀市同和対策基本計画」に基づき、自立と自己実現を達成するため、地域福祉、保健・医療、住宅・まちづくり、就労、教育の分野での取組を推進し、これまでの特別施策から、一般施策への移行を進めてきました。その中でも、課題のある就労や生活及び結婚・就職・不動産等における差別に対しては、引き続き、相談体制を確保するとともに、自立に向けた支援や教育・啓発を行う必要があります。

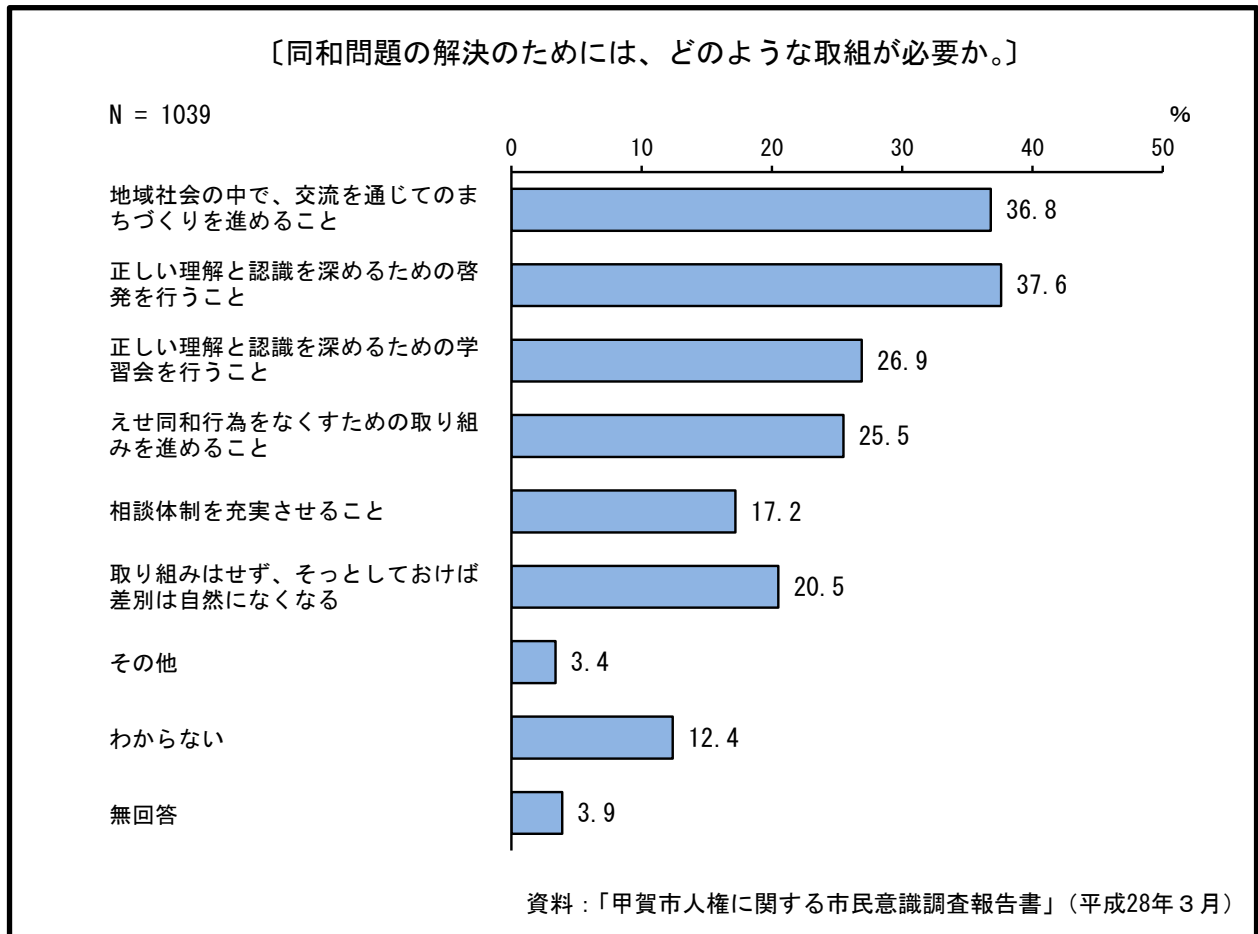
また、引き続き地域総合センターでは、住民交流や子どもの学習支援、人権尊重のまちづくりの拠点としての役割を果たすことが必要となっています。

同和問題については、教育・啓発や各種人権に関係する市民活動団体のさまざまな取組により、多くの市民に一定の理解を得られるようになりましたが、意識調査では、現在、どのような課題があると思うかの問に、「結婚問題で周囲の反対を受けること」「身元調査をされること」の順になっており、いまだに心理的差別が解消されていないことがうかがえます。

また、インターネット等により、特定の地域の名称や所在地の情報を流布する事例や、同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」も発生しています。



意識調査では、これら心理的差別の解消を含む、同和問題の解決のためにどのような取組が必要かの問に、「正しい理解と認識を深めるための啓発を行うこと」「地域社会の中で、交流を通じてのまちづくりを進めること」「正しい理解と認識を深めるための学習会を行うこと」が多くなっています。



同和問題の早期解決をめざして、正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消することが必要であることから、今後も、人権尊重のまちづくりへの実践につながるよう、教育・啓発を充実することが求められています。

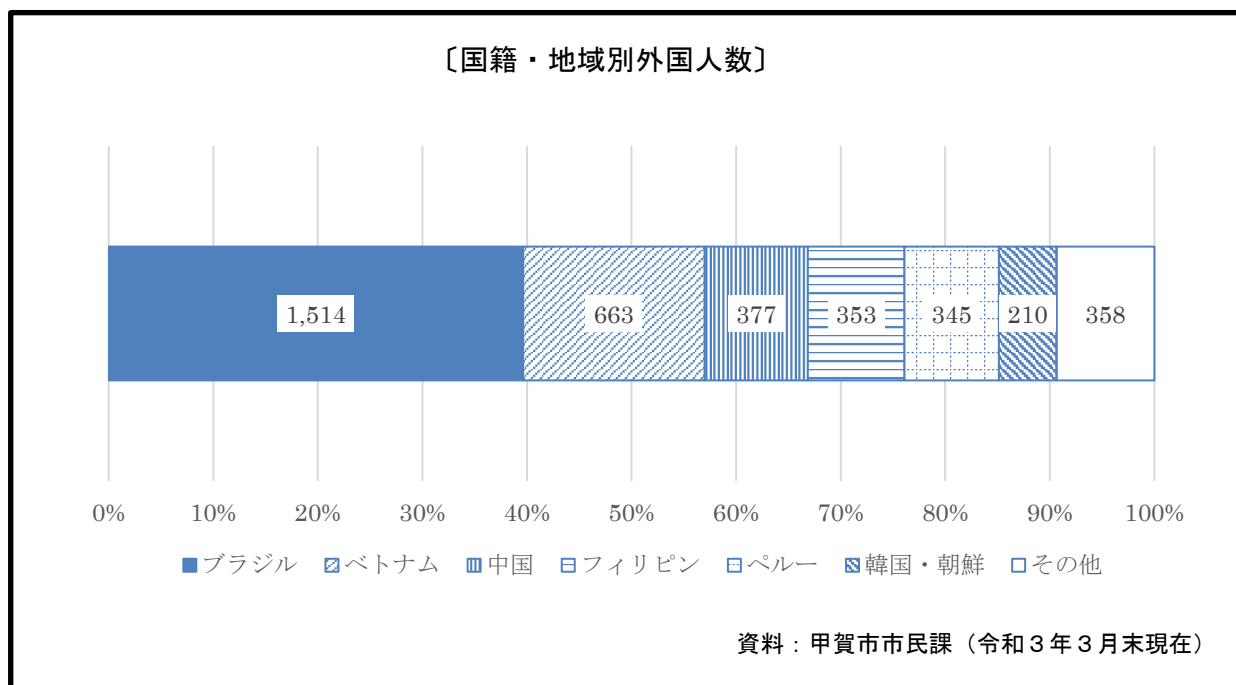
【主な課題】

- ・ 同和問題についての偏見や差別意識の解消に向けた正しい知識と理解を深めることが必要である。
- ・ 結婚や就職等における差別の解消に取り組む必要がある。
- ・ 同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」に毅然として対応する必要がある。



外国人の人権

令和2年(2020年)6月末現在における日本の在留外国人数は、288万5,904人で、平成20年(2008年)のリーマンショック²⁹で一時減少したものの平成24年(2012年)以降は、年々増加していましたが、令和2年6月末現在では令和元年12月末に比べて47,233人減少しました。本市では、平成2年(1990年)頃から外国人の転入者が急増し、現在では全人口に占める外国人の割合が4%を超え、全国的にも高い水準にあります。令和3年(2021年)3末日現在において、3,820人の外国人が生活しており、国籍・地域別にみるとブラジルが39.6%で約4割を占め、ベトナム17.4%、中国9.9%、フィリピン9.2%の順となっています。ブラジルや東南アジアから多くの方が居住し、当初は短期滞在者が多くみられましたが、近年では定住化が進んでいます。



日本国憲法で規定する基本的人権の保障は、日本国民のみを対象と解釈されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

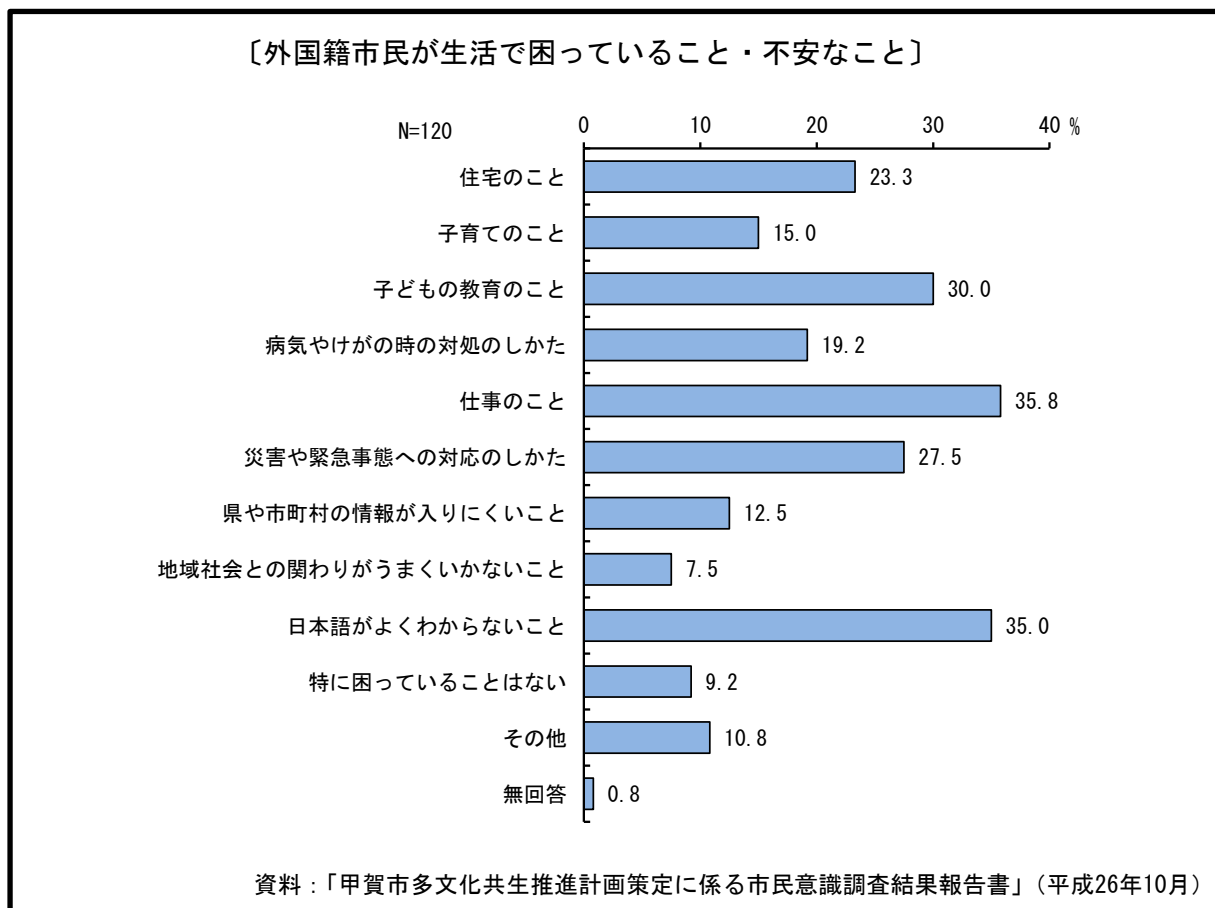
しかし、言語、文化、習慣、価値観の相互理解が不十分であることなどに起因して、外国人に対する偏見や人権問題が生じています。

また、近年においては、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ³⁰が社会的に大きな問題となっています。

²⁹ リーマンショック：アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象のこと。

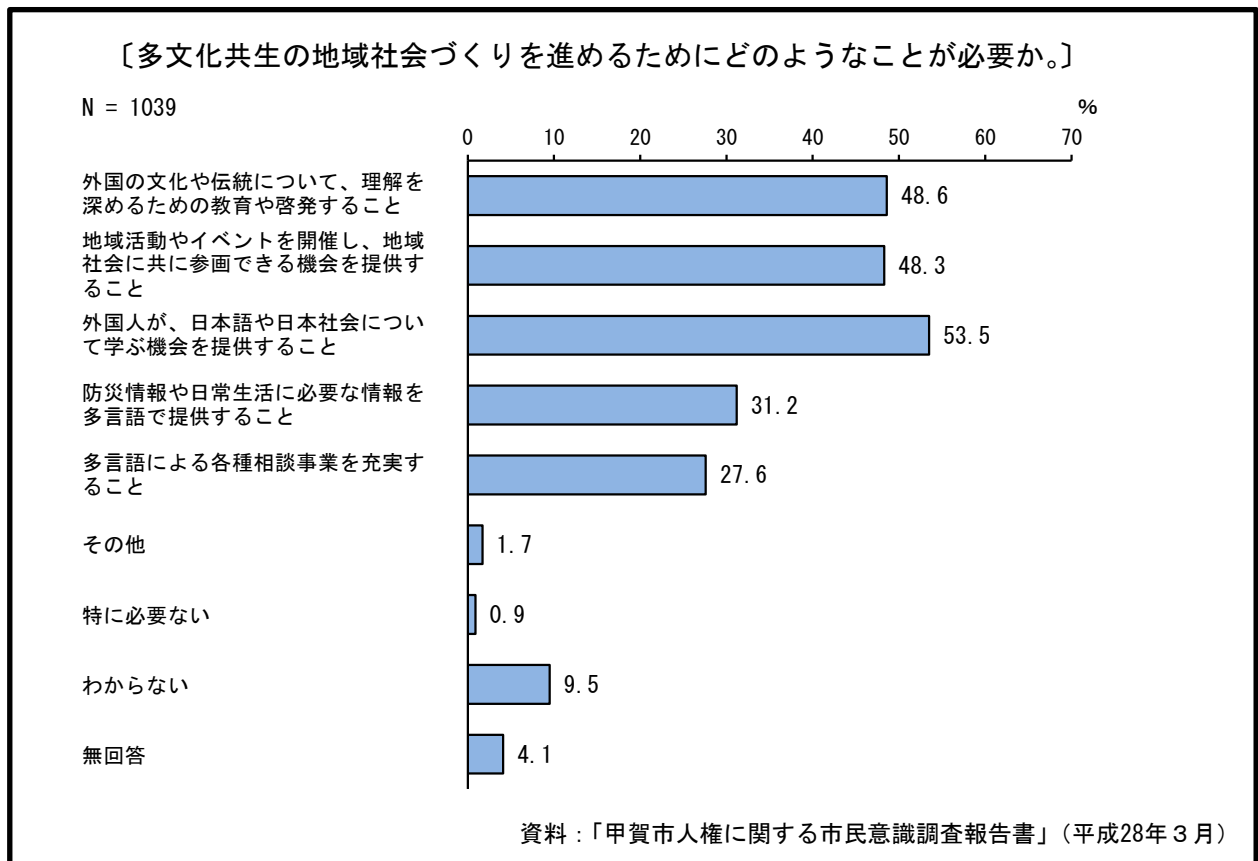
³⁰ ヘイトスピーチ：人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

「甲賀市多文化共生推進計画策定に係る市民意識調査」では、外国人は、普段の生活で「仕事のこと」や「日本語がよくわからないこと」に困ったり、不安に感じており、就労、住宅の入居、医療等、言葉の違いにより本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、生活習慣の違いから起こる近隣住民とのトラブルも見受けられます。さらに、子どもの学力や進路保障も問題となっています。



意識調査では、外国人の人権に関心がある人の割合が8.9%と他の人権問題と比べ低くなっており、啓発については、現状の取組でよいと答えた人の割合が53.8%となっています（P13.14参照）。

外国人と日本人がお互いに理解を深め、多文化共生の地域づくりを進めるために必要なこととして、「外国人が、日本語や日本社会について学ぶ機会を提供すること」の割合が53.5%と最も高く、次いで「外国の文化や伝統について、理解を深めるための教育や啓発すること」の割合が48.6%、「地域活動やイベントを開催し、地域社会に共に参画できる機会を提供すること」の割合が48.3%となっています。



外国人が地域で安心して生活ができる環境整備を進めるとともに、日本人も外国人も互いにコミュニケーションを深め合いながら、理解し合い、支え合える関係を築き、共に活躍できる地域づくりが求められています。

【主な課題】

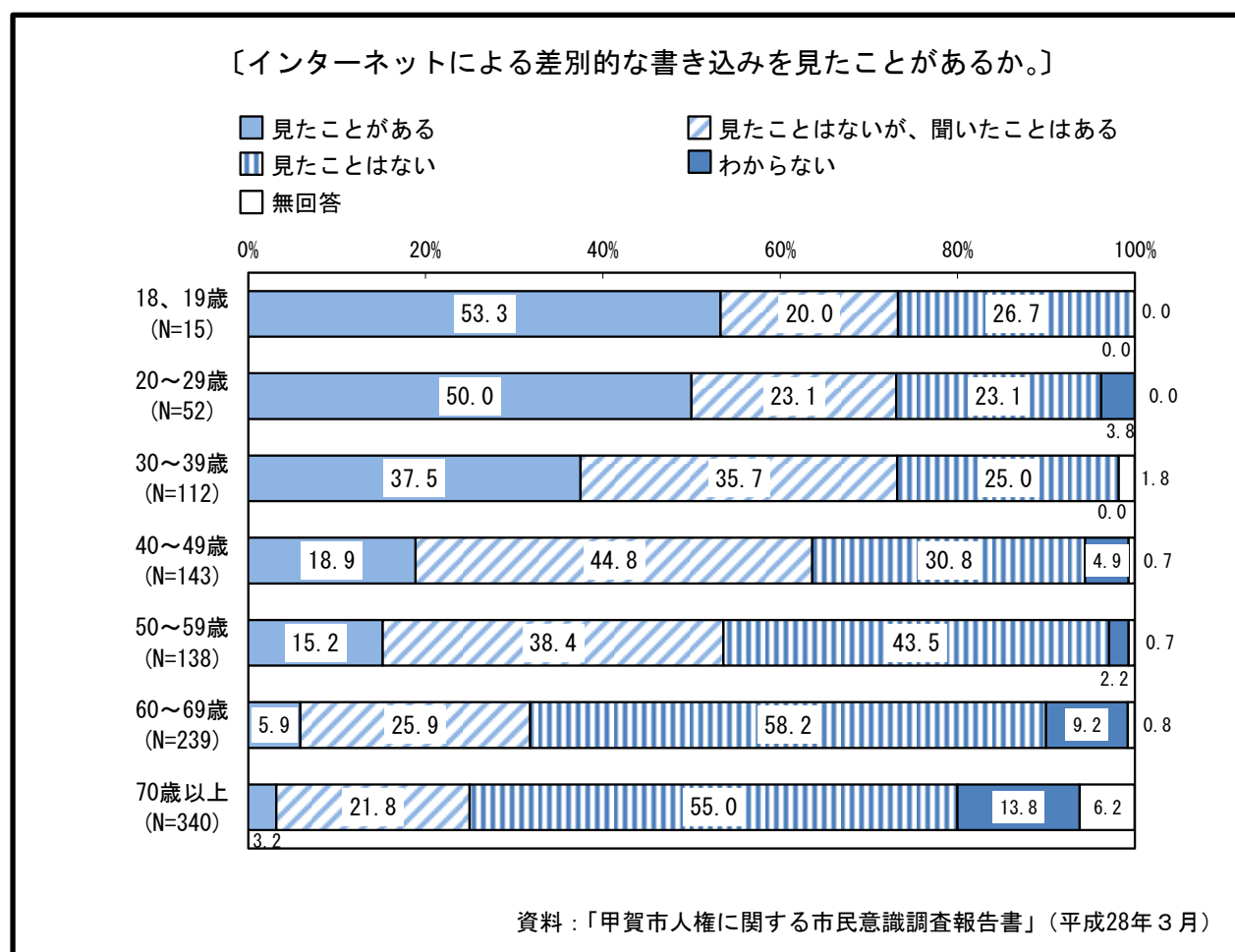
- ・ 外国人が地域で安心して生活ができる環境の整備が必要である。
- ・ 日本人と外国人が、お互いに理解し支え合える関係を築く必要がある。
- ・ 子どもの学力や進路を保障する必要がある。



インターネットによる人権侵害

高度情報化社会の急速な進展に伴い、だれもが手軽に情報の収集・発信ができるスマートフォンなどが普及し、インターネットの利用者数が近年、急速に増加しています。インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まった一方で、相手が見えない状況での人権侵害が発生しています。

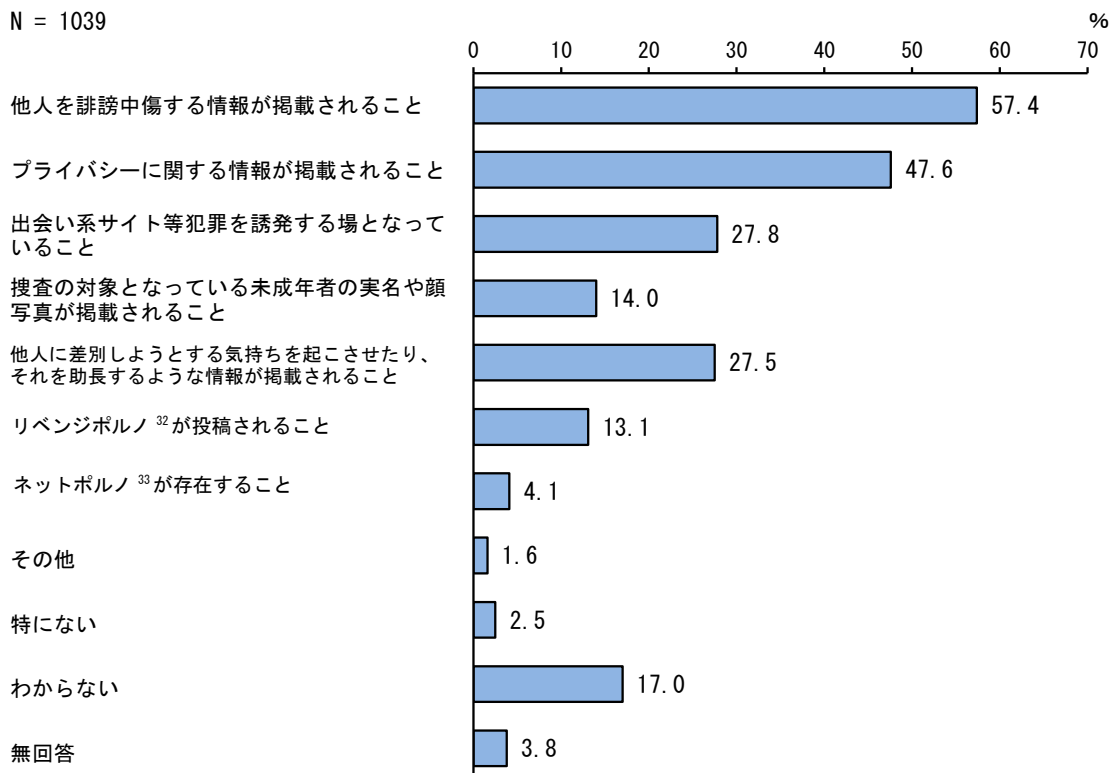
意識調査では、インターネットによる差別的な書き込みを見たことがある人について、年齢層が高くなるほど、「見たことはない」の割合が高く、若い世代では半数が「見たことがある」と答えています。



インターネットによる人権侵害について、問題が起きていると思うこととして、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」の割合が57.4%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が47.6%、「出会い系サイト³¹等犯罪を誘発する場となっていること」が27.8%となっています。インターネットによる人権侵害に関心がある人の割合は23.4%となっており、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は77.9%と高くなっています（P13.14参照）。

〔インターネットによる人権侵害について、どのような問題が起きていると思うか。〕

N = 1039



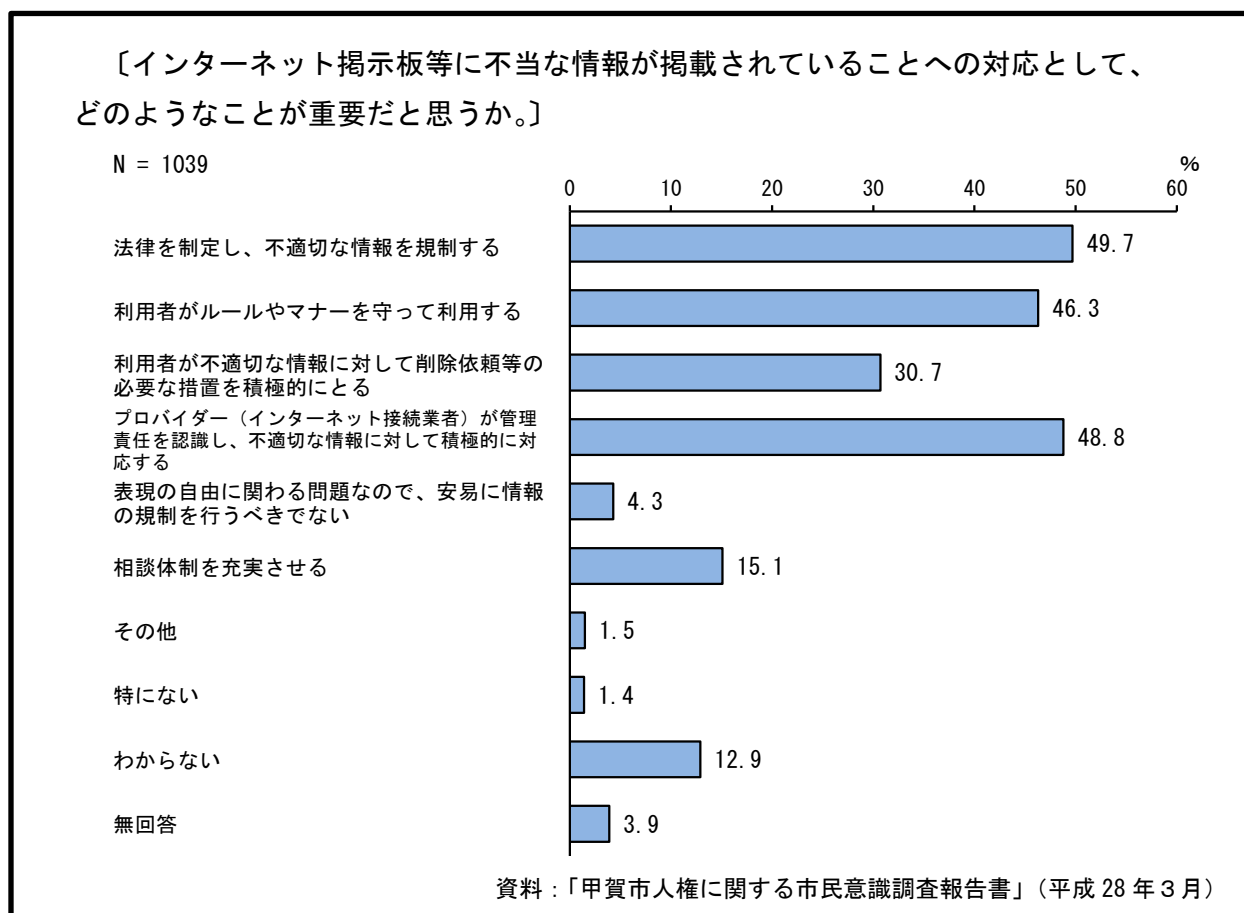
資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年 3 月）

³¹ 出会い系サイト：面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトのこと。

³² リベンジポルノ：別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。親密であったときに撮影したり、もらったりして所持していた相手の下着姿や裸などのプライベートな写真や動画をインターネット上に公開することや、公開されたデータそのものをさす。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語のこと。

³³ ネットポルノ：インターネットのホームページ上でポルノビデオや写真などを公開したり販売したりすること。

インターネット掲示板等に不当な情報が掲載されていることへの対応として、「法律を制定し、不適切な情報を規制する」の割合が49.7%と最も高く、次いで「プロバイダー（インターネット接続業者）が管理責任を認識し、不適切な情報に対して積極的に対応する」の割合が48.8%、「利用者がルールやマナーを守って利用する」の割合が46.3%となっており、インターネットの規制や利用者マナーの向上を求める割合が高くなっています。



このようなことから、個人情報保護の体制強化や、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

また、インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対する相談窓口の周知も必要となっています。

【主な課題】

- ・ 個人情報の保護やインターネット上での人権侵害に対する意識を高める必要がある。
- ・ インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題についての相談窓口の周知が必要である。



感染症に起因する人権問題

これまで、エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病元患者やその家族が、地域社会や職場から排除されたり、入園や入学を拒否されたり、プライバシーを侵害されたりするなどの差別が社会問題となり、このような差別解消のための取組を進めてきました。

しかし、また新たに新型コロナウイルス感染症に起因する差別が発生している状況にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を止めるために、「換気が悪く、人が密集して過ごす空間、不特定多数の人が接触する場所に行くことを避ける」ように、厚生労働省が勧告し、いわゆる「三密」を避けることが社会全体に求められる中で、人々の生活は大きく変貌していきました。

このような中で、国内外において新型コロナウイルス感染症に罹患した人への不当な差別や、差別を助長・誘発・扇動する言動が起きました。それらは、罹患者だけでなく、罹患者の家族や医療従事者、運送業者などのエッセンシャルワーカー等や罹患者が所属する学校や企業、集団にも向けられました。人々の感染症に対する不安が差別へと顕在化する構造は、これまでのエイズ患者やH I V感染者、ハンセン病元患者やその家族に向けられた差別と共通するものです。

本市においては、「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」として啓発チラシを作成して、市のホームページに掲載したり各戸配布したりするなどの啓発活動を行いました。また、学校においては、令和2年4月に滋賀県教育委員会事務局人権教育課から発出された「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」に基づき、休校明けすぐに感染症対策とともに、人権への配慮について事前指導を行うなど、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめを予防するための取組を行っています。

また、感染拡大に伴う大きな変化は、不要・不急の外出の自粛や、臨時の長期間にわたる休校によって自宅で過ごすことを余儀なくされる中で増加した、DVや児童虐待等のように、社会的に不利を日常的に強いられているマイノリティ³⁴に感染症拡大が影響している状態にあると考えられます。

わたしたちは今、感染症の患者、感染者、元患者やその家族などに対する偏見・差別をなくすため、さまざまな感染症についての正しい理解が求められています。また、さまざまな感染症についての学びをもとに、感染症の患者、感染者、元患者やその家族などの人権が尊重される社会の実現が急務であり、そのためには、さまざまな感染症に対する偏見や排除、差別意識を生んできた背景や現状に目を向け、当事者だけの問題でなく社会全体の課題として、人権教育・啓発を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談件数（令和2年9月1日～令和3年3月31日）

全体相談件数		新型コロナ人権相談ホットライン （滋賀県人権センター）		人権侵害対応チーム （滋賀県人権施策推進課）	
相談件数	内相談者本人	相談件数	内相談者本人	相談件数	内相談者本人
84	17	72	12	12	5

資料：滋賀県人権施策推進課より

※相談件数は、滋賀県への新型コロナウイルス感染症対策に対する要望も多数含まれます。

³⁴ マイノリティ：社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団のこと。



その他さまざまな人権問題

① 性的マイノリティ

性同一性障がいのある人や性的指向にかかる同性愛者・両性愛者等の性的マイノリティの人々に対する偏見や差別があります。

性同一性障がいのある人は、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないために、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の中での無理解や偏見により、強い精神的な負担を受けています。

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために、偏見や差別が起きています。

性的マイノリティの人々に対する知識や理解がまだまだ低い中、正しい認識を深め、生活におけるさまざまな面で、性の多様性を受け入れる社会の実現に向けた啓発活動が必要となります。

② 犯罪被害者とその家族

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が、大きな高まりを見せています。

犯罪被害者やその家族が負う被害には、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の人々のうわさ話やマスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活への侵害によるストレスといった二次被害もあり、その深刻さが問題となっています。

国では、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための施策を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が連携を図り、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む必要があります。

③ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の人々には根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難になるなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、地域、企業・事業所など周囲の人々の理解と協力が必要となります。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されたことを踏まえ、「甲賀市再犯防止推進計画」に基づく関係施策と連携を図ることにより、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰につなげるための取組や啓発を積極的に推進する必要があります。

④ HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみにより、HIV感染者やハンセン病患者などの感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や元患者、家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、エイズウイルス(HIV)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識をもつことにより予防できる病気です。青少年をHIV感染症から守るためにも性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は廃止されましたが、いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げる要因となっていることは否定できません。

こうしたHIV感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対する誤解と差別の解消は、いまだ十分とは言えず、正しい知識を広く普及するための啓発が必要です。

⑤ その他

その他の人権問題としては、アイヌの人々の人権、北朝鮮当局による拉致された被害者等の人権、ホームレスの人々の人権、人身取引のほか、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災に起因する風評被害³⁵、避難先での差別的な扱いなどが生じています。

従来から認識されていた人権問題だけでなく、常に社会の動向を把握し、新たな人権問題が生じていないか見極め、正しく理解し、迅速かつ適切に対応できる社会を実現することが求められています。そのためには、関係機関や市民活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図ることが必要となります。

また、「ひきこもり」のように、これまでの人権の枠組みだけでは対応の難しい社会問題も発生していることから、対応を検討する必要があります。

【主な課題】

- ・ さまざまな人権問題があることの周知が必要である。
- ・ 新たな人権課題に対する、正しい理解の啓発や、迅速かつ適切に対応できる体制が必要である。

³⁵ 風評被害：風評（世間であれこれ取りざたされること。うわさ）によって、経済的な被害を受けること。

第4章 人権施策の展開方向

1. 基本理念

私たちは、人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を「わたし」として認め、あなたを「あなた」として認める、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちをつくれます。

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

私たちがめざすまちの姿

- 一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくれます。
- 自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくれます。
- お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくれます。
- 人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくれます。

2. 計画の視点

人権意識の高揚や人権問題が起こらない環境づくりと人権に関わる問題事象への取組を、次の視点で総合的に推進することで、人権に関する課題の達成に取り組む計画とします。

（１）普遍的な視点と個別的な視点の２つのアプローチで取り組む計画

個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、さまざまな人権課題に即した「個別的な視点」の２つの視点があいまったアプローチで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

（２）みんなで学び取り組む計画

市民、企業・事業所、市民活動団体及び行政等が、それぞれの立場で、主体的な学びをとおして人権尊重に対する理解を深めることで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

（３）身近なつながりの中で取り組む計画

自らの学びや学習会・研修会で学んだことを、家庭、地域及び職場など、身近なつながりの中で実践することで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

（４）人権教育・啓発、相談・救済及び自立支援に関する施策に取り組む計画

人権教育・啓発の推進、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等、人権に関する施策の充実に総合的に取り組む計画とします。

3. 各主体の役割と連携・協働

(1) 市民・地域・市民活動団体

市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権侵害や人権侵害を助長する行為をしないために、人権学習の場に積極的に参加し、人権を自分のこととします。

地域では、区・自治会、自治振興会において人権に関する学びの場をつくるとともに、市民の身近なつながりや支え合いを大切にします。

市民活動団体は、人権を尊重した視点で活動します。また、人権に関する学びを深め、人権尊重のまちづくりに参画します。

(2) 企業・事業所

企業・事業所は、その事業活動が社会や地域へ大きく影響することから、男女間の賃金・配置・昇進の格差、さらにはパワーハラスメント³⁶等をなくすとともに、女性や障がいのある人等が能力を十分に発揮するための職場づくり等、人権に十分配慮した取組を行います。

職場内においては、人権が尊重された職場環境をつくるため、従業員等に対して人権研修を行います。

また、福祉や医療等の人権に関わりの深い事業所は、その職業に従事する者に対し、重点的に人権研修を行い、常に人権意識の高揚に努めます。

(3) 行政

本市は、あらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを達成するため、人権教育・啓発により市民の人権擁護と人権意識の高揚に努め、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等に併せ、地域、市民活動団体や企業・事業所の取組を支援するなど、総合的に施策を推進することを責務としています。

職員は、市のすべての業務が、人権に深く関わっていることを認識し、行政サービスを提供します。

³⁶ パワーハラスメント：職務上の立場や権限を背景にしたいじめや嫌がらせ行為こと。略してパワハラと言う。

(4) 学校・園³⁷

学校・園では、子どもが自尊感情（自分自身を基本的に価値ある存在とする感情）を高めるとともに他の人の大切さを認めることを理解し、具体的な態度や行動に現れるように、さまざまな人権教育の取組や手法に学びながら、保育・教育を推進します。

人権教育を推進するにあたっては、「普遍的な視点からのアプローチ」と「個別的な視点からのアプローチ」の2つのアプローチを通して、総合的に推進するとともに、3つの側面（「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」）をバランスよく身に付ける保育・教育の充実を図ります。

また、人権を基盤に据えた学校・園の経営を促進します。市や各ブロックにおける人権教育担当者会において、人権教育に関する情報の交流を推進するとともに、保育・授業研究会での実践検証や研究協議の充実を図ります。

(5) 連携・協働

人権尊重のまちづくりを実現するため、市民・地域・市民活動団体・企業・事業所・学校・園・行政等の連携・協働を一層推進し、きめ細やかな人権教育、啓発活動の充実に努めます。

³⁷ 学校・園：小中学校及び保育園（所）、幼稚園、認定こども園

4. 具体的な取組

〔1〕人権教育・啓発の推進

（1）人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権が尊重された明るい未来を実現するために、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場での、人権に関する教育・啓発を実施します。
- 日常生活の中であたり前に人権が守られる地域社会を実現するために、子どもから大人までのすべての市民が、生命の尊さ・大切さや、自分を大切にするとともに、それと同じように、他の人びとも大切な存在であることを理解し、人権尊重のまちづくりの主体としての実践力を高めます。
- 一人ひとりの市民の主体的な地域づくりへの参画を促進するため、日常の課題を市民自らが発見し、解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、新たな人権課題に取り組むことができるよう、自発的な学習のための環境づくりを充実します。

（2）人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、人権に関する知識や人権感覚の意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざすものです。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる地域社会をつくるため、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重される活動を実践していくことが必要です。

人権教育を推進するにあたり、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての普遍的な教育と、個別的課題についての教育を互いに関連させることで、人権尊重の精神の涵養に取り組みます。

① 家庭

家庭は、子どもが最初に経験する社会として、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。

平成18年(2006年)に改正された教育基本法では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」として、家庭教育の充実に向けた地方公共団体の役割を定めています。

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を大切にす豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。家庭の中で一人ひとりを認め尊重する豊かな心が育まれるよう、

学習機会や学習情報を提供する等教育の充実を図ります。

また、子どもが誤った認識や偏見を持つことは、周りの大人の影響も大きいことから、大人自身が人権感覚を高め、人権の正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことができるよう、内容や方法の工夫を図ります。

子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育の支援については、保護者だけでなく、広く地域全体で取り組む体制づくりを進めます。

② 就学前

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期です。保育者が、一人ひとりの子どもをあたたく受け入れ、毎日の繰り返しの中で心地よさや満足を感じることで、基本的な生活習慣を形成するとともに、子どもの安心感や自尊感情を高めます。

また、自然や動植物とふれあう体験を通して、いたわりの気持ちをもち、生命の尊さに気づけるようにするとともに、さまざまな遊びの中で、好奇心、探究心等を高め、豊かなところを育みます。

子どもは、遊びや生活を通して、友達と一緒に過ごす心地よさを味わうと同時に、自分の思い通りにならない葛藤を経験し、社会規範や集団生活のルールを学ぶなど、人とかかわる中で人権感覚の芽生えの育成を図ります。

保護者との日常的な連携に努め、豊かな親子関係を形成していくため、子育てにかかわるさまざまな情報を発信し、保護者からの相談への対応を充実するなど、子育て支援を推進します。また、小学校、地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、子どもの育ちを見守ります。

③ 学校

学校教育においては、子どもたちの成長段階に応じた教育活動を通じて、子ども一人ひとりの自尊感情を育むことで人権尊重の意識を高める等、お互いを大事にする教育を推進することが重要です。学校生活のあらゆる場を通して相互に尊重しあえる人間関係づくりや、人権に関する知識を深め豊かな感性を育み、問題解決能力などの生きる力を育てます。併せて、学校教育における人権教育の指導改善、充実に積極的に取り組みます。

いじめについては、子どもたちの状況把握やサインを見逃さないための取組を行います。子どもが安心して相談できる環境の確保に努め、子ども自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つための取組を行います。

④ 地域

地域においては、差別や偏見のない人権尊重の精神に貫かれた、明るく住みよいまちづくりを推進します。

市民一人ひとりが、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題と

して受け止め、人権尊重の精神を日常の生活で実践していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

また、地域での交流を促進するとともに、地域で多種多様な学習機会や情報の提供などの学習環境づくりを行い、より多くの市民に学習の場を提供します。

(3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、具体的な態度や行動につながる人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、効果的な方法を検討しながら人権啓発を推進します。

① 市民に対する人権啓発

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法を採用した啓発活動を推進します。

人権に関わる法令などの基本的な知識の習得や、それぞれの分野の人権課題について認識を深めること、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを周知・啓発します。

国や県等の関係機関及び他市町、他団体との連携や市民活動団体等との協働により、人権啓発イベントの開催や啓発ポスターの掲示など総合的な活動を実施するとともに、各課題別の啓発活動を展開します。

そして、人権侵害等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の課題として行動を起こすことの大切さについて啓発します。

② 企業・事業所への啓発

企業・事業所においては、社会や地域への影響力の大きさから、パワーハラスメント等の防止や男女間の格差の解消など人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、計画的、継続的な従業員等に対する人権研修や啓発が実施されるよう、企業向けの研修会・講演会等の機会を増やすとともに、企業・事業所に対して情報を提供します。

また、企業・事業所における人材の採用にあたっては、公正で公平な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、県等の関係機関との連携を強化し、啓発に努めます。

③ 情報提供

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。このため、国や県をはじめ、他市町、各種関係機関、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

これら人権課題に関する情報を市民、関係機関が容易に入手できるよう、市のホームページや広報紙等を活用し、効果のある情報提供に努めます。

（４）人権に関わりの深い特定職業従事者³⁸への研修等

人権に関わりの深い分野の業務に従事している人（行政職員、教職員、保育士、医療・福祉関係職員など）は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりを推進するため、人権に関わりの深い職業従事者が、社会のあらゆる場面で人権教育・啓発の推進役となるよう取り組みます。また、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、研修や学習機会の充実を図ります。

³⁸ 特定職業従事者：検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

〔２〕相談と支援体制

（１）相談窓口の充実

本市では、女性や子どもに関する相談、高齢者や障がいのある人の生活や権利擁護等の相談などの個別的な視点からの相談と、就労、生活困窮などの普遍的な視点からの相談窓口を設置しています。これらの相談窓口に、利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの保護への配慮や利用者の立場に立った対応、電話相談や面接相談など利用しやすい方法など、相談しやすい環境を整備します。

また、これらの多様化、複雑化する相談を一元的に受け止めるとともに、一人ひとりに寄り添った支援ができる体制を構築できるように努め、それに対応できるよう職員・相談員の更なる資質向上に努めます。

（２）相談と支援の連携

本市での相談窓口のほか、国や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員による相談、甲賀市社会福祉協議会やＮＰＯ法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー³⁹などさまざまな機関で相談を行っています。人権に関する相談は、複数の要因が絡み合っていることが多く、それぞれの分野に関する専門的かつ幅広い知識や技能に併せて、人権尊重の視点で相談に応じることが必要です。個々の相談窓口だけでは対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが必要となる場合には、つなぐシート⁴⁰等を活用し速やかに適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。

また、利用者の救済や自立のための関係窓口や機関へ速やかにつなげます。

（３）相談窓口の周知

国や県等の関係機関、本市が設置する相談窓口は多様であり、利用者が相談先としてどこを選択すべきか分かりにくくなっています。人権侵害を受けた人が、誰にも相談できず、我慢したり一人で悩むことがないように、あらゆる機会や広報媒体を活用して、相談窓口や救済制度、相談活動の周知に努めます。

また、重大な人権侵害である虐待に対し社会全体で防止に取り組むため、子ども、高齢者、障がいのある人等への虐待を発見した場合の通報義務と通報先を広く市民に周知します。

³⁹ ＮＰＯ法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産管理などを行うことが困難になった人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の活用を支援する機関のこと。甲賀市・湖南市域において、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進、広報・啓発等を担っている。

⁴⁰ つなぐシート：円滑な支援ができるよう、関係機関で情報共有するため、また他の専門機関へのつなぎに活用するために作成した甲賀市独自のシート

〔 3 〕 分野別の取組



女性の人権

- SDGs の目標に掲げられたジェンダー平等の視点を持ち、性別によって、多様な生き方が制約されることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できるよう、事業や制度の充実を図るとともに、固定的な性別役割分担意識をなくすために、男性の家庭への参画を促すなど、市民への啓発を促進します。
- DVをはじめとするあらゆる暴力に対する、市民の認識を高め、予防に努めるとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を受けられるよう環境を整備します。

《教育・啓発》

- ・ 男女共同参画推進の教育・啓発
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ DV、デートDVの予防教育・啓発
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止啓発

《相談・支援》

- ・ DV、デートDVの被害者支援
- ・ 子育てや介護、家庭での人間関係等の不安や悩みの相談
- ・ 職場での不安や悩み等の相談
- ・ 加害者の更生支援
- ・ 第三者からの通報窓口の周知

《事業や制度》

- ・ 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築（保育園・放課後児童クラブ等）
- ・ 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ・ 地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進
- ・ 起業、復職への支援
- ・ ひとり親世帯への支援

関連する分野別計画

- ・ 甲賀市男女共同参画計画
- ・ 甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画
- ・ 甲賀市就労支援計画



子どもの人権

- 子どもの人権の尊重や福祉の推進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず家庭、地域、学校などが連携を図りながら施策を推進します。
- 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発を行うとともに、問題の早期発見、早期対応を図り、虐待やいじめを受けた子どもや養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護を行います。

《教育・啓発》

- ・ 子どもの現状と子育てに関する人権教育・啓発
- ・ 保護者への教育啓発の充実
- ・ 児童虐待防止に向けた啓発
- ・ いじめ防止に向けた教育啓発

《相談・支援》

- ・ 虐待被害の子どもへの支援（発見・保護・見守り）
- ・ いじめが発生したときの相談・支援
- ・ 不登校の子どもの相談・支援
- ・ 家庭環境の変化に伴う子どもの相談・支援
- ・ 子育てに関する相談・支援
- ・ 義務教育終了後の子どもの相談・支援

《事業や制度》

- ・ 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援
- ・ ひとり親世帯への支援
- ・ 家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援
- ・ 虐待被害の子どもの救済
- ・ いじめが発生したときの救済
- ・ 義務教育終了後の子どもへの支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画 ・ 甲賀市地域福祉計画 ・ 甲賀市就労支援計画



高齢者の人権

- 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域活動への参加支援、就労機会の拡大など自立と生きがいづくりへの支援に努めます。
- 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実を図ります。
- 高齢者への虐待防止のために、高齢者や認知症への理解促進のための教育・啓発を促進し、被害者や養護者等からの相談や支援、救済を行います。

《教育・啓発》

- ・ 認知症の教育・啓発
- ・ 高齢者を理解するための教育・啓発
- ・ 権利擁護に関する普及啓発

《相談・支援》

- ・ 高齢者への虐待被害の相談・支援
- ・ 高齢者の孤立に対する相談・支援
- ・ 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

《事業や制度》

- ・ 高齢者への虐待被害の救済
- ・ 高齢者の孤立予防
- ・ 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援
- ・ 高齢者の介護予防
- ・ 高齢者の生きがいづくり
- ・ 養護者の支援
- ・ 災害時における高齢者の避難等の支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・ 甲賀市地域福祉計画 ・ 甲賀市就労支援計画



障がいのある人の人権

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、障がいへの理解を深める教育・啓発を行います。
- 障がいのある人が、個性や能力を発揮でき、社会の幅広い分野にわたって参加や活動ができるよう、ライフステージに応じた生活や就労等の支援を、生涯を通じて行います。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組めます。

《教育・啓発》

- ・ 障害者差別解消法の理解推進
- ・ 気づきにくい障がいへの理解推進
- ・ 権利擁護に関する普及啓発
- ・ 盲導犬等への理解推進

《相談・支援》

- ・ 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援
- ・ 障がいのある子どもの保護者への相談・支援
- ・ 障がいのある人への虐待被害の相談・支援
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

《事業や制度》

- ・ 障がいのある人への生活・就労支援
- ・ 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)
- ・ 生涯を通じた支援体制の構築
- ・ 障がいのある子どもの保護者への子育て支援
- ・ 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援
- ・ 災害時における障がいのある人の避難等の支援
- ・ スポーツをはじめとする余暇活動への支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
・ 甲賀市地域福祉計画
・ 甲賀市就労支援計画



同和問題

- 同和問題の解決のため、広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・学習会等の開催などさまざまな手法により正しい知識と理解を深めるよう効果的な啓発活動に努めます。
- 就労や生活等のさまざまな相談に対し、自立に向けた各種支援につなげます。
- 「えせ同和行為」に毅然と対応するため、情報の提供や相談体制の強化による排除と、同和問題に対する認識と理解に努めます。

《教育・啓発》

- ・ 心理的差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ 不動産差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発

《相談・支援》

- ・ 学習、進路、就労、生活等の相談・支援
- ・ 地域総合センターにおける相談・支援
- ・ 各種施策を活用した生活支援

《事業や制度》

- ・ あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進
- ・ 各種支援につなげる相談体制の構築
- ・ 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進
- ・ 地域総合センターや公民館等における子どもの学習支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市就労支援計画



外国人の人権

- 多文化共生の取組を一層推進するため、生活・行政に関する情報提供など外国人市民への情報提供の充実や多様な言語による住宅や相談機能の充実、子どもの学力や進路保障など、外国人市民が安心して生活が送れるよう生活支援の充実を図ります。
- 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくするため、多文化共生をテーマにした講演会や講座・交流会など、地域に密着した事業の実施や地域への参画を推進します。

《教育・啓発》

- ・ 多文化共生に向けた教育・啓発
- ・ ヘイトスピーチに対する教育・啓発

《相談・支援》

- ・ 就労や生活の相談・支援
- ・ 子どもたちへの教育・相談・支援

《事業や制度》

- ・ 就労支援、高齢者・要介護者の生活支援
- ・ 子どもたちへのことば、学習および生活の支援
- ・ 外国人の地域等への参画の推進
- ・ 公共施設、学校等でのコミュニケーション支援
- ・ 災害時における外国人の避難等の支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市多文化共生推進計画 ・ 甲賀市就労支援計画



インターネットによる人権侵害

- 情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについて理解するための教育を推進します。
- 市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。
- 保護者から子どもに対して指導を行えるよう、保護者を対象とした研修をさらに充実します。

《教育・啓発》

- ・インターネット上での人権侵害の防止や情報モラル⁴¹の向上につながる教育・啓発
- ・インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発

《相談・支援》

- ・インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知



感染症に起因する人権問題

- 感染症の患者、感染者、元患者やその家族などに対する偏見・差別をなくすため、さまざまな感染症について正しい理解を深める教育を推進します。
- さまざまな感染症についての学びをもとに感染症の患者、感染者、元患者やその家族などの人権が尊重される社会が実現できるよう啓発活動に取り組みます。
- さまざまな感染症に対する偏見や排除、差別意識を生んできた背景や現状に目を向け、当事者だけの問題でなく社会全体の課題として、人権教育・啓発を進めていきます。

《教育・啓発》

- ・さまざまな感染症について正しい理解を深めるための教育・啓発
- ・感染症についての学びを人権が尊重される社会の実現に活かせる教育・啓発

《相談・支援》

- ・さまざまな感染症についての相談・支援
- ・感染症の当事者や関係者への配慮、支援

⁴¹ 情報モラル：人が情報を扱う上で求められる道德のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないよう身につけるべき基本的な態度や考え方のこと。



その他さまざまな人権問題

- 性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進します。
- その他の人権問題についても正しい知識と理解を深めるための啓発を推進します。
- 社会情勢や生活環境の変化に伴う新たな人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていきます。

《教育・啓発》

- ・ 性の多様性に関する正しい理解のための教育・啓発
- ・ その他さまざまな人権課題への教育・啓発

《相談・支援》

- ・ 学校での性的マイノリティの子どもへの配慮
- ・ 学校・園での性的マイノリティの子どもに対するきめ細やかな対応の実施
- ・ その他さまざまな人権課題についての相談・支援

第5章 計画の推進

1. 推進体制

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、行政の推進体制の整備はもとより、差別をなくす意欲と実践力及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民が増えることが重要です。そのためには各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民活動団体等と連携・協働しながら、取組を進めることが大切です。計画がどのような施策として実施されたのか、また、成果を評価し、取組を効果的に推進します。

さらに、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生したときに、これらに対応できるよう体制を整えていきます。

(1) 庁内の推進体制

本市の人権施策の推進にあたっては、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、庁内の連携、調整を行い、総合行政としての機能を果たすとともに、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立った施策を展開します。また、関係する機関が相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。

「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議を行います。

(2) 国・県・関係団体等との連携

人権施策は、国、県、本市がそれぞれの役割分担のもとで連携を図りながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、法務局や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など、啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。

また、区・自治会、自治振興会、PTA、甲賀市人権教育推進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会などの関係団体、市民活動団体との連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本計画で策定した人権施策については、「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」により定期的に点検・評価を行い、計画の見直し等のフォローアップ⁴²を行っていきます。

3. 目標指標

計画の実現に向けて、次の目標指標を掲げます。なお、達成度を図るために、各目標年度の前年に調査を実施します。

単位：％

指標	指標の説明	実績		目標	
		平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和10年度 (2028年度)
「人権が尊重されるまち」になっていると感じる割合	「人権が尊重されるまち」になっているかに、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」の人の割合	38.0	37.7	46.0	50.0
人権に関する学習会に参加したことがある人の割合	3年以内に、人権に関する学習会に参加したことがある人の割合	31.6	30.7	40.0	42.0
「人権の尊重されるまちの実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	人権の尊重されるまちの実現に向けて、「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	29.5	19.4	36.5	40.0

※各指標の実績については、「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成28年3月）の数値および、「甲賀市市政に関する意識調査報告書」（令和2年12月）の数値

※各目標指標の実績に関する分析については、第2章人権に関する現状－2. 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識－〔4〕調査結果の分析（25ページから26ページ）に掲載しています。

⁴² フォローアップ：ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

議案第 6 4 号

令和 3 年第 7 回甲賀市議会定例会（1 2 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

令和３年第７回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案に係る教育委員会
の意見聴取について

令和３年第７回甲賀市議会定例会（１２月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 3 年第 7 回甲賀市議会定例会（1 2 月）提出議案（教育委員会関係）

1 条例一部改正

（1）甲賀市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第 9 6 号》

甲賀市鮎河公民館の移転に伴い位置等を改めるため、条例の一部を改正するもの。

※詳細は「議案第 6 4 号 別紙 2」

2 補正予算案件

《甲賀市議会 議案第 9 7 号》

（1）令和 3 年度甲賀市一般会計補正予算（第 8 号）

（第 1 表） 歳入 △ 2 , 4 6 2 千円 歳出 1 6 , 8 8 2 千円

歳入

教育費国庫補助金（小学校費国庫補助金）		△1,459 千円
	「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金	△1,459 千円
教育費県補助金（小学校費県補助金）		△1,203 千円
	「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金	△1,203 千円
教育費寄附金（小中学校費寄附金）		200 千円
	教育振興寄附金	200 千円

合計 △2,462 千円

歳出

教育総務費		9,984 千円
	事務局費	16,941 千円
	職員給与費	

	教育振興費	学校教育振興事業	△3,900 千円
		教育支援事業	△3,057 千円
小学校費			△2,219 千円
	小学校管理費	職員給与費	△368 千円
		小学校管理運営経費	505 千円
	教育振興費	小学校教育振興事業	△2,356 千円
中学校費			△3,796 千円
	教育振興費	中学生国際交流事業	△3,796 千円
社会教育費			21,622 千円
	社会教育総務費	職員給与費	9,652 千円
		青少年育成事業	1,233 千円
	公民館費	職員給与費	△955 千円
		公民館管理運営経費	17 千円
	図書館費	職員給与費	△1,026 千円
	文化財保護費	職員給与費	1,339 千円
	文化振興事業費	文化振興施設管理運営経費	2,262 千円
		文化振興推進事業	△4,400 千円
		文化施設整備事業	13,500 千円
保健体育費			△8,709 千円
	保健体育総務費	職員給与費	8,870 千円
		社会体育一般経費	△4,015 千円
		社会体育施設管理運営経費	90 千円
		スポーツ振興事業	△2,950 千円
		ホストタウン事業	△6,200 千円
	学校給食費	職員給与費	△4,504 千円

合計 16,882 千円

3 その他案件

(1) 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

指定期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日まで

施設名	指定管理者
甲賀市甲賀歴史民俗資料館 《甲賀市議会 議案第105号》	滋賀県甲賀市甲賀町油日1042番地1 甲賀地域歴史資料保存会 会長 瀬 古 吉 孝
甲賀市東海道伝馬館 《甲賀市議会 議案第106号》	滋賀県甲賀市土山町北土山1701番地 特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議 理事長 堀 江 新 三

※指定内容は「議案第64号 別紙3から4参照」

議案第 9 6 号

甲賀市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市公民館条例の一部を改正する条例

甲賀市公民館条例（平成１６年甲賀市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「甲賀市土山町鮎河１９５０番地」を「甲賀市土山町鮎河１２１２番地１」に改める。

別表第２中

「

鮎河公民館	和室	２００
	資料室	２００
	研修室	２００
	大会議室	３００

」を

「

鮎河公民館	会議室	２００
	調理室	３００
	大会議室	３００

」に

改める。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（甲賀市農業振興センター条例の一部改正）

２ 甲賀市農業振興センター条例（平成１６年甲賀市条例第１１２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表甲賀市土山生活改善センターの項を削る。

別表土山生活改善センターの部を削る。

（甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正）

３ 甲賀市地域市民センター設置条例（平成２３年甲賀市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中「甲賀市土山町鮎河１９５０番地」を「甲賀市土山町鮎河１２１２番地

1」に改める。

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案	現行																																										
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (使用料) 第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) 別表第1 (第2条関係) <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市鮎河公民館</td><td>甲賀市土山町鮎河1212番地1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 別表第2 (第7条関係) <table><tr><td>公民館名</td><td>室名</td><td>1時間当たり金額(円)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">鮎河公民館</td><td>会議室</td><td>200</td></tr><tr><td>調理室</td><td>300</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		甲賀市鮎河公民館	甲賀市土山町鮎河1212番地1	(略)		公民館名	室名	1時間当たり金額(円)	(略)			鮎河公民館	会議室	200	調理室	300			(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (使用料) 第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) 別表第1 (第2条関係) <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市鮎河公民館</td><td>甲賀市土山町鮎河1950番地</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 別表第2 (第7条関係) <table><tr><td>公民館名</td><td>室名</td><td>1時間当たり金額(円)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">鮎河公民館</td><td>和室</td><td>200</td></tr><tr><td>資料室</td><td>200</td></tr><tr><td>研修室</td><td>200</td></tr></table>	名称	位置	(略)		甲賀市鮎河公民館	甲賀市土山町鮎河1950番地	(略)		公民館名	室名	1時間当たり金額(円)	(略)			鮎河公民館	和室	200	資料室	200	研修室	200
名称	位置																																										
(略)																																											
甲賀市鮎河公民館	甲賀市土山町鮎河1212番地1																																										
(略)																																											
公民館名	室名	1時間当たり金額(円)																																									
(略)																																											
鮎河公民館	会議室	200																																									
	調理室	300																																									
名称	位置																																										
(略)																																											
甲賀市鮎河公民館	甲賀市土山町鮎河1950番地																																										
(略)																																											
公民館名	室名	1時間当たり金額(円)																																									
(略)																																											
鮎河公民館	和室	200																																									
	資料室	200																																									
	研修室	200																																									

大会議室	3 0 0
(略)	
備考	
(略)	
付 則	
(施行期日)	
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	
(甲賀市農業振興センター条例の一部改正)	
2 甲賀市農業振興センター条例（平成16年甲賀市条例第112号）の	
一部を次のように改正する。	
第2条の表甲賀市土山生活改善センターの項を削る。	
別表土山生活改善センターの部を削る。	
(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)	
3 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）	
の一部を次のように改正する。	
別表中「甲賀市土山町鮎河1950番地」を「甲賀市土山町鮎河12	
12番地1」に改める。	

大会議室	3 0 0
(略)	
備考	
(略)	

甲賀市農業振興センター条例新旧対照表

改正案					現行				
(名称及び位置)					(名称及び位置)				
第2条 振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。					第2条 振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称		位置			名称		位置		
甲賀市ふるさと生きがいセンター六友館		甲賀市土山町黒川1972番地			甲賀市土山生活改善センター		甲賀市土山町鮎河／1949／1950／番地		
(使用料)					(使用料)				
第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。					第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。				
2 (略)					2 (略)				
別表 (第9条関係)					別表 (第9条関係)				
農業振興センター使用料					農業振興センター使用料				
名称	時間 室名	8：30～12：00	13：00～17：00	17：30～22：00	名称	時間 室名	8：30～12：00	13：00～17：00	17：30～22：00
ふるさと	ふれあいホール	600円	800円	1,000円	ふるさと	ふれあいホール	600円	800円	1,000円
生きがい	木工体験室	600	800	1,000	生きがい	木工体験室	600	800	1,000
センター	特産品加工室	900	1,200	1,400	センター	特産品加工室	900	1,200	1,400
六友館					六友館				

注 1 ～ 3 (略)	土山生活	和室	<u>3 0 0 円</u>	<u>5 0 0 円</u>	<u>7 0 0 円</u>
	改善セン	調理室	<u>3 0 0</u>	<u>5 0 0</u>	<u>7 0 0</u>
	ター				
	注 1 ～ 3 (略)				

甲賀市地域市民センター設置条例新旧対照表

改正案	現行																								
(名称、位置及び所管区域) 第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 2 (略) 別表 (第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市鮎河地域 市民センター</td><td>甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1</td><td>土山町大河原、土山町鮎河</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	(略)			甲賀市鮎河地域 市民センター	甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1	土山町大河原、土山町鮎河	(略)			(名称、位置及び所管区域) 第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 2 (略) 別表 (第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市鮎河地域 市民センター</td><td>甲賀市土山町鮎河 1 9 5 0 番地</td><td>土山町大河原、土山町鮎河</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	(略)			甲賀市鮎河地域 市民センター	甲賀市土山町鮎河 1 9 5 0 番地	土山町大河原、土山町鮎河	(略)		
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
甲賀市鮎河地域 市民センター	甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1	土山町大河原、土山町鮎河																							
(略)																									
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
甲賀市鮎河地域 市民センター	甲賀市土山町鮎河 1 9 5 0 番地	土山町大河原、土山町鮎河																							
(略)																									

議案第 1 0 5 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

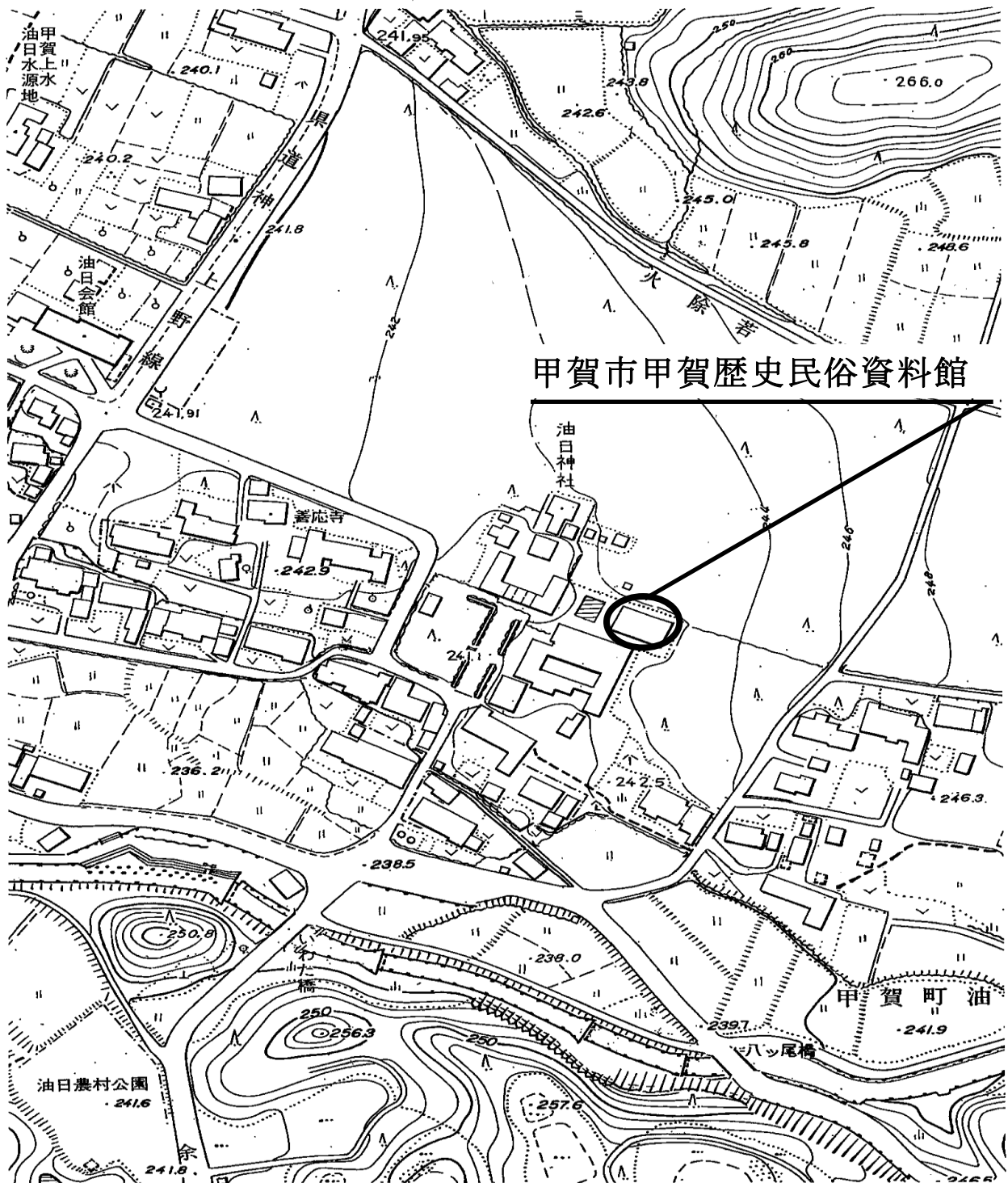
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市甲賀歴史民俗資料館
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市甲賀町油日1042番地1
甲賀地域歴史資料保存会
会長 瀬 古 吉 孝
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第105号参考資料

施設名称	甲賀市甲賀歴史民俗資料館
所在地	甲賀市甲賀町油日1042番地1
面積	床面積 175.335㎡
施設内容	展示室、収蔵庫、管理及び修理室、他



令和3年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課： 歴史文化財課)

1	施設名	甲賀市甲賀歴史民俗資料館		
2	施設の目的	本施設は歴史的文化遺産を継承するとともに、適正に収集、保管及び展示をし、郷土の歴史についての関心を高め、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。		
3	施設の概要	所在地: 甲賀市甲賀町油日1042番地1 構造: 鉄筋コンクリート造平屋建 床面積: 175.335㎡		
4	募集方法	非公募		
5	指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日(3年間)		
6	管理業務内容	(1)運営業務(受付業務等) (2)維持管理業務(建築物、建築設備保守管理等) (3)経営管理事務(基本協定締結、計画書及び報告書の提出等)		
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) 1,149,000 円 (年間指定管理料) 383,000 円		
8	指定候補者	甲賀地域歴史資料保存会		
9	指定候補者の選定理由	甲賀市甲賀歴史民俗資料館は、油日神社の敷地内にあり、指定管理者の候補団体として選定した「甲賀地域歴史資料保存会」の構成員は油日神社の代表役員などで構成されているため、所蔵資料について習熟しており、油日神社と一体となった文化財の活用及び施設の維持管理が図れる。今後も保存活用及び維持管理を行う上で指定管理者として最適であり、引き続き指定をしたい。		
10	選定基準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11	選定結果	■ 当該施設の指定候補者として適当である。 □ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】特になし		

令和3年10月27日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 別所 徳子

議案第 1 0 6 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市東海道伝馬館
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町北土山1701番地
特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議
理事長 堀 江 新 三
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 1 0 6 号参考資料

施設名称	甲賀市東海道伝馬館
所 在 地	甲賀市土山町北土山 1 5 7 0 番地
面 積	床面積 4 5 2 . 5 8 m ²
施設内容	展示室、事務室、体験工房、他



令和3年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課：歴史文化財課)

1	施設名	甲賀市東海道伝馬館		
2	施設の目的	土山宿の街道文化の紹介と歴史的な生活文化の伝承及びこれらの活動を支援することを目的とする。		
3	施設の概要	所在地：甲賀市土山町北土山1570番地 構造：木造瓦葺2階建 延床面積：452.58㎡		
4	募集方法	非公募		
5	指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）		
6	管理業務内容	(1)運営業務(施設貸出・受付業務等) (2)維持管理業務(建築物、建築設備保守管理等) (3)経営管理事務(基本協定締結、計画書及び報告書の提出等)		
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	9,819,000 円	
		(年間指定管理料)	3,273,000 円	
8	指定候補者	特定非営利活動法人 歴史の道東海道宿駅会議		
9	指定候補者の選定理由	指定管理者の候補者として選定した「特定非営利法人 歴史の道東海道宿駅会議」は、当館開館以後、長年培ってきた知識や経験に基づき、東海道や土山宿の魅力を入館者に積極的に伝えており、アンケート結果においても職員の対応に対する評価は高いものとなっている。 また、当団体の役員は各地宿場からの代表者により構成されており、そのネットワークによって効果的な観光客の誘致を図ることができ、地域に根ざした行事を積極的に開催することにより入館者数が増加していること、また、当団体の設立目的が当館の設置目的と合致しており、指定管理者として最適であり引き続き指定をしたい。		
10	選定基準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	

議案第 1 0 6 号参考資料

11 選 定 結 果	■ 当該施設の指定候補者として適当である。 □ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】特になし
------------	---

令和3年10月27日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 別所 徳子

議案第 6 5 号

令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

令和３年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
関する報告書の策定について

令和３年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を別紙により策定することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第２項第５号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

(案)

**令和3年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和2年度実施事業対象)**

令和3年11月

甲 賀 市 教 育 委 員 会

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～8
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	9
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	9～10
3. 点検・評価の対象となる事業	10
4. 点検・評価の視点	10～11
5. 評価基準	11
■ おわりに	12
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和2年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和3年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和3年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
教育総務課	① 学校給食事業	A	A	A
社会教育スポーツ課	② みなくち子どもの森運営事業	B	B	B
学校教育課	③ 学校不適応支援事業・ケアサポーター派遣事業	B	B	B
	④ 第三子以降学校教育支援事業（小学校・中学校）	B	B	B

3. 事業別検証結果

次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★		学校給食事業																
担当部課★		教育委員会事務局 教育総務課								所属コード		30100300						
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2241								E-mail		koka30100300@city.koka.lg.jp						
総合計画		コード		名称						予算科目		コード		名称				
	分野	18		学校教育・青少年							会計	01		一般会計				
	施策	②		教育環境の充実							款	10		教育費				
											項	06		保健体育費				
											目	02		学校給食費				
	区分	挑戦				公約					大型				主要			
法令等根拠		学校給食法																
個別計画等																		
開始年度★		平成		16		年度		終了年度		平成		年度		事務事業優先順位		4 / 23 中		
他部署との関連及び関連団体		保育幼稚園課予算において、保育園児分の賄い材料費を支出。 農業振興課の地産地消推進事業と連携（賄材料費 20,000千円） 観光企画推進課と連携（観光客誘致推進事業 1,000千円）																

事業の目的等★	（１）対象・・・誰に（何に） 保育園児、幼稚園児、小学校児童、中学校生徒									
	（２）活動内容・・・どのようなことを行うのか 安全安心な給食の提供									
	（３）期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 給食を通しての食育により、食事をするときの栄養のバランスの大切さや地元産の食材を使用することにより生産者への感謝の気持ちを子どもたちに伝えることができる。食の大切さを実感することにより、給食の食べ残しを減らし、また、給食に地元産の食材を使用することにより、地産地消を推進することにもつながる。									
事業概要★	・保護者から徴収した給食費により、給食に使用する材料を購入する。 ・食材は、栄養バランスやアレルギー対応も考慮し選択する。 ・地産地消に努め、学校、家庭、地域への食育にかかる啓発を行う。毎月献立表と一緒に食育だよりを発行する。 ・栄養教諭による授業の展開。1月の学校給食週間には啓発DVDを作成して全学校に配付、給食の時間に放送する。 ・学校では、毎日のお昼の放送で、献立と地元産食材について紹介している。 ・安全を最優先にアレルギー対応食の提供を段階的に実施する。また、教育委員会、学校、給食センターによるアレルギー対応検討会を開催し、情報共有や対応について協議する。 ・西部学校給食センター建設に伴い、2学校給食センターから給食を提供。									
	【令和2年度】 学校給食実施日 206日 夏季給食 13日 給食センターの見学実績 小学校児童 21校 4,788人 東部学校給食センター 6団体 205名 中学校生徒 6校 2,402人 西部学校給食センター 6団体 232名 園児 17園 1,150人									

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実
	教育施策（中区分）	③	安全・安心な学校給食の提供

担当課評価	評価欄	新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業の延長により、小中学校の給食開始が6月4日からとなるなど対応に追われたが、栄養バランス等を考慮した献立により給食を提供することができた。 また、アレルギー対応については、学校との協議により7月から開始し、卵アレルギーに対応したアレルギー対応食を安全に提供することができた。
	A	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
A	適切な栄養摂取による子どもたちの健康増進、日常生活における食に対する正しい理解等、子どもたちの心身の健全な発達のため、安全安心で、栄養バランスの取れた学校給食の提供がなされている。 今後においては、地元食材の安定供給やアレルギー対応の強化についてさらに検討を進め、食育や安全で高品質の食の提供の観点から、引き続き適正な学校給食の実施に努める必要があるものと考えます。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	296,779,000	290,226,582
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	296,779,000	273,417,170
	一般財源		16,809,412

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	適切	子どもたちが豊かな心と健やかな体を育むため、安全安心な食材による栄養バランスの取れた学校給食を提供することは必要である。また、学校給食は、子どもたちが食の大切さや健康な体づくりを理解し、正しい食生活、望ましい食習慣を身に付けるための「生きた教材」となる。
	有効性	適切	食事は生産者や調理者など様々な人々に支えられていることを理解し、感謝の気持ちを持ち、食べ物を残さず大切にすることを育むことができる。 給食センター見学や中学生の職場体験受入など、給食センターが食について学ぶ場となっている。
	効率性	適切	水口、信楽学校給食センターを統合した西部学校給食センターが業務を開始し、2学校給食センターで大量調理を行うことで効率的に提供できる。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
A	地産地消として地元産食材を多く使用し、栄養バランスの取れた安全安心な給食の提供に努められている。また、食物アレルギー対応については、対応食の提供が開始された。今後、リスク管理を行いながら対応品目を追加し充実されたい。 朝食摂取など望ましい食習慣を身に付けるために食育は重要であり、栄養教諭、学校と連携して積極的に食育を進められたい。 また、コロナ禍により中止されている給食センターの見学が再開される際には、市民に対して広報等により取り組みの周知に努められたい。

行動計画★	計画	安全安心な食材の購入による給食の提供。 地元産食材の利用拡大。 アレルギー対応食の提供。
	実績	地元産食材を努めて使用するなど安全安心な食材を購入し、行事食やふるさと献立など栄養バランスに優れ、工夫を凝らした給食を提供した。また、卵アレルギーに対応したアレルギー対応食の提供も開始した。

成果指標	目標値	良質な食材を保護者負担の給食費からなる予算内で調達する。 地元産食材の利用拡大。 アレルギー対応検討会議の開催。
	実績値	新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業のための給食停止、逆に追加された登校日の給食提供など日程変更が多く、食材調達の調整が困難であった。 甲賀市産野菜使用率 54%（地産地消事業予算による使用含） アレルギー対応検討会議2回 保護者交流会 東部・西部給食センター各1回実施

具体的な改善策、今後の展望等	今後も引き続き、地元産食材の利用拡大を推進し、安全安心な食材の選定による、安定した給食を提供する。 給食の時間を安全にかつ楽しく過ごすことができることを目標に、給食の提供を実施する。 アレルギー対応食については、対応品目の追加を検討する。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	保護者が負担する給食費のほか地産地消の取り組みによる財源により、栄養バランスの取れた給食の提供とともに、地元産食材を使用するなどより良い食材の調達に努め、学校給食を実施していく。
	手法改善	維持	食材については、安全安心な食材の購入に加え、甲賀市産の野菜等を使用するなど地産地消に努める。 アレルギー対応食の提供については、安全を最優先に、給食センター、学校、教育委員会が連携して段階的に進める。 食材購入費である給食費の未納をなくすよう、徴収を強化する。 給食の質の維持、向上のため給食費のあり方について検討する。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
東部および西部の2センター体制により、引き続き安全安心で栄養価の高い給食を提供し、効率的、効果的な運営に努めます。 アレルギー対応給食の提供については、給食センター、学校等の関係機関との連携を密にし、安全を第一に品目を追加できるよう検討を進め、対応の充実を図ります。 また、児童生徒にとって給食が楽しみとなるよう献立の充実を進めるとともに、食材を通じて地域について理解を深め、食への感謝の気持ちを育むなど食育の推進を図ります。あわせて、市民が給食センター施設を見学する機会を広げ、学校給食に対する理解や食育への関心が高まるよう努めます。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★		みなくち子どもの森運営事業							
担当部課★		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		所属コード		30104500			
連絡先（ダイヤル）		0748-63-6712		E-mail		koka30104500@city.koka.lg.jp			
総合計画		コード	名称		予算科目	コード	名称		
	分野	5	環境・景観			会計	01	一般会計	
						款	08	土木費	
	施策	①	自然環境の保護			項	04	都市計画費	
						目	03	公園費	
						大事業	03	公園施設管理運営経費	
						中事業	05	公園施設運営事業	
	小事業	01	みなくち子どもの森運営事業						
法令等根拠		甲賀市都市公園条例、甲賀市みなくち子どもの森管理運営規則、甲賀市長の権限に属する事務の一部を甲賀市教育委員会等に委任する又は補助執行させる規則							
個別計画等		第2次甲賀市環境基本計画							
開始年度★		平成	13	年度	終了年度	令和	未定	年度	
他部署との関連		建設部 建設管理課							

事業の目的等★	(1) 対象・・・・・・誰に（何に）			
	みなくち子どもの森利用者 甲賀市民（子どもの森に直接来園されない方を含む）			
	(2) 活動内容・・・・・・どのようなことを行うのか			
	・甲賀市の自然に関して調査し、現状を把握し、必要な標本を保管する。 ・上記の結果わかったことを、自然館展示、行事、印刷物等の手段で利用者の方や市民の方知って頂き、甲賀市の自然に関する情報センターとなる。特に就学前教育および学校教育とも連携し、子どもたちに甲賀市の自然の特徴を知って頂く。			
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・・・・どのような成果・効果が期待できるのか			
	・里山の自然環境を生かした公園と県内有数規模の自然系博物館である自然館が合わせて整備されており、県内他市町にはない総合的に自然環境を学ぶことができる優れた学習施設となっている。施設の特性を活用した環境教育・普及活動を行うことにより、学校教育および市民の環境意識と生涯学習意欲の向上に寄与する。			
事業概要★	◎子どもの森園内の自然環境保全、自然館展示、行事の実施、学校など団体に向けての自然に関する普及標本の収集、保管、自然の状況についての情報の蓄積、特にレッドリストの5年毎の改定（次回2022年）にむけての調査			
	◆過去3年間の主な事業			
		H30	R1	R2
	・自然館入館者数	10,334人	10,581人	3,887人
	・主催行事	42回、497人	40回、526人	23回、214人
		（R2の行事の例：体験農場を使った「こいもクラブ」、しぜんさんぼ、昆虫観察会、地層化石講座など）		
	・保育園幼稚園の利用	14園、712人	12園、639人	0件
	・小学校の利用（除やまのこ）	33校、1,942人	33校、1,793人	13校、650人
		（学校以外の団体の例：放課後等デイサービス、学校教職員研修、プレ植樹祭ほか）		
	◆過去3年間の主な工事等			
平成30年度 空調機フィルター交換工事 831,600円、ヤマザクラ等植樹工事 644,760円				
平成31年度 自然館エレベーターロープ交換工事 342,360円、空調フィルター交換工事 216,000円				
令和2年度 子どもの森ビオトープ再生工事 737,000円、自然館空調機補修工事 291,500円				

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ
	教育施策の柱（大区分）	(1)	生涯学習環境の充実
	教育施策（中区分）	①	いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実

担当課評価	評価欄	コロナの影響により、自然館で触ることができる展示撤去、入館制限の設定、プログラム再検討など、感染防止対策に努めた。また、野外を散策される方が増加したことから、野外の整備にも努めた。
	B	感染が一定収束してからは、園内を散策する方や、自然館、自主事業への参加も増加し、感染対策を図りながら多くの皆様にご利用いただいている。

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍の中ではあるが、対策を行い自然環境を学習する事業を実施できた。日常の調査研究や展示の更新が遅れている部分については、団体など来館対応で日々の業務に追われる部分もあるが、計画性をもって取り組んでいくことが必要と考える。 やまのこ事業など、近隣の市町からも自然環境学習を受けていただける貴重な施設でもあり、今後も館の維持管理に努めながら、広く多くの方に学習の機会が提供できるよう努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		12,444,000	9,700,964
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	1,441,000	1,119,150
		一般財源	11,003,000
			8,581,814

行動計画★	計画	自然館展示の充実・行事の開催・団体等の受入等による普及活動 自然に関する調査、レッドリスト2022改訂のための蓄積
	実績	自然館入館者数3,887人、行事は23回214人、小学校校外学習13校650人（やまのこを除く）など。コロナ禍のため、4/6～5/31自然館休館、行事は8月から順次再開した。

成果指標	目標値	利用者（自然館入館者、行事参加者等）の「良い」の評価90%以上
	実績値	コロナ禍のためアンケートを行わなかった。 （参考 R1の結果は、良い77.2%、ふつう22.8%、わるい0%）

具体的な改善策、今後の展望等	感染症対策に追われたため、他機関との連携した多くの事業が中止となった。とくに保育園の利用は出張1件程度にとどまった。自然館は入館制限を行うため、放課後デイなど団体が急に来られた場合に対応できない。今後感染状況を見ながら、対応方法を変えていく必要がある。
----------------	--

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	適切	野外では丘陵地の自然環境を保全し、里山の景観や生き物をいつでも見ることができる。また、自然館においては、化石や昆虫などの展示があり、地域の自然について知ることができる。 森林環境学習であるやまのこ事業をはじめ、小学校等における自然環境学習、保育園と連携した木育学習など、市内外の子どもたちにとって自然環境学習が楽しめる必要な施設である。
	有効性	概ね適切	専門の職員が配置されており、園内の里山管理や、環境を生かした観察会を実施している。 また、行事や学校等団体の受入、コロナ対策をはじめ園内の安全確保などの業務量が大幅に増大したことから、本来業務の一部である日常の調査研究や自然館の展示更新などが遅れている状況である。
	効率性	概ね適切	多くの皆様にご利用いただいているが、専門的な知識を持った職員が対応することで効率よく業務を行っている。 一方、1日の受入人数や件数により、申込みをお断りすることも多く、昨年度は特にコロナ禍による人数制限を行ったが、今後も引き続き、ひとりでも多くの子どもたちに自然に触れていただけるよう調整を図る。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	子どもの森は、平成13年7月の開園から20年を迎えた。その間、里山の自然環境を保全し、希少生物の保護や自然環境教育を行う場として定着してきた。甲賀市内に類似の機能を持つ機関は他にはなく、自然環境分野の生涯学習に寄与している。
	手法改善	軽微な改善	自然館展示の老朽化がみられるため、職員で可能な範囲での更新をおこなう。日が決まった行事等と異なり、展示はいつでも見学可能な自然学習の場であり、いつでも学べる場としての、魅力向上に努める。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	みなくち子どもの森の施設は自然環境を学べる貴重な施設であるが、施設や事業の認知度は低いと思われる。市民にとって甲賀市の豊かな自然を学ぶ身近な場となり活用されるには、様々な広報が必要と考える。 実施されているアンケートについては、利用者の施設に対する要望を得られるよう設問を検討し、回答を分析して施設の充実を生かされたい。 自然分野を専門とする学芸員が配置されている事を生かして大学等他の専門機関との連携や、小中学校、高等学校の児童生徒の専門的学習の支援など、甲賀市の自然環境研究の拠点として運営を進められたい。調査研究が着実に実施できるよう職員の増員について検討されたい。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
例年、県内外から多くの学校の受け入れを行い、子どもたちの環境への学びに寄与していますが、今後は、一般市民に対する認知度を高めるために、広報やHP、SNSの活用や出前講座等の実施も検討しながら、甲賀市の豊かな自然の学びの場を多くの方に広められるよう進めてまいります。また、利用者の満足度を調べるアンケートについても、設問内容を見直し、回答を分析したうえで、より具体的な評価や施設の充実につながるよう努めてまいります。 自然環境研究の拠点としての運営については、他の博物館や大学等の専門機関との連携を視野に調査研究を行い、学芸員の専門的学習への資質向上に努めるとともに、職員体制について検討してまいります。また、自然環境学習の実施については、ボランティアや地域の皆様にも協力いただける体制づくりに努めてまいります。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★		学校不応支援事業													
担当部課★		教育委員会事務局 学校教育課						所属コード		30101200					
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2243						E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp					
総合計画		コード	名称				予算科目		コード	名称					
	分野	18	学校教育・青少年						会計	01	一般会計				
									款	10	教育費				
	施策	①	学校教育の充実						項	01	教育総務費				
									目	03	教育振興費				
	区分	挑戦		公約		大型		主要			大事業	03	教育支援事業		
											中事業	01	学校不応支援事業		
											小事業	01	学校不応支援事業		
法令等根拠															
個別計画等		第3期甲賀市教育振興基本計画													
開始年度★		平成	21	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位		5	/	42	中	
他部署との関連及び関連団体		子育て政策課等福祉部局（教育と福祉との連携として）													

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	市内小中学校児童生徒（不登校傾向や不応傾向等で不安や悩みをもつ子ども）	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
事業概要★	SSWの配置：平成29年度において、1名から3名に増員。 児童生徒一人一人の悩みや困っていることなどの情報を共有、管理職や学級担任、教育相談担当者など学校関係者、関係機関との連携をはかりながら、児童生徒の学級復帰に向けた支援や対応、指導をすすめている。 訪問相談員の配置：平成29年度において、1名から2名に増員。2中学校（水口中・甲南中）に配置。 中学校における不登校や不登校傾向の生徒や保護者への対応を、学級担任など学校関係者と連携して行っている。 不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託：鳴門教育大学へ業務委託 市内小中学校の児童・生徒・教職員の現状を調査、従来からの不登校対策事業の検証及び今後の有効な支援策について探る。	
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	学校不応児童生徒やその保護者に対する福祉の視点からの支援 関係機関へのつなぎ、連携 校内体制の構築と教員への助言	
不登校等の状況（30日以上欠席者数・病気・家庭の事情等含む） H26：小学校57人 中学校130人 全体187人 H27：小学校52人 中学校150人 全体202人 H28：小学校60人 中学校137人 全体197人 H29：小学校63人 中学校144人 全体207人		

教育振興基本計画		コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成	
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実	
	教育施策（中区分）	⑥	スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実	

担当課評価	評価欄	不登校や不応によりケアを必要とする児童生徒は年々増加し、その要因も家庭、学業、人間関係等多岐にわたっていることから、SSW・訪問相談員とも増員が必要。また、SSW等の資質向上のため、指導・助言を担うスーパーバイザー（SV）の配置が重要。委託事業での報告書をもとに、各学校現場における「組織的、効果的な取組」が必要。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内小中学校では、様々な要因によって不登校傾向があったり、学級に入りづらくなっていたりするなど、学校にうまく適応できない児童生徒があり、その対応が課題となっている。この課題への対応のためスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒一人一人の悩みや困っていることなどの情報を共有、管理職や学級担任、教育相談担当者など学校関係者、関係機関との連携をはかりながら、児童生徒の学級復帰に向けた支援や対応、指導をすすめている。 また、訪問相談員を配置し、中学校における不登校や不登校傾向の生徒や保護者への対応を、学級担任など学校関係者と連携して行っている。いずれも対応が困難な事例が多く、専門的な見地からの対応や助言、アドバイスなどにより、課題解決に向けた取組を進めることができている。 不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託で、市内小中学校の現状調査等も進めており、引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		8,459,000	6,666,056
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	8,459,000	6,666,056

行動計画★	計画	学校だけでは対応が困難な事例に対して、SSWや訪問相談員等の専門員を配置し、関係機関へのつなぎ・連携を図る。
	実績	SSW3名の配置 訪問相談員2名の配置 小中学校ならびに家児相等関係機関との連携を図った。

成果指標	目標値	不登校や不応によるケアを受けられない児童生徒をゼロにする。
	実績値	不登校や不応によるケアを受けられない児童生徒はいない。

具体的な改善策、今後の展望等	市SSWの配置校以外の市内活用 市SSWの資質向上のためSVの配置を目指す。
----------------	---

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	不登校および集団不応児童生徒数は増加傾向にあり、また、家庭環境要因等福祉機関との連携が必要な対応も増加していることから今後も必要な事業である。
	有効性	概ね適切	学校と保護者・児童生徒との関わりにおいて、対応困難な状況があり、ワーカーや相談員がパイプ役となり児童生徒の支援を行うことができている、その取組には、不登校対応として、大きな有効性がある。
	効率性	概ね適切	校内ケース会議や、保護者面談、家庭訪問や個別支援をSSWが学校と事例について、アセスメントを適切に行い、効率的に対応できている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	不登校傾向や不応児童生徒の対応依頼が増えてきていることから、ワーカーの増員および配置校の数を増やしていく必要がある。更に、SSWへの指導・助言を行うSVの配置が必要である。
	手法改善	維持	学校でのケース会議等において不登校状況を丁寧にアセスメントし、そのことを共有しながら、定期的・継続的に対応を行っていく。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	不登校など学校不応の要因は様々であり、状況に応じた対応が必要である。学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制を充実されたい。また、不登校等の兆しが見えた時には、早期に対応し、学校不応とならないよう取り組みを進められたい。 効果のある支援のため、研修等によりSSW、訪問相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて増員を検討されたい。 鳴門教育大学への調査研究委託の結果については、教職員やSSW、訪問相談員等と共有し、対策に生かされたい。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制を充実し、不登校等の兆しが見えた時には、学校不応とならないよう早期に対応してまいります。 効果のある支援のために当面は、県SVに市SSWへの指導助言および市内学校における不応事案のケースワークを行っていただき、SSWや担任、担当教員の資質向上を今後も図ってまいります。 鳴門教育大学への調査研究委託事業における調査結果については、報告書とその概要版を全小中学校へ周知し、活用を促すとともに、生徒指導担当への研修会を開催し、各校での対策に生かしてまいります。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★	ケアサポーター派遣事業																
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課										所属コード		30101200				
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243										E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp				
総合計画	コード	名称										予算科目	コード	名称			
	分野	18	学校教育・青少年										会計	01	一般会計		
	施策	①	学校教育の充実										款	10	教育費		
													項	02	小学校費		
													目	02	教育振興費		
	区分	挑戦		公約		大型		主要		大事業	01		小学校教育振興事業				
										中事業	03		小学校教育支援事業				
小事業	06	ケアサポーター派遣事業															
法令等根拠																	
個別計画等	第3期甲賀市教育振興基本計画																
開始年度★	平成	16	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位	12	/	42	中					
他部署との関連及び関連団体																	

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	小学校児童(学校不適応を起こしている児童)	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
不登校、別室登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行い、よりそう。		
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	・不登校傾向のある児童の学校復帰に向けた改善 ・別室で学習等を行っている児童の教室復帰	
	H30 9小学校に対してケアサポーター19名配置。活動時間は年1,429時間。個別相談や別室での学習支援等実施。個別対応が必要な児童86名への学習支援等を行った。 R元 9小学校に対してケアサポーター19名配置。活動時間は年1,434時間。個別相談や別室での学習支援等実施。個別対応が必要な児童142名への学習支援等を行った。 R2 10小学校に対してケアサポーター14名を配置。活動時間は年1,379時間。個別相談や別室での学習支援等実施。個別対応が必要な児童142名への学習支援等を行った。 ※派遣先小学校…柏木、水口、伴谷東、大野、大原、佐山、甲南第二、希望ヶ丘、綾野、雲井の10校 県費（自治振興交付金）の一部充当がある。 H30 @1,000円*390回*4時間⇒1,560千円 R元 @1,000円*360回*4時間⇒1,440千円 R2 @1,000円*360回*4時間⇒1,440千円	

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実
	教育施策（中区分）	⑥	スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実

担当課評価	評価欄	児童の特性や実態に合わせて、思いに寄り添い、個別支援も含めた対応を行うとともに、周りの児童への理解についても働きかけた。合わせて、学習支援も行うことにより、集団復帰や学習への参加等多くの改善がみられた。今後も引き続き、派遣のニーズが増えてくると予想される。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内小学校では、様々な要因から学校に行きづらかったり、学級に入れなかったりするなど、学校にうまく適応できない児童があり、その対応が課題となっている。 この課題への対応のためケアサポーターを派遣し、不登校傾向にある児童と個別相談を行ったり、別室での学習支援を行ったりするなど、生活面や学習面での丁寧な支援をすすめている。支援を継続することにより、登校できる日数が増えたり、別室登校から学級へ戻る機会が増えたりするケースがでている。引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	1,562,000	1,463,888
	県費支出金	720,000	638,000
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	842,000	825,888

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	特別な支援の必要な子どもが増えている中で、教室には入れない、別室なら行けるなど個別に関わらなければならない児童が増えてきていることから、今後も是非必要な事業である。
	有効性	概ね適切	全体では関わるできない支援内容であり、個別に関わっていく必要があるため、今の方法が有効である。
	効率性	概ね適切	児童の実情に応じて、時間を配分することができることや新たな児童への対応もできることから効率が良い。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	学校不適応支援事業とケアサポーター派遣事業については、事業を一体化し、連携した事業充実が必要と考える。 担任とケアサポーターが一層密に情報を共有し連携することが重要であり、充実した支援ができる体制に取り組みたい。 研修等を行い、ケアサポーターの資質向上を図り、配置を活かした支援を実施されたい。

行動計画★	計画	不登校、別室対応の児童にできる限り寄り添う。
	実績	10校において派遣し、該当児童に対して寄り添い、個別支援や学習支援対応を行った。

成果指標	目標値	各小学校の不登校児童や教室に入りにくい児童に対する支援や、教室復帰等への取り組みができたかどうかで判断。
	実績値	集団不適応の児童と個別に関わることににより、学習に参加したり、集団の中で生活したりすることができた。

具体的な改善策、今後の展望等	市内小学校におけるケアサポーター派遣の活用希望が増加（10校）していることから総時間数の増加を目指す。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	年々配置希望が増加しており、不登校傾向や不適応児童が増えてきていることから、時間数及び実施校を拡充していく必要がある。
	手法改善	維持	集団不適応や特別支援を要する児童において、1対1対応に関わっていくことができ、効果的に支援をすることができるため、今後もこの手法で進めて行きたい。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
学校不適応支援事業と本事業は、個別の予算として評価シートとしては別々に分かれていますが、不適応児童生徒における支援としては関係性が強いものであります。今後、一層連携の充実を図り、一体的な取り組みに努めます。 個別対応が必要な児童に対する支援については、学校管理職および生徒指導、教育相談担当、担任による対応策を実施し、あわせて臨機の対応が可能となるようケアサポーターの校内活用や連携の強化を図ります。 また、ケアサポーターの研修を充実し、資質向上を図るとともに、担任等と連携し、児童への個別対応を行い、校内における居場所をつくるとともに、学習保障に努めます。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★	第三子以降学校教育支援事業（小学校）														
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課						所属コード		30101200						
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243						E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp						
総合計画	コード	名称					予算科目	コード	名称						
	分野	18	学校教育・青少年					会計	01	一般会計					
	施策	①	学校教育の充実					款	10	教育費					
								項	02	小学校費					
								目	02	教育振興費					
	区分	挑戦		公約		大型			主要		大事業	01	小学校教育振興事業		
											中事業	03	小学校教育支援事業		
小事業	04	第三子以降学校教育支援事業（小学校）													
法令等根拠	甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱														
個別計画等	第2次甲賀市地域福祉計画														
開始年度★	平成	28	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位	31	／	42	中			
他部署との関連及び関連団体	政策推進課、保育幼稚園課（子育て世代への移住定住支援策として）														

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	18歳未満の子を3人以上養育し、第三子以降が小学生の保護者	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
保護者に対して学用品費の支援を行う。		
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	少子化が進む中、子育て世帯の教育費の負担軽減による移住や定住の促進	
	18歳未満の子を3人以上養育する保護者に対し、第三子以降の児童の学用品費を補助し、教育費の負担軽減を図り、子育て世帯の移住定住を促進する。	
＜実績＞		
H28：7,538,180円(497人)、H29：10,936,190円(495人)、H30：10,864,420円(504人)、 R元：10,737,240円(528人)、R2：10,943,490円(515人)		
R2年度決算額 小学校 11,015,438円		
事務に伴う経費 71,948円		
扶助費 10,943,490円		
・学用品費 5,881,300円		
・通学用品費 920,990円		
・新入児童学用品費 4,141,200円		

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実
	教育施策（中区分）		

担当課評価	評価欄	3人目以降の児童に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。しかし、人口減少を減らす目標は達成できなかった。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内在住の家族が18歳未満の子を3人以上養育する場合に、第3子以降の児童生徒の義務教育にかかる費用を一部給付する事業である。小学校においては、毎年500人前後の実績があり、教育費の負担軽減を図ることができている。毎年、児童数は減少しているものの、事業実績はほとんど変わらない状況である。3人以上の子を育てようとする保護者は毎年一定数あり、意義のある事業となっている。少子化に歯止めをかけることは、一事業だけでは困難であるが、引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		12,152,000	11,015,438
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	12,152,000	11,015,438

行動計画★	計画	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進する。
	実績	各該当者からの申請をとりまとめ、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進のため全額給付を行った。

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進するため必要である。しかしながら、成果指標に結び付けていくためには、他部署における移住定住促進事業も不可欠となる。（目標指数の再検討が必要。）
	有効性	概ね適切	3人目以降の児童に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。
	効率性	概ね適切	各該当者へ通知を郵送し申請をとりまとめ、審査後、年度一回の支給としている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

成果指標	目標値	定住化を図り、人口減少を減らす。
	実績値	転入数2400人－転出数2441人＝-41人（令和2年4月～令和3年2月）

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	第三子以降が小学生の場合、学用品費の支給をしていく
	手法改善	維持	年度一回の支給を継続していく。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

具体的な改善策、今後の展望等	年度一回の支給を継続していく。
----------------	-----------------

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	成果指標の目標値については、この事業だけでは達成が困難な目標値であり、目標値の再検討が必要であると考えます。多子世帯に対する経済的な支援として教育費の負担減が図られている点について評価される。事業継続にあたっては、支援内容、受給者の所得制限について検討されたい。必要とされる支援について、子どもの貧困対策を踏まえ検討を希望する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
現在の成果指標の目標については、市全般における子育て世代の移住・定住促進の一助の施策であり、この事業だけでは達成が困難であると考えております。多子世帯に対する経済的な支援、教育費の負担軽減事業として対象世帯に支給することを目標とします。なお、子どもの貧困対策としては、低所得世帯への支援を要保護・準要保護児童就学援助にて対応してまいります。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★	第三子以降学校教育支援事業（中学校）											
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課						所属コード		30101200			
連絡先（ダイヤリ）	0748-69-2243						E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp			
総合計画	コード	名称					予算科目	コード	名称			
	分野	18	学校教育・青少年					会計	01	一般会計		
	施策	①	学校教育の充実					款	10	教育費		
								項	03	中学校費		
								目	02	教育振興費		
	大事業	01	中学校教育振興事業									
	中事業	03	中学校教育支援事業									
小事業	05	第三子以降学校教育支援事業（中学校）										
法令等根拠	甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱											
個別計画等	第2次甲賀市地域福祉計画											
開始年度★	平成	28	年度	終了年度	令和	年度	事務事業優先順位	32	/	42	中	
他部署との関連及び関連団体	政策推進課、保育幼稚園課（子育て世代への移住定住支援策として）											

事業の目的等★	（1）対象・・・誰に（何に）	
	18歳未満の子を3人以上養育し、第三子以降が中学生の保護者	
	（2）活動内容・・・どのようなことを行うのか	
保護者に対して学用品費の支援を行う。		
事業概要★	（3）期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	少子化が進む中、子育て世帯の教育費の負担軽減による移住や定住の促進	
	18歳未満の子を3人以上養育する保護者に対し、第三子以降の生徒の学用品費を補助し、教育費の負担軽減を図り、子育て世帯の移住定住を促進する。	
＜実績＞		
H28：2,777,390円(92人)、H29：3,823,630円(79人)、H30：3,802,260円(80人)、 R元：3,853,280円(76人)、R2：3,619,570円(72人)		
R2年度決算額 中学校 3,632,256円 事務に伴う経費 12,686円 扶助費 3,619,570円 ・学用品費 1,607,040円 ・通学用品費 69,130円 ・新入児童学用品費 1,943,400円		

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	（1）	学校教育の充実
	教育施策（中区分）		

担当課評価	評価欄	3人目以降の生徒に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。しかし、人口減少を減らす目標は達成できなかった。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内在住の家族が18歳未満の子を3人以上養育する場合に、第3子以降の児童生徒の義務教育にかかる費用を一部給付する事業である。中学校においては、毎年80人前後の実績があり、教育費の負担軽減を図ることができている。毎年、生徒数は減少しているものの、事業実績はほとんど変わらない状況である。3人以上の子を育てようとする保護者は毎年一定数あり、意義のある事業となっている。少子化に歯止めをかけることは、一事業だけでは困難であるが、引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		4,693,000	3,632,256
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	4,693,000	3,632,256

行動計画★	計画	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進する。
	実績	各該当者からの申請をとりまとめ、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進のため全額給付を行った。

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進するため必要である。しかしながら、成果指標に結び付けていくためには、他部署における移住定住促進事業も不可欠となる。（目標指数の再検討が必要。）
	有効性	概ね適切	3人目以降の生徒に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。
	効率性	概ね適切	各該当者へ通知を郵送し申請をとりまとめ、審査後、年度一回の支給としている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

成果指標	目標値	定住化を図り、人口減少を減らす。
	実績値	転入数2400人－転出数2441人＝-41人（令和2年4月～令和3年2月）

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	第三子以降が中学生の場合、学用品費の支給をしていく。
	手法改善	維持	年度一回の支給を継続していく。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

具体的な改善策、今後の展望等	年度一回の支給を継続していく。
----------------	-----------------

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	成果指標の目標値については、この事業だけでは達成が困難な目標値であり、目標値の再検討が必要であると考えます。多子世帯に対する経済的な支援として教育費の負担減が図られている点について評価される。事業継続にあたっては、支援内容、受給者の所得制限について検討されたい。必要とされる支援について、子どもの貧困対策を踏まえ検討を希望する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
現在の成果指標の目標については、市全般における子育て世代の移住・定住促進の一助の施策であり、この事業だけでは達成が困難であると考えております。多子世帯に対する経済的な支援、教育費の負担軽減事業として対象世帯に支給することを目標とします。なお、子どもの貧困対策としては、低所得世帯への支援を要保護・準要保護児童就学援助にて対応してまいります。

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役 職	氏 名	分 野	任 期
委員長	中井 れい子	社会教育経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日
副委員長	田村 勝代	教育行政経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	北川 昌美	学校教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	林 善彦	社会教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	望月 善博	民間企業経営者等	平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑により委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として評価を決定し答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日 時	内 容
書面にて実施	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和3年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について

令和3年7月16日（金） 10時00分～12時45分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検及び評価の対象事業の選定について
令和3年8月26日（木） 9時00分～11時50分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (教育総務課、社会教育スポーツ課、学校教育課)
令和3年9月27日（月） 9時00分～11時40分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別最終評価の確定及び所見について
令和3年10月13日（水）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により実施されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

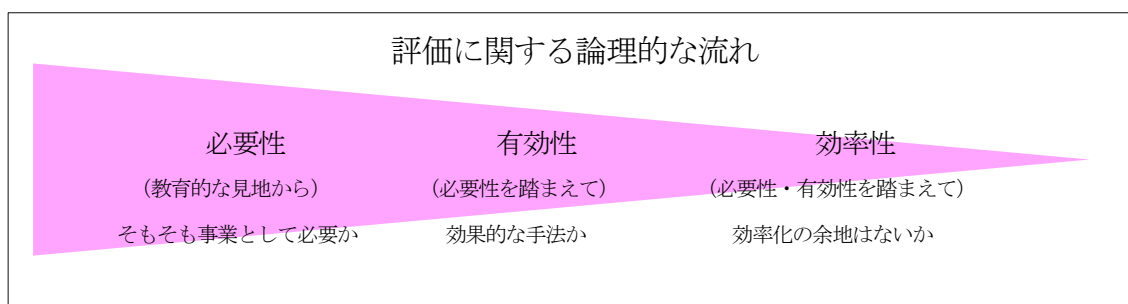
- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により4事業（事業内容により2事業を合わせて評価）を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）

を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第3期甲賀市教育振興基本計画」（令和元年度からの5年間を計画期間とする）に基づき、教育施策を推進しています。

効果的な教育行政の推進を図ることを目的に、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用した点検及び評価を実施、改善や工夫に取り組んでいます。点検・評価結果を最大限に生かして市民の皆様によりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

条例第 3 5 号

改正 平成 2 7 年 6 月 1 5 日 条例第 1 7 号

平成 2 8 年 3 月 9 日 条例第 3 号

平成 2 8 年 6 月 2 2 日 条例第 1 8 号

平成 2 9 年 3 月 3 0 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成 1 7 年甲賀市条例第 1 号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成 1 7 年甲賀市条例第 2 号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成 2 0 年甲賀市条例第 4 3 号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成 1 7 年甲賀市条例第 2 4 号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議す ること。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のものの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有 財産審議会	公有財産の取得、管理及び処 分について調査し、審議する こと。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 市長が指名する 職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札 監視委員会	市が発注する公共工事等に 関する入札及び契約の適正 化を図るために必要な事項 について調査し、審議するこ と。	(1) 学識経験を有す る者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域 福祉計画審 議会	社会福祉法(昭和26年法律 第45号)第107条に規定 する地域福祉計画の策定及 びその推進について調査し、 審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 地域福祉関係団 体の代表者 (4) 社会福祉事業関 係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工 業振興計画 審議会	商工業振興計画の策定及び その推進について調査し、審 議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 商工業関係団体 の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	1 5 人以 内	2 年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	1 2 人以 内	2 年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	2 0 人以 内	2 年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6 人 以内	3 年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8 人 以内	3 年

評価委員会		る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	--	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで

議案第 66 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 17 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成１７年条例第２８号）第３条第２項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	小澤 信一	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ協会
2	山崎 隆司	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ推進委員会
3	福井 尚子	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ少年団
4	大原 克彦	学識経験を有する者	甲賀市総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会
5	宇田 康雄	学識経験を有する者	ゆうゆう甲賀クラブ
6	宇田 美輝子	学識経験を有する者	甲賀市健康推進員連絡協議会
7	倉谷 義数	学識経験を有する者	滋賀県障害者スポーツ協会
8	村上 元庸	学識経験を有する者	滋賀県スポーツ医会
9	中山 勝則	関係教育機関の職員	甲賀市小学校体育連盟
1 0	永井 泉	関係教育機関の職員	甲賀市中学校体育連盟
1 1	大野 正美	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 朝宮保育園
1 2	松井 章	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課